

# 小値賀町国土強靱化地域計画



小値賀町

令和 3 年 3 月



はじめに

世界中いたるところで大規模自然災害が発生していますが、日本国内においても、阪神・淡路大震災以降、各地で大地震や津波、火山の噴火等が相次いで起こり、東日本大震災では、「想定外」の巨大地震・津波、二次災害として福島第一原子力発電所事故、風評被害というあってはならない、甚大な複合災害という結果となってしまいました。

私たちは、日本全体が災害列島ともいえる状況であることを身にしみて経験し、地震も含め自然災害に係る危機管理力を町民の皆様と共有し、「想定外」の自然災害・複合災害が、わが愛すべき小値賀町を襲うことも「想定」できる想像力をもつべきと思います。

私たちは、どんな大規模自然災害が起こっても、一人の犠牲者も出さず「命」「生活」を守り、乗り越え、次の世代に、小値賀町のこのすばらしい海や山、人の絆、地域の絆を引き継いでいくために、今考えられる限りのすべての備えをしっかりとっておかなければなりません。

いつ起きるか予想できない大災害への備えは、平時のまちづくりそのものが防災対策になっているものでなければなりません。そのため、小値賀町では、国の国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）を踏まえ、「小値賀町国土強靱化地域計画」を策定しました。

国土強靱化地域計画とは、どんな自然災害等が起こっても地域が機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」を作り上げるための計画です。「小値賀町国土強靱化地域計画」により、町民のみなさまとともに「安全・安心を実現し、希望をもち誇れる小値賀町」の実現に取り組んでまいります。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案を賜りました小値賀町国土強靱化地域計画策定委員会のみなさま、並びに町民アンケートにご協力いただいた全ての皆様に厚くお礼を申し上げます。

小値賀町長 西村 久之

# 目次

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| はじめに                        | ページ |
| <b>第1章 計画策定趣旨・位置づけ</b>      | 1   |
| 第1節 計画策定の趣旨                 | 1   |
| 第2節 計画の位置づけ                 | 1   |
| 第3節 計画の推進期間                 | 1   |
| <b>第2章 計画の基本的考え方</b>        | 1   |
| 第1節 計画の基本的考え方               | 1   |
| 第2節 目標                      | 3   |
| 第3節 基本的方針                   | 4   |
| <b>第3章 小値賀町の特徴と過去の災害</b>    | 5   |
| 第1節 小値賀町の特徴                 | 5   |
| 第2節 過去の災害                   | 6   |
| <b>第4章 脆弱性評価</b>            | 7   |
| 第1節 脆弱性評価の考え方               | 7   |
| 第2節 想定リスク                   | 7   |
| 第3節 リスクシナリオ                 | 10  |
| 第4節 施策分野の設定                 | 11  |
| 第5節 「最悪の事態」回避に向けた現行施策の分析・評価 | 12  |
| 1 リスクシナリオ毎の分析・評価            | 12  |
| 2 横断的分野の分析・評価               | 31  |
| <b>第5章 推進すべき施策プログラム</b>     | 33  |
| 第1節 リスクシナリオ毎の推進方針及び対応方策     | 33  |
| 第2節 施策分野毎の施策プログラム           | 55  |
| 第3節 横断的分野の施策プログラム           | 56  |
| <b>第6章 計画の着実な推進に向けて</b>     | 58  |
| 第1節 施策の重点化                  | 58  |
| 第2節 重点指標                    | 59  |
| 第3節 PDCAサイクルによる計画推進         | 65  |
| 第4節 推進体制                    | 65  |
| 第5節 計画の見直し                  | 65  |
| <b>資料編 町民アンケート結果</b>        | 67  |



## 第1章 計画策定趣旨・位置づけ

### 第1節 計画の策定趣旨

本計画は、国、県、近隣市町など関係者相互の連携のもと、小値賀町における地域の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定する。

### 第2節 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法（第13条）に基づく強靱化地域計画であり、小値賀町における地域の強靱化に関し、総合計画や地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針（＝アンブレラ計画）となるものである。

### 第3節 計画の推進期間

本計画においては、小値賀町の内外における社会経済情勢の変化や国、県及び小値賀町を通じた国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年を推進期間とする。

それ以前においても、環境、社会経済情勢の大きな変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画そのものの修正を要する場合には、適宜見直すものとする。

## 第2章 計画の基本的考え方

### 第1節 計画の基本的考え方

小値賀町の強靱化に取り組むにあたっては、過去に経験した災害や地勢等の特徴を踏まえることに加え、環境の変化、少子高齢化に伴う地域力低下や公共土木施設の機能維持といった社会情勢の変化を見据え、インフラの老朽化・耐震対策・避難所整備等の「ハード面」と自助共助の重要性に係る防災意識の向上・防災ポータルサイトの充実等といった「ソフト面」の両輪で取組を進める。

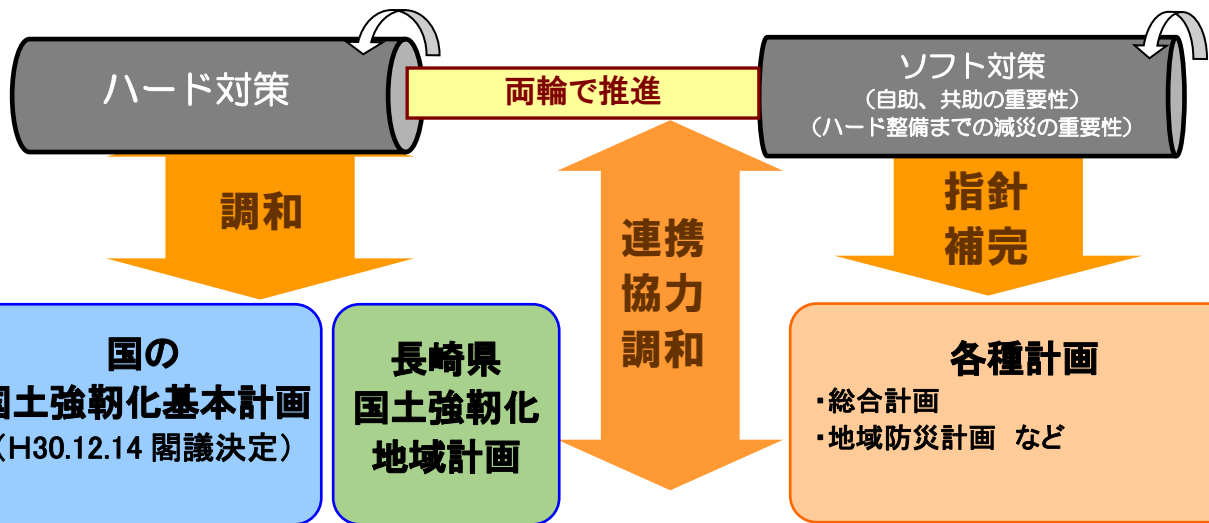
インフラ整備という性質上、効果発現に一定の期間と費用を要するハード対策と、整備期間中の減災効果が期待できるソフト対策の強化については、長期的な視点や既存資源の有効活用等の観点に立って両輪で取組むことで切れ目のない強靱化を目指す。

また、自助、共助、公助の役割を適切に踏まえ、特に大規模災害時には行政の迅速な支援（公助）と共に、状況に応じた適切な避難や自分自身の命を守る意識と行動（自助）、近所で協力して救出活動や避難誘導を行なう仕組み（共助）により被害の軽減が期待できることから、「自助、共助の重要性」を認識し、家庭や学校、地域での防災力の強化に繋がる取組や防災情報発信の充実に努める。

小値賀町の強靱化をおこなうにあたっては、基本計画に基づき国土の全域にわたって強靱化を進めている国や、大規模災害時に相互応援を実施する関係地方自治体(県他市町)、町民や民間事業者等と一体となって推進していくことが重要であることから、国、県、関係自治体、町民や民間事業者等と町が連携・協力しながら、総動して地域の強靱化を推進する。

なお、小値賀町総合計画や地域防災計画等既存の計画の見直しや施策の具体化に際しては、指針、相互補完として機能し、双方向でより実践的な計画となるよう努める。

# 小値賀町国土強靱化地域計画



町民、地域、民間事業者、関係団体、関係自治体、小値賀町

## 主なハード対策

- 避難所等重要防災拠点の防災力の強化
- 住宅、学校等の耐震化・長寿命化の推進
- 重要道路・港湾・治水施設等インフラの維持管理、老朽化・耐震対策等の推進
- 重要港湾・防災拠点等のバックアップ施設整備
- 農林水産業の整備・防災力の強化
- 海岸保全施設の整備・防災力強化
- 砂防事業、森林整備事業等の推進

## 主なソフト対策

- 自宅の防災力強化の取組支援の強化
- 地域の防災力強化の取組支援の強化
- 防災情報の収集や発信の強化
- 災害教訓の家庭や地域での伝承
- 各種ハザードマップの作成・訓練・防災教育・自主防災組織結成の促進
- 消防団の体制・装備・訓練の充実強化
- 要配慮者の避難支援対策の促進
- 事業者の事業継続・経営力支援の強化
- 若者定住促進・産業振興による地域力強化

ハード整備には一定の期間が必要

ソフト対策と両輪で推進し、切れ目のない強靱化

## 第2節 目標

小値賀町の地域強靱化に向けての、目指すべき方向性は、下記の二つである。

第一に、どんな自然災害・複合災害が起こっても、機能不全に陥らず、いつまでも町全体が元気であり続ける「強靱な地域」を目指す。

第二に、災害時などに防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時から備えを行うことにより、持続的な社会の構築、ひいては地域の活性化並びに経済の活性化を目指す。

小値賀町の強靱化を総合的、計画的に推進するためには、上記の二本の方向性と下記の目標の下にリスクシナリオ（最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討をおこなうことが重要である。

大規模自然災害から生命、身体及び財産の保護を図り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念、国の基本計画及び、県の計画を踏まえ、4つの基本目標、8の事前に備えるべき目標を設定する。

### 1 基本目標

- I 人命の保護が最大限図られる
- II インフラ破損等で町が孤立せず、町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

### 2 事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 孤立を回避し、孤立しても生活・経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ 生活・経済活動に最低限必要なライフラインを確保し、早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつより強靱に再建・回復できる条件を整備する

## 第3節 基本的方針

小値賀町の地域強靱化については、国土強靱化基本計画に掲げる基本的な方針に基づき進める他、本強靱化地域計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下の事項を基本的な方針として推進する。

### 1 地域強靱化の取組姿勢

- ① 地域の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味した取組の推進
- ② 長期的視野を持った計画的な取組の推進
- ③ 地域間連携の強化、地域の活力の向上、「自立・分散・協調」型の地域への転換
- ④ 経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- ⑤ 適正な制度、規制のあり方を見据えた取組の推進

### 2 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード、ソフト対策の適切な組み合わせ
- ② 国、地方公共団体、民間事業者、関係団体、住民の連携と役割分担
- ③ 平時の有効活用

### 3 効率的な施策の推進

- ① 施策の重点化の推進
- ② 既存の社会資本の有効活用
- ③ 民間資金の積極的活用
- ④ 施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑤ 土地の合理的利用の促進
- ⑥ 研究開発の推進と成果の活用
- ⑦ コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ⑧ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
- ⑨ 自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

## 第3章 小値賀町の特徴及び過去の災害

### 第1節 小値賀町の特徴

#### 1 地勢

本町は、小値賀本島を中心として、その周囲に散在する大小17の島からなっている。

東経129度3分30秒、北緯33度11分30秒の交叉点が本町の中心になっており、五島列島の北部に位置し、北は、宇久島に7.5km、南は、5.5kmを隔てて上五島に相對し、東は海を隔てて九州本土に、西は遠く東シナ海に望んでいる。

総面積は、25.46km<sup>2</sup>で、本島は12.22km<sup>2</sup>、中央部に海拔105mの番岳があり、西方、北東方、南東方海岸には丘陵が続いている。いずれも火山の噴出によって生じた珍しい火山群島で、地形は、一般に平坦で海岸線の出入りが多く、南方には本町の玄関「笛吹港」、東方には自然の良港「前方港」がある。

気象は、黒潮暖流が九州の南西海岸で枝別れして、一部は九州西海岸沿いに五島近海を経て日本海に入る対馬海流の影響を受けて「温暖多雨」な海洋性の気候である。

災害は、特に被害の拡大が予想されるのは、五島列島の西側を通過する台風で、平坦な本町では、人家や諸施設が沿岸の平地に集まっており、過去においても高潮、暴風雨などで甚大な被害をもたらしている。

また、笛吹地区、斑地区等の市街地は人家が集中しており、強風時万一火災等が発生した場合、大火になる恐れがある。

#### 2 人口

住民基本台帳に基づく令和2年10月1日現在の小値賀町人口は、2,344人で、男女別みると、男性1,082人、女性1,262人となっている。

#### 3 交通

- ① バス：小値賀町内では、小値賀交通がバスの路線を有している。
- ② 船舶：町内の笛吹漁港において、九州商船及び野母商船が定期航路を有している。
- ③ 空路：滑走路が800mの空港はあるが、現在は定期便はない。

#### 4 産業

- ① 農業：小値賀町の耕地面積は、461ha（平成30年）で、農業は小値賀町の基幹産業であり、中でも畜産業は農業生産額の約70%を占めている。
- ② 漁業：小値賀町の漁獲量は655t（平成29年）で、県内第12位である。
- ③ 商工業：小値賀町の商工業は、町内消費向けの食料品や日用雑貨の販売に従事している店舗がほとんどであり、工業は食料品製造及び船舶の修理を主とし、建設業は町内事業者だけでなく町外にも依存している。

## 第2節 過去の災害

### 1 台風

小値賀町は、五島列島の北東部に位置し、過去に大型台風により、甚大な被害が出ている。

最も大きな被害が出た台風は、昭和 62 年 8 月 31 日の台風 12 号で、小値賀町の直ぐ西を通過、推定瞬間最大風速約 70m/s の大型台風で、被害は、死者 1 名、重軽症者 3 名、家屋の全壊 21 棟、半壊 44 棟、一部損壊 1,274 棟、被害額 16 億 4,600 万円余の被害を出し、小値賀町の住宅等の建築物の殆どが被害を受けた。また、全戸が停電、断水となった。

### 2 豪雨・土砂災害

線状降水帯による洪水被害が各地で発生している。小値賀町でも梅雨時期等豪雨に見舞われることが近年多くなってきており、土砂災害、浸水被害が発生している。

### 3 地震

過去、地震により多くの被害があったという記録は残っていない。唯一、平成 17 年 3 月 20 日の福岡県西方沖地震では、町内で震度 4 を記録、多くの家屋で瓦の落下等の被害が出ている。

| 長崎県における主な被害地震 |                |        |          |                                |
|---------------|----------------|--------|----------|--------------------------------|
| 発生年月日         | 地域名            | 地震規模 M | 被害中心地    | 被害の概要                          |
| 1657.1.3      | 長崎             |        | 長崎       | 家屋一部損壊                         |
| 1700.4.15     | 壱岐・対馬          | 7      | 壱岐・対馬    | 石垣・墓石・家屋倒壊                     |
| 1725.11.8-9   | 肥前・長崎          | 6      | 平戸・長崎    | 諸所破損多し                         |
| 1730.3.12     | 対馬             |        | 対馬       | 諸所破損多し                         |
| 1791.12.5     | 雲仙岳            |        | 小浜       | 家屋倒壊・死者2人                      |
| 1792.4.21-22  | 雲仙岳<br>(三月朔地震) |        | 島原・小浜・森山 | 石垣倒壊・地割れ・家屋倒壊                  |
| 1792.4.25     | 雲仙岳            |        | 森山       | 石垣倒壊・地割れ・家屋倒壊                  |
| 1792.5.21     | 雲仙岳<br>(島原大変)  | 6.4    | 島原       | 石垣倒壊・眉山大崩落・大津波・死者1.5万          |
| 1808.8.2      |                |        | 五島       | 石垣倒壊・石塔崩壊                      |
| 1828.5.26     | 長崎             | 6      | 天草・長崎・五島 | 出島周辺崩壊                         |
| 1866.5.14     |                |        | 千々石      | 各所の損壊                          |
| 1915.7.20-21  | 喜々津地震群         |        | 小浜・千々石   | 石垣一部倒壊                         |
| 1922.12.8     | 千々石湾<br>(島原地震) | 6.9    | 北有馬      | (01時49分) 家屋倒壊・死者23人・煙突倒壊・水道管頗列 |
| 1922.12.8     | 千々石湾<br>(島原地震) | 6.5    | 小浜       | (11時02分) 家屋倒壊・死者3人             |
| 1951.2.15     | 島原半島           | 5.2    | 千々石      | 地割れ                            |
| 1984.8.6      | 島原半島地方         | 5.7    | 小浜・千々石   | 家屋一部損壊・石垣・墓石倒壊                 |
| 2005.3.20     | 福岡県西方沖         | 7      | 壱岐       | 負傷者2人・住宅全壊1棟                   |

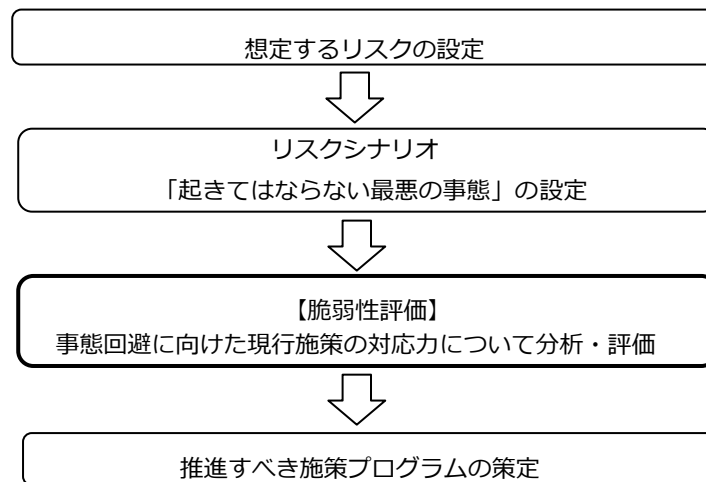
## 第4章 脆弱性評価

### 第1節 脆弱性の評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、小値賀町の地域強靱化に関する施策を策定し、推進する上での必要不可欠なプロセス（基本法第9条第5項）である。

脆弱性評価に当たっては、国土強靱化基本計画の策定に際し、国が実施した評価方法を参考に、以下の枠組みにより実施する。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



### 第2節 想定リスク

想定するリスクは、国土強靱化基本計画と同様、原子力事故やテロ等、自然災害以外のリスクは対象外とし、大規模自然災害のみを対象とする。

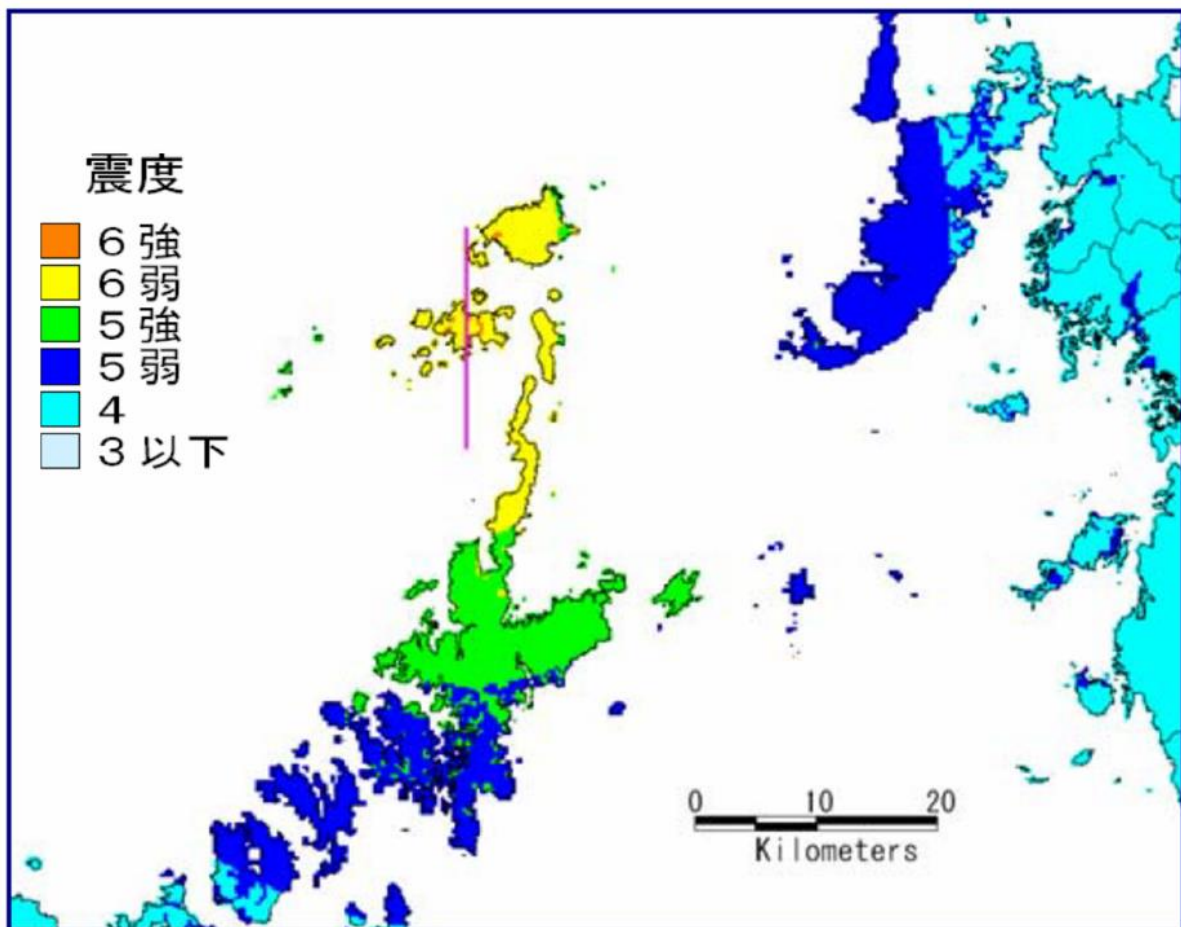
よって、地震については、南海トラフ地震が遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されており、小値賀町においては、県が平成18年の調査で取り上げた小値賀町直下地震を想定する。

## ●地震

平成 18 年 3 月の長崎県地震等防災アセスメント調査報告書に、小値賀町に被害をもたらすと想定される地震として、小値賀町直下地震をあげている。想定規模は、マグネチュード 6.9、震源上端深さ 3Km を想定しているが、これは活断層の有無とは無関係に想定したものである。

| 想定地震     | 最大震度 | 備考 |
|----------|------|----|
| 小値賀町直下地震 | 6 弱  |    |

※「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」（平成 18 年 3 月）より

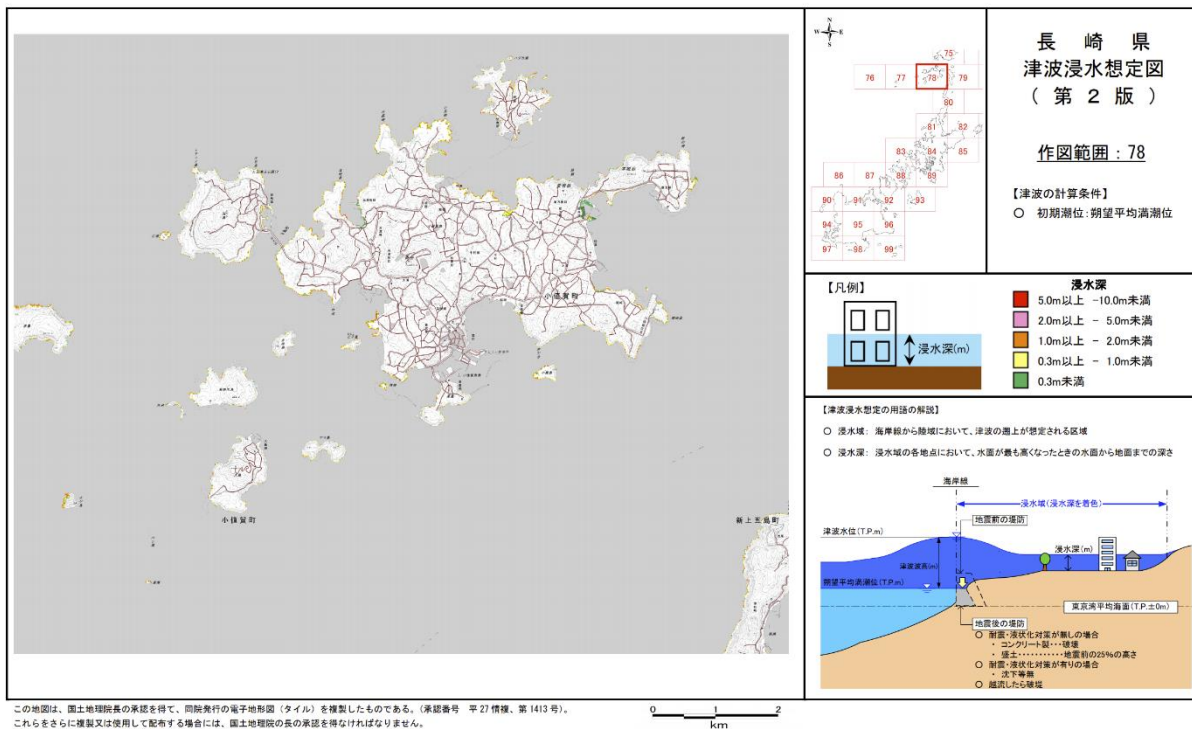




## ●津波

| 想定断層     | 最大津波水位<br>T.P.+m | 備考 |
|----------|------------------|----|
| 対馬海峡東の断層 | 3                |    |

※「長崎県津波浸水想定について(解説 第 2 版)」(平成 28 年 10 月 31 日公表)では、地震発生時の津波を想定し、最大 3m(T.P.+m)、1cm 以上 2m 以下の浸水区域面積を 60ha としている。



注) 県の発表の津波浸水想定は、想定よりも大きな津波が発生する可能性がないというものではなく、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深が更に大きくなったりする場合があります。着色されていない区域が必ずしも安全ではないとしている。

## ●台風等風水害

土砂災害警戒区域 25 ケ所、土砂災害特別警戒区域 27 ケ所が令和元年に指定されている。近年数個所の小規模土砂災害が発生し、大規模災害にはなっていないが、今後発生する可能性があるとして警戒が必要である。

台風については、過去最大被害を出した昭和 62 年 8 月 31 日の台風 12 号の推定瞬間最大風速約 70m/s 級の大型台風以上の規模を想定する。

### 第3節 リスクシナリオ

脆弱性の分析・評価、対応方策の検討を行うにあたり、事前に備えるべき目標に応じてリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を設定する。

国土強靱化基本計画では、8の「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されており、長崎県の地域計画は、半島・離島の孤立化回避を加えて、9の「事前に備えるべき目標」と43の「起きてはならない最悪の事態」を設定している。これらを元に、小値賀町の地域特性等を踏まえ、「最悪の事態」の追加・統合・組み替え等を行った結果、本地域計画においては、8のカテゴリーと32の「起きてはならない最悪の事態」を設定することとする。

#### 小値賀町の脆弱性-リスクシナリオ

| 基本目標                                          | 事前に備えるべき目標                            | 脆弱性一起きてはならない最悪の事態                                         |                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅰ 人命の保護が最大限図られる                               | Ⅰ-① 直接死を最大限防ぐ                         | 1.地震<br>2.津波<br>3.暴風雨<br>4.火災<br>5.避難                     | 地震等により住宅・建築物等の倒壊による多数の死傷者の発生<br>大規模津波等による多数の死傷者の発生<br>超大型台風等により家屋の損壊浸水又は土砂災害による多数の死傷者の発生<br>木造家屋密集地区での大規模火災による多数の死傷者の発生<br>的確な情報伝達・避難指示の不備等での避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生                                                        |
|                                               | Ⅰ-② 救助・救急、医療活動、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 1.救助<br>2.共助力<br>3.備蓄<br>4.避難所<br>5.医療福祉体制<br>6.防疫        | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足<br>住民被災が著しく地域の共助力をもつての救助・救援活動がほとんどできない事態<br>被災地での食料・飲料水・電気・燃料等の供給が長期に途絶える事態の発生<br>避難所の機能不全等による被災者の生活維持が困難となる事態の発生<br>医療・福祉の施設・体制の絶対的不足・被災、エネルギー途絶による医療・福祉機能の麻痺<br>被災地での疫病・感染症等の大規模発生 |
| Ⅱ インフラ破損等で町が孤立せず、町及び地域社会の重要機能が致命的な障害を受けず維持される | Ⅱ-① 必要不可欠な行政機能は確保する                   | 1.行政                                                      | 行政機関・職員、防災拠点施設の被災による行政機能低下                                                                                                                                                                                              |
|                                               | Ⅱ-② 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する          | 1.情報通信<br>2.防災無線<br>3.テレビ等                                | 電力供給停止、海底ケーブルの寸断等による情報通信機能・情報サービスの麻痺・長期の停止<br>町防災行政無線施設の損壊による情報提供機能の停止<br>テレビ・ラジオ放送等の中断による情報伝達不能                                                                                                                        |
|                                               | Ⅱ-③ 孤立を回避し、孤立しても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない   | 1.生産力低下<br>2.交通・物流<br>3.孤立地区<br>4.生活物資<br>5.用水            | サプライチェーンの寸断等により企業等の生産力低下による競争力の低下<br>海上等交通ネットワークの機能停止による孤立事態の発生<br>孤立世帯・集落の発生<br>食料・水等の安定供給の停滯<br>異常渇水等による用水供給途絶により生産活動への甚大な影響                                                                                          |
|                                               | Ⅱ-④ 生活・経済活動に最低限必要なライフラインを確保し、早期復旧を図る  | 1.上下水道<br>2.電力・燃料等                                        | 上下水道の復旧の長期の遅れ、又は渇水による上下水道機能不全<br>電力供給網や石油・LPガス供給の停止                                                                                                                                                                     |
| Ⅲ 町民財産及び公共施設被害の最小化                            | Ⅲ-① 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない             | 1.火災<br>2.道路封鎖<br>3.水害<br>4.農地等の荒廃<br>5.風評被害              | 住宅地等での大規模火災の発生<br>地震等防災時の建物倒壊等により道路封鎖による救助復旧活動不能<br>ため池等の決壊による水害の発生<br>農地の崩壊等農業基盤の倒壊による農業被害発生<br>風評被害等による町内経済等への甚大な影響                                                                                                   |
| Ⅳ 迅速な復旧復興                                     | Ⅳ-① 地域社会・経済が迅速かつより強靱に再建・回復できる条件を整備する  | 1.基幹インフラ<br>2.復旧・復興資源不足<br>3.災害廃棄物<br>4.復興人材不足<br>5.地域力低下 | 道路等基幹インフラの損壊により復旧・復興に支障<br>復旧・復興事業用地確保・仮住居等の整備の遅延により被災者の生活再建の大幅な遅滞<br>大量発生の災害廃棄物処理の停滯による復旧・復興の大幅な遅滞<br>人材不足による復旧・復興の大幅な遅滞<br>人口減少・少子高齢化進行により地域力低下・地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅滞                                            |

## 第4節 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取り組みは、次の6の施策分野及び小値賀町の地域特性を鑑み、地域振興分野を横断的分野として整理する。

| ●施策分野         | 主な施策                                                                                                                                            | 関係各課                                                                                                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A 行政/警察・消防分野  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機能維持に係る施策</li> <li>・住民避難に係る施策</li> <li>・消火・救助・救急に係る施策</li> <li>・教育施設の安全施策</li> <li>・防災教育施策</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課・住民課・福祉事務所</li> <li>・産業振興課・建設課・出納室</li> <li>・教育委員会・議会事務局</li> <li>・佐世保市消防局</li> <li>西消防署小値賀出張所</li> </ul> |
| B 住宅・建築・環境分野  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅や建築物の安全に係る施策</li> <li>・上下水道施設の強化に係る施策</li> </ul>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課・住民課・福祉事務所</li> <li>・産業振興課・建設課・農業委員会</li> <li>・佐世保市消防局</li> <li>西消防署小値賀出張所</li> </ul>                     |
| C 保健医療・福祉分野   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時医療保健体制に係る施策</li> <li>・避難行動要配慮者に係る施策</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所・健康管理センター</li> <li>・産業振興課・建設課・診療所</li> </ul>                                                            |
| D I初ター・情報通信分野 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時エネルギー確保に係る施策</li> <li>・災害時情報通信体制確保に係る施策</li> </ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課・建設課</li> </ul>                                                                                           |
| E 農林水産・産業分野   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業の基盤整備に係る施策</li> <li>・事業者の事業継続体制に係る施策</li> </ul>                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課・産業振興課・建設課</li> <li>・出納室</li> </ul>                                                                       |
| F 町土保全分野      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立予防に係る施策</li> <li>・交通ネットワーク整備に係る施策</li> <li>・海岸保全施設の整備強化に係る施策</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課・産業振興課・建設課</li> </ul>                                                                                     |
| ●横断的分野        | 主な施策                                                                                                                                            | 関係各課                                                                                                                                                 |
| G 地域振興分野      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会・地域産業活性化による防災力を強化する施策</li> </ul>                                                                    | 以下、全部署                                                                                                                                               |

## 第5節 「最悪の事態」回避に向けた現行施策の分析・評価

前節で設定した 32 の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)に関して、自助・共助・公助の視点から、各施策における主体を明確化し、「住民」「事業者」「地域」のそれぞれについて、脆弱性の分析・評価を行うとともに、本町が実施している施策分野毎の事業の推進状況や課題から、最悪の事態回避に必要な事項等について、次のとおり分析・評価を行った。

### 1 リスクシナリオ毎の分析・評価

#### I 人命保護が最大限に図られる

##### I-①直接死を最大限防ぐ

#### 1 地震等により住宅・建築物等の倒壊による多数の死傷者の発生

(A・B)

##### ■住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)

###### 【住民・事業者】

- 自宅・事業所の耐震化、瓦屋根の改修・吹替え・家具の固定等自宅の強靱化を進める必要がある

###### 【行政】

- 公共施設の耐震化、及び非構造部材等の耐震対策を進める必要がある
- 住宅の耐震化、屋根の吹替え支援等住まいの改修を促進するための支援を行う必要がある

##### ■空家・ブロック塀対策(B-2)

###### 【住民・事業者】

- 所有土地・建物の適正な管理を行う必要がある
- 法不適合の危険ブロック塀を点検し、必要であれば撤去・補強を行う必要がある

###### 【地域】

- 地域内の空家等危険家屋・危険ブロック塀を点検し撤去・補強等適正管理を所有者に対して即す必要がある

###### 【行政】

- 地域と連携して所有者・管理者に対し空家の予防対策、利活用、除却等を促し、場合によっては、直接地域と連携して除去する等危険空家解消に努める必要がある
- 地域と連携して危険ブロック塀を点検し撤去・補強等適正管理を所有者に対して即す必要がある

##### ■公的住宅の長寿命化(B-3)

###### 【行政】

- 町営住宅等について、個別修繕改善による長寿命化を図るべき住宅、用途廃止すべき住宅、建替えすべき住宅、新築すべき戸数等、平常時の住民の住宅需要と災害時の住宅需要を勘案して計画的に整備する必要がある

##### ■被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備(B-4)

###### 【行政】

- 被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の人員確保と資質向上を進める必要がある

### ■救助・救急体制の強化(A-3)

#### 【住民・事業者】

- 自主防災組織・消防団活動、防災訓練や講習会等へ積極的に参加協力する必要がある

#### 【地域】

- 自主防災組織・消防団の救助・救急支援能力を向上していく必要がある

#### 【行政】

- 防災訓練や講習会等への住民・事業者・地域の積極的な参加を得る取り組みが必要である
- 職員の防災対応力の向上、広域連携体制の強化、計画的な非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備・充実・更新を行う必要がある

### ■地域防災力の強化(A-4)

#### 【住民・事業者】

- 地域の危険箇所点検活動に参加し地域を再認識する必要がある
- 地域の防災活動に高校生等子供女性が参加する必要がある

#### 【地域】

- 消防団は地域防災の要でありその活動を活性化する必要がある
- 災害時だけでなく、日常的に地域で助け合う活動を通じてコミュニティの維持・強化に取り組む必要がある
- 地域の高齢者・独り住まい世帯の台風接近時の防災措置を地域で支援する体制を構築しておく必要がある
- 自主防災組織を既存の各地域組織の中に作り、リーダーを決め地域ぐるみで防災に取り組む必要がある
- 実際の災害を想定した避難訓練の実施を通じて体験型の防災活動を実施する必要がある
- 地区防災行動計画の作成を行う必要がある

#### 【行政】

- 小中高校生女性等様々な主体が防災を通じた地域活動に参画できる環境を整備する必要がある
- 消防団・自主防災組織の組織化・活性化を指導・支援する必要がある
- 震災時に防火水槽が破損しないよう耐震性防火水槽の整備を進める必要がある

### ■住民避難に係る取組み(A-5)

#### 【住民・事業者】

- 避難訓練等の自主防災組織活動に積極的に参加し、迅速かつ安全な避難ができるようにする必要がある
- 避難の際に持出する非常持出品を平時より用意しておく必要がある
- 避難に備えて、懐中電灯、靴、ヘルメット、ライフジャケット等も日常より身近に用意しておく必要がある
- ライフラインが災害時に途絶した場合に備えて、ボンベコンロ、キャンプ用品等を備えておく必要がある
- 一時避難所・避難生活のための避難所を平時において決めておき、確認しておく必要がある

【地域】

- 地区住民センター等地域毎に身近に避難できる避難所を地域が共同して開設できる体制を構築する必要がある
- 地域は、近隣での見守りや住民の交流情報を共有し、孤立者が出ないように取り組む必要がある

【行政】

- 地区住民センター等地域毎に身近に避難できる避難所の整備を進める必要がある
- 地域毎に避難所を設置するに伴い、災害対策本部と各避難所等の防災拠点間の情報共有が出来る環境を整える必要がある
- 災害時には避難場所にも活用できるよう運動場等を整備する必要がある
- 災害種別毎に指定緊急避難場所及び指定避難所・福祉避難所の指定の見直し、整備・運営体制等の確立を推進する必要がある
- ハザードマップの更新・周知や緊急避難場所・避難所の周知を行う必要がある
- 避難指示等の適時適切な、かつ早め早めの判断伝達に努め、的確にタイムラインの運用を図る必要がある
- 避難所について、要配慮者の為の施設整備、車いす等の機器の整備を進める必要がある

■要配慮者支援(A-6)

【住民・事業者】

- 平常時から避難に際し、支援が必要な場合は、共助による支援が受けられるよう近隣にその旨の情報を提供しておく必要がある
- 要配慮者利用施設等は避難計画を策定し、避難訓練を実施する必要がある

【地域】

- 被災時、近隣の要配慮者を把握しておき、要配慮者の避難を支援する体制を地域で構築しておく必要がある
- 被災後に要配慮者への支援が継続できる体制を整備する必要がある

【行政】

- 避難行動要配慮者名簿を活用し、要配慮者の避難及び避難生活を考慮した防災訓練を行う必要がある
- 要配慮者向け備蓄を充実させ、地域の要配慮者対策を支援する必要がある

■教育施設の安全に係る取組み(A-10)

【行政】

- 耐震診断・耐震補強を実施し、安心安全の施設環境を整備する必要がある
- 施設の安全点検を日常的に実施する必要がある

■防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)

【住民・事業者】

- 自ら地域の脆弱性について情報を収集する等防災意識を向上していく必要がある
- 自ら他地域の被災の情報・実態を学ぶと同時に、自宅の災害リスクを詳細に把握することに努める必要がある
- 被害を最小限に抑えるために各事業所の防災訓練の実施や防災意識の向上を図り防災教育を

促進する必要がある

【地域】

- 地域ぐるみで防災訓練等を通じて防災意識を共有していく必要がある
- 地域の防災関係の言い伝えを伝承する必要がある

【行政】

- 学校と協力し防災教育を進める必要がある
- 町の防災対策ガイドブックを作成し防災意識の高揚を図る必要がある
- 防災意識の更なる向上のため、あらゆる機会を捉えて防災関係情報の積極的な広報・講演会等を行う必要がある

## 2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(A・B)

- 住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】
- 空家・ブロック塀対策(B-2)【再掲】
- 救助・救急体制の強化(A-3)【再掲】
- 地域防災力の強化(A-4)【再掲】
- 住民避難に係る取組み(A-5)【再掲】
- 要配慮者支援(A-6)【再掲】
- 防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)【再掲】

## 3 超大型台風等により家屋の損壊・浸水又は土砂災害により多数の死傷者の発生

(A・F)

### ■海岸保全施設・治水施設の整備・機能保全(F-1)

【住民・事業者】

- 平常時から側溝や排水溝の清掃をする必要がある

【地域】

- 地域の農業用水管理施設、海岸堤防の水門等の管理を共同で行う必要がある

【行政】

- 浸水被害の発生・拡大を防ぐために、海岸保全施設、準用河川や排水路、調整池等の排水施設を計画的に整備・改修するとともに、既存施設の維持管理を行う必要がある

### ■治水施設の老朽化対策(F-2)

【住民・事業者】

- 農地等の防災機能を保つため、農地等の適正管理を行う必要がある

【行政】

- 浸水被害の発生・拡大を防ぐため、排水路や雨水きょ等、排水施設の整備・改修、維持管理を計画的に実施していく必要がある
- 農地等の防災機能を保つため、用水路等の整備・改修、維持管理を計画的に行うと共に、農地等所有者への適切な管理の指導を行う必要がある

### ■救助・救急体制の強化(A-3)【再掲】



- 地域防災力の強化(A-4)【再掲】
- 住民避難に係る取組み(A-5)【再掲】
- 防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)【再掲】
- 暴風対策(F-9)

【住民・事業者】

- 宅地内防風林の整備に努める必要がある

【地域】

- 地域の防風林の整備に努める必要がある

【行政】

- 町内の防風林整備を計画的に進める必要がある

#### 4 木造家屋密集地区での大規模火災による多数の死傷者の発生

(A・B)

- 住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】
- 空家・ブロック塀対策(B-2)【再掲】
- 住宅建築物等の防火対策(B-5)

【住民・事業者】

- 住宅用火災報知機の設置・点検を行う必要がある

【地域】

- 地域内の消火栓・防火用水等の防火施設の適正管理に協力する必要がある

【行政】

- 木造家屋密集地域での延焼による大火災とならないよう、防火帯となる空地の確保、耐火建築物の推進を図る必要がある
- 住宅用火災警報器設置推進、事業所や地域における火災予防、防災知識の普及啓発を行う必要がある

- 救助・救急体制の強化(A-3)【再掲】
- 地域防災力の強化(A-4)【再掲】
- 住民避難に係る取組み(A-5)【再掲】
- 要配慮者支援(A-6)【再掲】
- 防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)【再掲】

#### 5 的確な情報伝達・避難指示の不備等での避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生

(A)

- 地域防災力の強化(A-4)【再掲】
- 住民避難に係る取組み(A-5)【再掲】
- 要配慮者支援(A-6)【再掲】
- 防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)【再掲】
- 災害関連情報伝達手段の多様化(A-19)

【住民・事業者】

- 各種災害情報を入手・活用できるようにする必要がある



【行政】

- 防災行政無線のバックアップ施設を整備する必要がある
- 防災行政無線による細やかな災害情報の発信に努めると同時に SNS 等の伝達ツールを活用する必要がある
- あらゆる状況を想定した情報伝達訓練を実施し、各システムの検証・住民の周知促進を図る必要がある

## I -②救助・救急、医療活動、被災者等の健康・避難生活環境を 確実に確保する

| 1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | (A・D) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>■消防・行政等の防災力の強化(A-2)</p> <p>【住民・事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●発災時に出火をさせない、初期消火を徹底できる備えが必要である</li> </ul> <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●発災時の消防団員の非常招集への対応の備えが必要である</li> <li>●災害に備える取り組みに係る情報を行政と地域全体で共有する必要がある</li> </ul> <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●発災時の消防団員の非常招集体制構築が必要である</li> <li>●災害に備える取り組みに係る情報を行政と地域全体で共有する必要がある</li> <li>●消防等を含む行政機関の職員・施設等の被災による災害対応機能の大幅な低下を回避するため庁舎等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄・災害用装備資機材の整備充実を図る必要がある</li> </ul> <p>■救助・救急体制の強化(A-3)【再掲】</p> <p>■地域防災力の強化(A-4)【再掲】</p> <p>■要配慮者支援(A-6)【再掲】</p> <p>■緊急車両、災害拠点診療所に供給する燃料の確保(D-1)</p> <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の緊急車両や災害拠点診療所への燃料供給体制を整備する必要がある</li> </ul> <p>■受援・応援計画(A-17)</p> <p>【住民・事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアを受け入れられる体制を整備する必要がある</li> <li>●災害ボランティアセンターの設置運営体制を整備する必要がある</li> </ul> <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の被災情報を収集伝達できる体制を確保する必要がある</li> </ul> <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●他自治体からの応援の受け入れの時期内容の明確化、及び支援物資の円滑な要請、受入配分体制を整備する必要がある</li> <li>●災害リスクに備え県内を始め防災協定締結等、自治体間の連携体制を構築する必要がある</li> <li>●自衛隊・消防等広域応援活動拠点となる場所を確保する必要がある</li> </ul> |       |
| 2 住民被災が著しく地域の共助力をもつての救助・救援活動がほとんどできない事態 (A・B)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |       |
| <p>■住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】</p> <p>■公的住宅の長寿命化(B-3)【再掲】</p> <p>■住宅建築物等の防火対策(B-5)【再掲】</p> <p>■地域防災力の強化(A-4)【再掲】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |       |

■要配慮者支援(A-6)【再掲】

■防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)【再掲】

3 被災地での食料・飲料水・電気・燃料等の供給が長期に途絶える事態の発生

(A・D)

■食料・飲料水の備蓄の推進(A-9)

【住民・事業者】

- 家庭・事業所内備蓄を進める必要がある
- 風呂に水を溜めておく等非常時に備えておく必要がある

【地域】

- 地域毎の防災備蓄品の整備を進める必要がある

【行政】

- 備蓄品・備蓄倉庫の計画的な購入・設置を進める必要がある
- 災害時物資調達体制を整備する必要がある
- 他地域での大災害により町への生活物資の供給が滞らないよう関係機関との協議・協定を予め締結しておく必要がある

■エネルギー供給体制の整備(D-2)

【住民・事業者】

- 自宅用小型発電機用の燃料を備蓄しておく必要がある
- エネルギーの供給拠点となるサービスステーション・LPガス充てん所等の災害対応力を強化する必要がある

【行政】

- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、町・県・国・民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築する必要がある

■情報通信機能の確保(D-3)

【住民・事業者】

- 停電時でも電話・インターネット回線が使用できるよう蓄電池・小型発電機等を設置しておく必要がある

【行政】

- 発災時孤立地区との情報通信を確保する等、災害時の情報収集機能が失われないような環境を構築する必要がある
- 防災行政無線の防災情報の発信と同時にSNS等でも発信していく必要がある

■停電対策・電線の切断予防(D-4)

【住民・事業者】

- 台風時に自宅・事業所内の樹木等が電線等を断線しないよう維持管理を行う必要がある
- 停電に備え、乾電池・蓄電式照明・発電機等を備えておく必要がある
- 電力事業者は、行政と連携して災害時の倒木による停電被害の発生を未然に防止するため計画的な樹木伐採等に取り組む必要がある
- 電力事業者は、台風接近に備え、町内に予め最大限の体制で待機する必要がある
- 電力事業者は、台風の襲来直後から安全確保を前提に現場確認・停電復旧作業を迅速に

行う必要がある

- 電力事業者は既設の送配電網の老朽化対策を実施する必要がある

【地域】

- 台風時に地域内の樹木等が電線等を断線する危険性のある地点を点検し、共同作業で枝切り等対処しておく必要がある

【行政】

- 県・町・電力事業者間で倒木処理・伐採に係る連携体制の構築に関する連携協定を締結することで、停電の原因となる可能性のある道路沿いの樹木の予防伐採を計画的に実施し、災害時の停電の原因となっている倒木処理・伐採の迅速な取り組み、停電時での医療機関・福祉施設・避難所等防災拠点施設の停電復旧を優先する等、電力事業者等との連携を確保する必要がある
- 主要幹線電線部の地中化を推進する必要がある
- 防災拠点等において災害時に自立運転可能な再生可能エネルギー等分散型電源の整備を進める必要がある
- 停電時に、電力事業者との情報共有を図ると共に、停電復旧の見通し等を適時防災行政無線等で町民に情報提供する必要がある
- 公園等公共施設敷地内の樹木等の維持管理を行う必要がある

■要配慮者支援(A-6)【再掲】

4 避難所の機能不全等による被災者の生活維持が困難となる事態の発生

(A)

■避難所施設整備・管理の適切化(A-7)

【行政】

- 避難所が地域の防災拠点としての役割を果たせるよう地区住民センター等の開口部の暴風対策工事等防災力強化のための改修を実施する必要がある
- 避難所の天井等内装を含めた耐震化やバリアフリー化等避難所の環境の充実を行う必要がある
- 避難所の停電対策として、非常電源装置又は発電機の設置等の整備を進める必要がある
- 避難所の季節に応じた空調設備・機器等の整備を進める必要がある
- 避難生活に必要な物資の把握・備蓄・要請・受け入れ態勢を整備する必要がある

■避難生活環境の向上(A-8)

【住民・事業者】

- 要配慮者利用施設等は、災害時に利用者のケアを行える体制を整備する必要がある
- 社会福祉法人等が人的資源等について連携協力して、福祉避難所運営体制の確立を図る必要がある
- ケアマネージャー等は避難者の避難後の健康状態を把握し、適切な支援を行う必要がある

【地域】

- 住民の主体的な避難所運営により、被災者の健康管理、避難所の衛生環境を確保する必要がある

【行政】

- 災害時は避難所の生活環境・避難者の健康状態を把握し、必要な環境整備・個別支援を行う必要がある
- 避難生活の環境改善のための簡易ベット・パーテーション等の備蓄を進める必要がある

**5 医療・福祉の施設・体制の絶対的不足・被災、エネルギー途絶による医療・福祉機能の麻痺 (A・C・D)**

**■健康増進活動の整備(C-1)**

【住民・事業者】

- 平常時から健康増進を実施し、自らの健康寿命の増長を図る必要がある
- 平時から自分の健康管理に努め、災害時に自分の疾病・服薬等正しく医療従事者に伝達できるよう備える必要がある
- 事業者は従業員の健康増進を促す必要がある

【地域】

- 住民の健康増進活動を地域として実施する必要がある

【行政】

- 町民の健康増進のための様々な施策を実施する必要がある
- 平常時から町民の自らの健康管理に係る町民の様々な施策を通じて支援していく必要がある

**■災害時を含めた医療体制の整備(C-2)**

【住民・事業者】

- 平常時から、診療所が島民の町外医療機関受診情報を把握することに同意しておく必要がある

【行政】

- 災害時医療の確保のため、県や各医療機関の連携体制を整備し、災害対応訓練を近隣市町や周辺医療機関等との連携で実施する必要がある
- 平常時から、診療所が町民の島外医療機関受診情報を把握しておく必要がある

**■診療所・社会福祉施設の耐震化(C-3)**

【住民・事業者】

- 社会福祉施設の耐震化及び非構造部材等の耐震対策に取り組む必要がある

【行政】

- 診療所の耐震化及び非構造部材等の耐震対策に取り組む必要がある
- 新診療所建設について防災拠点診療所としての機能強化を図る必要がある

**■要配慮者支援(A-6)【再掲】**

**■ヘリポートの活用に関する検証・誘導訓練(A-12)**

【地域】

- 緊急時のヘリポート候補地を選定しておく必要がある

【行政】

- 道路寸断等により孤立し、緊急輸送路が途絶した場合において、ヘリコプターを有効運用するため、災害時に使用するヘリポートについて誘導訓練等により検証を行う必要がある

■緊急車両、災害拠点診療所に供給する燃料の確保(D-1)【再掲】

6 被災地での疫病・感染症等の大規模発生

(C・F)

■災害廃棄物処理対策の推進(C-4)

【住民・事業者】

- 災害時の適切な廃棄ルールを守る必要がある

【行政】

- 災害廃棄物の処理について、訓練等を通じて、適正に実施する必要がある

■感染症対策(C-5)

【住民・事業者】

- 平常時から、感染症の予防に努めると共に、災害時の罹患・感染を防ぐため、適切な行動をとれるようにする必要がある
- 多数の人が利用する事業所施設においては、衛生管理に注意し、感染症の集団発生を防ぐ必要がある

【地域】

- 地域行事・活動において、平常時から感染症予防の取組を行う必要がある

【行政】

- 避難所や施設の衛生環境を把握し、必要に応じて消毒や衛生指導を行う必要がある
- 予防接種の早期実施ができる体制を整備する必要がある

■家畜防疫(C-6)

【住民・事業者】

- 平時から伝染病の発生を防止するために予防接種や防疫措置を講じる必要がある

【行政】

- 家畜伝染病の蔓延を防ぐための体制を整備する必要がある

■上下水道施設・排水処理施設の耐震化・長寿命化(F-8)

【住民・事業者】

- 平常時から側溝や排水溝の清掃をする必要がある
- 水道管など給水設備の更新を行う必要がある

【地域】

- 平常時から側溝、排水溝、水路の清掃をする必要がある
- 地域設置の給水装置の適正な管理を行う必要がある

【行政】

- 雨水きよ等の排水施設を計画的に整備・改修・維持管理し、下水処理施設の耐震化、老朽化対策を計画的に進める必要がある
- 業務継続計画(下水道 BCP)を策定する必要がある
- 上水道施設の老朽化対策を進める必要がある

## Ⅱ インフラ破損により本町が孤立せず、また本町地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

### Ⅱ-① 必要不可欠な行政機能は確保する

| 1 行政機関の施設・職員、防災拠点施設の被災による行政機能低下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (A・B) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>■行政機能維持に係る取組み(A-1)</p> <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●業務継続計画の策定、実効性向上の取組の推進、協定の締結等により業務継続体制の強化を図る必要がある</li> <li>●庁内イントラネットシステムの停止を回避するため ICT 部門の業務継続体制を整備する必要がある</li> <li>●町庁舎の被災による災害対策本部及び行政業務のバックアップ拠点を整備する必要がある</li> <li>●業務継続計画の中で民間活力を活用する緊急時の行政機能補完体制を構築しておく必要がある</li> </ul> <p>■消防・行政等の防災力の強化(A-2)【再掲】</p> <p>■住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】</p> <p>■受援・応援計画(A-17)【再掲】</p> |       |

### Ⅱ-② 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

| 1 電力供給停止、海底ケーブルの寸断等による情報通信機能・情報サービスの麻痺・長期の停止                                                                      | (D)   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>■情報通信機能の確保(D-3)【再掲】</p> <p>■停電対策・電線の切断予防(D-4)【再掲】</p>                                                          |       |
| 2 町防災行政無線施設の損壊による情報提供機能の停止                                                                                        | (A)   |
| <p>■消防・行政等の防災力の強化(A-2)【再掲】</p> <p>■地域防災力の強化(A-4)【再掲】</p> <p>■要配慮者支援(A-6)【再掲】</p> <p>■災害関連情報伝達手段の多様化(A-19)【再掲】</p> |       |
| 3 テレビ・ラジオ放送等の中断による情報伝達不能                                                                                          | (A・D) |
| <p>■地域防災力の強化(A-4)【再掲】</p> <p>■要配慮者支援(A-6)【再掲】</p> <p>■災害関連情報伝達手段の多様化(A-19)【再掲】</p> <p>■停電対策・電線の切断予防(D-4)【再掲】</p>  |       |



## Ⅱ-③ 孤立を回避し、孤立しても生活・経済活動を機能不全に陥らせない

### 1 サプライチェーンの寸断等により企業等の生産力低下による競争力の低下 (D・E)

#### ■I初t`-供給体制の整備(D-2)【再掲】

#### ■事業者の事業継続計画(BCP)策定の促進(E-1)

##### 【住民・事業者】

- 平常時から防災対策を推進し、被害を最小限に抑える取り組みをしつつ事業継続計画(BCP)の策定を進める必要がある

##### 【行政】

- 事業者の事業継続計画(BCP)の策定を支援する必要がある

#### ■事業者への金融支援(E-3)

##### 【住民・事業者】

- 融資制度の利用方法について、把握しておく必要がある
- 農産物、農業施設等の災害保険加入を促進する必要がある

##### 【行政】

- 災害の規模等に応じて、制度融資の金利や要件等について、柔軟な対応ができる体制を整備する必要がある
- 農水産物、施設等の災害保険加入を指導する必要がある

#### ■漁港港湾整備(E-8)

##### 【住民・事業者】

- 漁港内の秩序維持のため、漁船漁具等の適正管理を行う必要がある

##### 【地域】

- 漁港内の秩序維持のため、漁船漁具等の適正管理指導及び放置船等の適切な処理等の指導を行う必要がある

##### 【行政】

- 防波堤等漁港施設の耐震化・耐波化・長寿命化を図る必要がある

### 2 海上等交通ネットワークの機能停止による孤立事態の発生 (F)

#### ■港湾整備(F-10)

##### 【行政】

- 港湾損壊による機能喪失にいたらないよう港湾施設の耐震化・耐波化・長寿命化を図る必要がある
- 主要ターミナルである小値賀漁港が使用不能に陥った時のバックアップ港を整備する必要がある

#### ■発災時交通・物流の確保(F-11)

##### 【行政】

- 発災時、町が孤立しないよう海路・空路を的確に確保する必要がある
- 全国的な大災害時の町民の生活物資の確保について関係機関との協議・協定の締結を進める必要がある



| 3 孤立世帯・集落の発生                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | (A・B・F) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <p> <b>■救助・救急体制の強化(A-3)【再掲】</b><br/> <b>■地域防災力の強化(A-4)【再掲】</b><br/> <b>■住民避難に係る取組み(A-5)【再掲】</b><br/> <b>■要配慮者支援(A-6)【再掲】</b><br/> <b>■食料・飲料水の備蓄の推進(A-9)【再掲】</b><br/> <b>■防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)【再掲】</b><br/> <b>■ヘリポートの活用に関する検証・誘導訓練(A-12)【再掲】</b><br/> <b>■住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】</b><br/> <b>■空家・ブロック塀対策(B-2)【再掲】</b><br/> <b>■避難路の整備(F-4)</b><br/>           【行政】           <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時における避難地・避難所への避難路となる道路の整備が必要である</li> </ul> <b>■土砂災害防止(F-5)</b><br/>           【住民・事業者】           <ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害警戒区域等危険地区に指定されているかを把握しておく必要がある</li> </ul>           【行政】           <ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害警戒区域等危険地区に指定されている範囲の住民への周知を徹底する必要がある</li> <li>●定期的に危険箇所の点検を行う必要がある</li> </ul> </p> |         |
| 4 食料・水等の安定供給の停滞                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | (A・E)   |
| <p> <b>■食料・飲料水の備蓄の推進(A-9)【再掲】</b><br/> <b>■農業生産基盤の整備(E-2)</b><br/>           【住民・事業者】           <ul style="list-style-type: none"> <li>●基幹農業水利施設の耐震化や事業継続計画(BCP)の策定を進める必要がある</li> <li>●農業漁業設備・機械の適正管理により、自然災害による被災の防止を図る必要がある</li> </ul>           【行政】           <ul style="list-style-type: none"> <li>●農業水利施設の適切な維持管理及び農道の保全対策を進めると共に、農地や水路、農道等の農業用施設について、被災後の早期復旧が行える体制を整備する必要がある</li> </ul> <b>■農水産物の品質向上・ブランド化支援(E-7)</b><br/>           【住民・事業者】           <ul style="list-style-type: none"> <li>●地産地消に取り組む必要がある</li> <li>●安心安全な生産物を出荷するとともに、加工食品の開発等により、付加価値を高めていく必要がある</li> </ul>           【行政】           <ul style="list-style-type: none"> <li>●自給率の向上、地産地消の促進、より付加価値が高い商品の開発を支援する必要がある</li> </ul> </p>                                                  |         |

|                                                                                                                                                                  |            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <b>5 異常渇水等による用水供給途絶による生産活動への甚大な影響</b>                                                                                                                            | <b>(F)</b> |
| <b>■貯水池・ため池の老朽化対策・機能強化(F-7)</b><br><b>【地域】</b><br>●地域の農業従事者が共同して、農業用ため池の適正管理を行う必要がある<br><b>【行政】</b><br>●農業用ため池が機能低下により決壊し浸水被害が拡大しないよう機能低下したため池の整備・補強・廃止を進める必要がある |            |

## Ⅱ－④ 生活・経済活動に最低限必要なライフラインを確保し、早期復旧を図る

|                                                               |            |
|---------------------------------------------------------------|------------|
| <b>1 上下水道の復旧の長期の遅れ、又は渇水による上下水道機能不全</b>                        | <b>(F)</b> |
| <b>■上下水道・排水処理施設の耐震化・長寿命化(F-8)【再掲】</b>                         |            |
| <b>2 電力供給網や石油・LP ガス供給の停止</b>                                  | <b>(D)</b> |
| <b>■I類ガ-供給体制の整備(D-2)【再掲】</b><br><b>■停電対策・電線の切断予防(D-4)【再掲】</b> |            |

### Ⅲ 町民財産及び公共施設被害の最小化

#### Ⅲ-① 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>1 住宅地等での大規模火災の発生</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <b>(A・B)</b> |
| <ul style="list-style-type: none"><li>■救助・救急体制の強化(A-3)【再掲】</li><li>■地域防災力の強化(A-4)【再掲】</li><li>■住民避難に係る取組み(A-5)【再掲】</li><li>■要配慮者支援(A-6)【再掲】</li><li>■防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)【再掲】</li><li>■住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】</li><li>■空家・ブロック塀対策(B-2)【再掲】</li><li>■住宅建築物等の防火対策(B-5)【再掲】</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                     |              |
| <b>2 地震等発災時の建物倒壊等により道路封鎖による救助復旧活動不能</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <b>(B)</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>■住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】</li><li>■空家・ブロック塀対策(B-2)【再掲】</li><li>■公的住宅の長寿命化(B-3)【再掲】</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |              |
| <b>3 ため池等の決壊による水害の発生</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <b>(F)</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>■貯水池・ため池の老朽化対策・機能強化(F-7)【再掲】</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |              |
| <b>4 農地の崩壊等農業基盤の倒壊による農業被害発生</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <b>(E)</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>■耕作放棄地の発生抑制と再生支援(E-4)【再掲】</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |              |
| <b>5 風評被害等による町内経済等への甚大な影響</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <b>(A・E)</b> |
| <ul style="list-style-type: none"><li>■風評被害等の防止に向けた正確な情報発信(A-16)<ul style="list-style-type: none"><li>【住民・事業者】<ul style="list-style-type: none"><li>●平常時から地産地消を通して地域の産品・商品や生産者情報を把握する必要がある</li><li>●平常時から被災時の正確な被災情報を得る方法を把握し、災害時の正確な判断の準備をする必要がある</li><li>●様々な手法により事業の安定性や商品の安全性を周知・広報できるようにしておく必要がある</li></ul></li><li>【行政】<ul style="list-style-type: none"><li>●地理的な誤認識や危険性への過剰反応等による風評被害を防ぐため、災害についての正確な被害情報等を収集し、情報を適時かつ的確に提供できる体制を構築しておく必要がある</li></ul></li></ul></li><li>■農水産物の品質向上・ブランド化支援(E-7)【再掲】</li></ul> |              |

## IV 迅速な復旧復興

### IV-① 地域社会・経済が迅速かつより強靱に再建・回復できる条件を整備する

#### 1 道路等基幹インフラの損壊により復旧・復興に支障

(F)

##### ■道路施設の老朽化対策(F-3)

###### 【行政】

- 速やかな復旧・復興を実施するため、道路橋梁等の長寿命化修繕計画を策定し、適切な維持管理・更新を行う必要がある

##### ■倒木による道路の閉塞予防(F-6)

###### 【住民・事業者】

- 所有地の樹木の適正管理を行い倒木による道路閉塞を予防する必要がある

###### 【地域】

- 地域ぐるみで所有者不在宅地を含め民地の適正管理を促す必要がある

###### 【行政】

- 公共用地の樹木の適正管理を行い倒木による道路閉塞を予防する必要がある
- 地域と連携し所有者不在宅地を含め民地の適正管理を促す必要がある

##### ■港湾整備(F-10)【再掲】

#### 2 復旧・復興事業用地確保・仮住居等の整備の遅延により被災者の生活再建の大幅な遅滞

(A・B)

##### ■地籍調査による成果の管理・利活用の推進(A-13)

###### 【行政】

- 地籍調査による成果の管理や利活用を進める必要がある

##### ■生活再建支援制度の周知(A-14)

###### 【行政】

- 被災者の生活再建の支援制度について、早期に、正確に周知・実施できる体制を整備する必要がある
- 大規模災害時の島外避難により町の復興が遅滞する事態を避けるため、島内での生活再建が迅速に行えるよう、復旧復興資源を計画的に整えていく必要がある

##### ■空家・ブロック塀対策(B-2)【再掲】

##### ■仮設住宅用地の早期確保(B-8)

###### 【行政】

- 被災者の避難所生活の早期解消のため、平素から仮設住宅用建設適地を把握し、発災後の速やかな敷地確保の必要がある
- 不在地主、所有者不明土地の発生を抑制し、復旧・復興時の土地活用を円滑に進めていく必要がある

##### ■被災住宅の迅速な復旧(B-9)

###### 【住民・事業者】

- 防災・復旧に係る建設資材等を可能な範囲で備蓄しておく必要がある

【行政】

- 事業者の防災・復旧に係る建設資材等の備蓄を指導・支援する必要がある

**3 大量発生 of 災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅滞**

**(B・F)**

■住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】

■空家・ブロック塀対策(B-2)【再掲】

■災害廃棄物処理対策の推進(B-6)【再掲】

■分別リサイクルの推進(B-7)

【住民・事業者】

- 平常時から適切な分別とリサイクルを心掛け、災害時にも実施できる必要がある
- 事業活動による廃棄物等が、適正な手順や基準で処理されているか見直す必要がある

【行政】

- 様々な環境調査により、災害廃棄物の発生を抑制する必要がある

**4 人材不足による復旧・復興の大幅な遅滞**

**(A・B・E)**

■受援・応援計画(A-17)【再掲】

■復旧復興人材の確保(A-18)

【地域】

- 被災後地域の復旧を迅速に進めるための地域内の即応支援体制を構築しておく必要がある

【行政】

- 町内事業者の育成及び町外事業者の誘致促進を図る必要がある
- 地域で活動するまちづくり組織を育成支援する必要がある、
- 被災後迅速な復旧を担保できる大工等の職人人材の育成のため平時から公共発注等で支援していく必要がある

■被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備(B-4)【再掲】

■地域コミュニティ機能の維持・発揮(E-5)

【地域】

- 若者定住を受け入れる環境を整える必要がある
- 農地・農業施設の維持管理を通じて、地域コミュニティの維持を行う必要がある

【行政】

- 移住者用住宅の分散立地等各地区への若者定住を促進する必要がある
- 農業者漁業者を主体とする地域の活動組織の活動を支援する必要がある

■農業漁業の担い手の確保(E-6)

【地域】

- 新規参入者に対して、地域全体での支援体制の必要性に係る認識を共有する必要がある

【行政】

- 農業・漁業者支援により農業・漁業従事者の維持・確保を進める必要がある

**5 人口減少・少子高齢化の進行による地域力の低下・地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅滞 (A・E)**

**■地域コミュニティ機能の維持・発揮(E-5)【再掲】**

**■農業漁業の担い手の確保(E-6)【再掲】**

**■復興資金の確保(A-15)**

【住民・事業者】

- 復興資金の活用について、情報を把握する必要がある

【行政】

- 復興に必要な資金について、ふるさと納税をはじめとする、様々な方法で確保できる体制を整備する必要がある

## 2 横断的分野の分析・評価

### 地域振興

#### ■地域活性化活動(G-1)

##### 【住民・事業者】

- 地域の強靱化は、地域コミュニティが基盤であり、また事業者の発展につながることから、その活性化に積極的に取り組む必要がある

##### 【地域】

- 住民・事業者・行政が連携して地域活性化に取り組むことのできる地域場を作り出す必要がある

##### 【行政】

- 住民・事業者・地域が一体となった地域活性化を支援する必要がある
- 定住・交流人口の増加の取組により地域コミュニティの活性化に取り組む必要がある
- 国土強靱化と地域活性化は、地域の豊かさを維持・向上させる点で同じであり、それらを担う人材資源を確保する必要がある

#### ■移住促進(G-2)

##### 【住民・事業者】

- 移住者が地域になじめるよう支援する必要がある

##### 【地域】

- 地域全体として移住者が地域になじめるよう支援する必要がある

##### 【行政】

- 町外からの移住者の積極的受入・定着の施策を推進する必要がある
- 若者定住のために安全安心の居住地・宅地の提供が必要である
- 若者定住やU・Iターン者等の受け入れを促進するための情報提供を積極的に行っていく必要がある

#### ■地域文化振興(G-3)

##### 【住民・事業者】

- 地域行事に積極的に参加する必要がある

##### 【地域】

- 地域行事に住民が積極的に参加できる仕組みづくりをしていく必要がある

##### 【行政】

- 有形無形の文化の調査・保護を推進し、地域文化振興に努める必要がある

#### ■地域産業振興(G-4)

##### 【行政】

- 町内事業者の育成、また町外からの事業者誘致を進める必要がある
- 事業者の人材確保を支援し、雇用安定を図る必要がある
- 自給率を高め地産地消の考え方を定着させていく必要がある

#### ■観光振興(G-5)

##### 【住民・事業者】

- 観光旅行者の安全確保に関する取組を整備しておく必要がある

【行政】

- 島内自然・文化・風俗等の観光資源を配慮した観光回遊性ルートの確立を進める必要がある
- 町内に点在する寺社等文化的観光資源を観光客等の非常時の避難場所として活用できるようにしておく必要がある

■起業支援・企業誘致(G-6)

【住民・事業者】

- 町の資源を最大限活用して起業に挑戦する必要がある

【行政】

- 町内事業者の育成、町外からの事業者の誘致を進める必要がある



## 第5章 推進すべき施策プログラム

### 第1節 リスクシナリオ毎の推進方針及び対応方策

第4章第5節の最悪の事態回避に向けた現状分析と評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態－リスクシナリオ－毎に次の通り施策を検討・整理した。

#### I 人命保護が最大限に図られる

##### I-①直接死を最大限防ぐ

| 1 地震等により住宅・建築物等の倒壊による多数の死傷者の発生 (A・B)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |    |    |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|-------|
| ■住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |    |    |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実等により、耐震化を一層促進する</li> <li>・木造住宅の屋根の吹替え支援等、人命の保護に重点を置いた部分的な改修による減災化施策をあわせて促進する</li> <li>・多数の者が利用する建築物については、吊り天井や照明、内外壁等の非構造部材の耐震対策を促進する</li> <li>・学校施設等について、利用者の安全確保及び災害時に避難場所や避難所として利用されることから、国の交付金等の活用により、建物の耐震化及び吊り天井や照明、内外壁等の非構造部材等の耐震対策を推進する</li> <li>・庁舎、消防・避難所等防災拠点及び関連施設の耐震化等防災力を強化する</li> <li>・耐震改修等が必要な社会福祉施設等は、国の交付金等を周知することによりその活用を促し、非構造部材等を含めた耐震化を推進する</li> <li>・自宅の室内の家具の固定を自助で促進するよう広報等を行う</li> </ul> |           |    |    |       |
| 主な事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
| 耐震診断助成                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○         |    | ○  | 建設課   |
| 耐震改修助成事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ○         |    | ○  | 建設課   |
| 家具固定促進広報                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ○         |    | ○  | 総務課   |
| 公共施設耐震改修事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |    | ○  | 建設課   |
| 教育委員会所管施設改修事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |           |    | ○  | 教育委員会 |

※以降、「主な事業」における直接の対象者を「住民・事業者」「地域」「行政」に分け○を記載

| ■空家・ブロック塀対策(B-2)                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |    |    |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止等のため、作成予定の「小値賀町空家等対策基本計画」に基づき、危険空家・ブロック塀発生抑制、除却、利活用の促進等、総合的な空家・ブロック塀対策を推進する</li> <li>・地域と連携して所有者・管理者に対し空家の予防対策、利活用、除却等を促し、場合によっては、直接地域と連携して除去する等危険空家解消に努める</li> <li>・地域と連携して危険ブロック塀を点検し撤去・補強等適正管理を所有者に対して指導する</li> </ul> |           |    |    |     |
| 主な事業                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
| 空家対策補助事業                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○         | ○  | ○  | 建設課 |
| 危険ブロック塀撤去促進事業                                                                                                                                                                                                                                                                               | ○         | ○  | ○  | 建設課 |

### ■公的住宅の長寿命化(B-3)

- ・ 公営住宅等公的住宅を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進し、利用者の安全の確保、トータルコストの縮減や、維持管理費の平準化を図るため、長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める
- ・ 公的住宅の開口部の強靱化を図る

| 主な事業           | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|----------------|-----------|----|----|-----|
| 公営住宅ストック総合改善事業 |           |    | ○  | 建設課 |
| 町営住宅等管理        |           |    | ○  | 建設課 |

### ■被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備(B-4)

- ・ 庁内の技術職員を中心に、被災宅地・建築物の危険度判定士の資格を取得し、知識を深め、災害時に備える

| 主な事業     | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|----------|-----------|----|----|-----|
| 判定士体制の整備 |           |    | ○  | 建設課 |
| 判定資機材の備蓄 |           |    | ○  | 建設課 |

### ■救助・救急体制の強化(A-3)

- ・ 職員の防災対応力の向上、広域連携体制の強化、計画的な非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備・充実・更新を行う
- ・ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る
- ・ 様々な災害現場に対応した訓練、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める
- ・ 町民・事業者に対する防災訓練や講習会等を実施し、防災意識の高揚と防災知識の普及啓発を図る

| 主な事業          | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|---------------|-----------|----|----|-----|
| 各種防災訓練の実施     | ○         | ○  | ○  | 建設課 |
| 防災体制強化の各種取組   |           | ○  | ○  | 総務課 |
| 地域防災力充実・強化の取組 | ○         | ○  | ○  | 総務課 |
| 消防団の消防資機材の整備  |           | ○  | ○  | 総務課 |

### ■地域防災力の強化(A-4)

- ・ 小中高校生女性等様々な主体が防災を通じた地域活動に参画できる環境を整備する
- ・ 防災士の育成や自主防災組織の主体的活動を積極的に支援することにより、地域全体の協力体制を推進する
- ・ 震災時に防火水槽が破損しないよう耐震性防火水槽の整備を進める
- ・ 防災に関する情報の多言語化に取り組む

| 主な事業                 | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|----------------------|-----------|----|----|-----|
| 地区会長会等各種地域組織の会議の開催   |           | ○  | ○  | 総務課 |
| 地区への活動助成金            |           | ○  | ○  | 総務課 |
| 防災に関し特徴ある地区活動への助成金   |           | ○  | ○  | 総務課 |
| 自主防災組織活動支援           |           | ○  | ○  | 総務課 |
| 広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実 | ○         | ○  | ○  | 総務課 |

#### ■住民避難に係る取組み(A-5)

- ・地区住民センター等地域毎に身近に避難できる避難所の整備を進める
- ・地域毎の避難所設置に伴い、災害対策本部と各避難所等の防災拠点間の情報共有が出来る環境を整える
- ・災害時には避難場所にも活用できるよう運動場等を整備する
- ・災害種別毎に指定緊急避難場所及び指定避難所・福祉避難所の指定を見直しする
- ・住民の主体的な避難所開設運営ができるよう支援を行う
- ・防災訓練やハザードマップの更新・配布等を通じ、避難場所及び避難所の周知や避難に対する町民の理解を図る
- ・避難指示等の適時適切、かつ早め早めの判断伝達に努め、的確にタイムラインの運用を図る
- ・福祉避難所に限らず、避難所の要配慮者の為の施設整備、車いす等の機器の整備を進める

| 主な事業              | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|-------------------|-----------|----|----|-----|
| 避難所、避難場所標識の設置     |           |    | ○  | 総務課 |
| 避難行動要配慮者の避難・見守り支援 | ○         | ○  | ○  | 総務課 |
| 避難指示等の発令体制の整備     |           |    | ○  | 総務課 |
| 避難誘導体制の整備         |           |    | ○  | 総務課 |

#### ■要配慮者支援(A-6)

- ・避難行動要配慮者名簿を活用した避難訓練を実施する
- ・要配慮者の避難、被災後の生活再建を支援する体制を整備する

| 主な事業              | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
|-------------------|-----------|----|----|-------|
| 避難行動要配慮者名簿作成、体制整備 | ○         | ○  | ○  | 福祉事務課 |
| 放課後児童健全育成活動       |           |    | ○  | 福祉事務所 |

#### ■教育施設の安全に係る取組み(A-10)

- ・教育施設の耐震化及び非構造部材の耐震化により安全性の確保を図る

| 主な事業      | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
|-----------|-----------|----|----|-------|
| 教育施設等改修事業 |           |    | ○  | 教育委員会 |

| ■防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)                                                                                                                                                                                     |           |    |    |              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成による研修・研究により、学校における防災教育を推進する</li> <li>・町の防災対策ガイドブックを作成し防災意識の高揚を図る</li> <li>・防災意識の更なる向上のためあらゆる機会を捉えて防災関係情報の積極的な広報・講演会等を行う</li> </ul> |           |    |    |              |
| 主な事業                                                                                                                                                                                                     | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課          |
| 防災教育推進                                                                                                                                                                                                   | ○         | ○  | ○  | 総務課<br>教育委員会 |
| 防災広報・教育・訓練の充実                                                                                                                                                                                            | ○         | ○  | ○  | 総務課<br>教育委員会 |

| 2 大規模津波等による多数の死傷者の発生 (A・B)                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>■住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】</b><br><b>■空家・ブロック塀対策(B-2)【再掲】</b><br><b>■救助・救急体制の強化(A-3)【再掲】</b><br><b>■地域防災力の強化(A-4)【再掲】</b><br><b>■住民避難に係る取組み(A-5)【再掲】</b><br><b>■要配慮者支援(A-6)【再掲】</b><br><b>■防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)【再掲】</b> |

|                                                                           |           |    |    |     |
|---------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|-----|
| 3 超大型台風等による家屋の損壊・浸水又は土砂災害により多数の死傷者の発生 (A・F)                               |           |    |    |     |
| ■海岸保全施設・治水施設の整備・機能保全(F-1)                                                 |           |    |    |     |
| ・浸水被害の発生・拡大を防ぐために、海岸保全施設、準用河川や排水路、調整池等の排水施設を計画的に整備・改修するとともに、既存施設の維持管理を進める |           |    |    |     |
| 主な事業                                                                      | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
| 海岸保全施設・排水路等の整備維持管理                                                        | ○         | ○  | ○  | 建設課 |

| ■治水施設の老朽化対策(F-2)                                                                                                                                                            |           |    |    |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水被害の発生・拡大を防ぐため、排水路や雨水きよ等、排水施設の整備・改修、維持管理を計画的に実施する</li> <li>・農地等の防災機能を保つため、用水路等の整備・改修、維持管理を計画的に行うと共に、農地等所有者への適切な管理の指導を行う</li> </ul> |           |    |    |     |
| 主な事業                                                                                                                                                                        | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
| ・排水路・雨水きよ等、排水施設の整備・改修、維持管理                                                                                                                                                  | ○         | ○  | ○  | 建設課 |

- 救助・救急体制の強化(A-3)【再掲】
- 地域防災力の強化(A-4)【再掲】
- 住民避難に係る取組み(A-5)【再掲】
- 防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)【再掲】

#### ■暴風対策(F-9)

- ・町内の防風林整備を計画的に進める

| 主な事業    | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課          |
|---------|-----------|----|----|--------------|
| 防風林整備事業 | ○         | ○  | ○  | 総務課<br>産業振興課 |

### 4 木造家屋密集地区での大規模火災による多数の死傷者の発生 (A・B)

- 住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】
- 空家・ブロック塀対策(B-2)【再掲】

#### ■住宅建築物等の防火対策(B-5)

- ・各種消防法令に基づく査察と住宅用火災警報器の設置の推進等、火災予防の普及啓発を行う

| 主な事業    | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課                           |
|---------|-----------|----|----|-------------------------------|
| 査察体制の強化 | ○         | ○  | ○  | 佐世保市消<br>防局西消防<br>署小値賀出<br>張所 |

- 救助・救急体制の強化(A-3)【再掲】
- 地域防災力の強化(A-4)【再掲】
- 住民避難に係る取組み(A-5)【再掲】
- 要配慮者支援(A-6)【再掲】
- 防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)【再掲】

### 5 的確な情報伝達・避難指示の不備等での避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生 (A)

- 地域防災力の強化(A-4)【再掲】
- 住民避難に係る取組み(A-5)【再掲】
- 要配慮者支援(A-6)【再掲】
- 防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)【再掲】

### ■災害関連情報伝達手段の多様化(A-19)

- ・ 防災行政無線のバックアップ施設を整備する
- ・ 防災行政無線による細やかな災害情報の発信に努めると同時に SNS 等の伝達ツールを活用する
- ・ あらゆる状況を想定した情報伝達訓練を実施し、各システムの検証・住民の周知促進を図る
- ・ 地域で活動するまちづくり組織を育成支援する

| 主な事業                                     | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|------------------------------------------|-----------|----|----|-----|
| 防災行政無線のバックアップ施設整備                        |           |    | ○  | 総務課 |
| 災害情報等 SNS 情報発信事業                         | ○         | ○  | ○  | 総務課 |
| あらゆる状況を想定した情報伝達訓練を実施し、<br>各システムの検証・住民の周知 | ○         | ○  | ○  | 総務課 |

## I-②救助・救急、医療活動、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 (A・D)

#### ■消防・行政等の防災力の強化(A-2)

- ・災害種毎に発災時の消防団員の非常招集体制構築を図る
- ・災害に備える取り組みに係る情報を地域全体と共有する
- ・災害時に防災拠点となる佐世保市消防局西消防署小値賀出張所の耐災害性を強化するため移転改築を行う
- ・消防等を含む行政機関の職員・施設等の被災による災害対応機能の大幅な低下を回避するため庁舎等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備充実を図る
- ・あらゆる状況を想定した情報伝達訓練を実施し、各システムの検証・住民の周知促進を図る
- ・地域で活動するまちづくり組織を育成支援する

| 主な事業                    | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|-------------------------|-----------|----|----|-----|
| 佐世保市消防局西消防署小値賀出張所移転改築事業 |           |    | ○  | 総務課 |
| 庁舎等防災拠点施設の耐震化推進         |           |    | ○  | 総務課 |
| 各地区消火ホースの更新             |           | ○  | ○  | 総務課 |
| 老朽化消防団詰所改築事業            |           | ○  | ○  | 総務課 |

#### ■救助・救急体制の強化(A-3)【再掲】

#### ■地域防災力の強化(A-4)【再掲】

#### ■要配慮者支援(A-6)【再掲】

#### ■緊急車両、災害拠点診療所に供給する燃料の確保(D-1)

- ・燃料関係団体と防災協定締結し、緊急車両や防災拠点医療機関等へ供給する燃料を確保する

| 主な事業     | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|----------|-----------|----|----|-----|
| 災害時の燃料確保 | ○         |    | ○  | 総務課 |

#### ■受援・応援計画(A-17)

- ・災害時における相互応援に関する協定等について、実効性をより高めるため、応援を受ける際の具体的方針等を明示した受援・応援計画を策定する
- ・災害時における民間事業者との物資の調達等に関する協定を締結し、緊急時連絡体制の確認や防災訓練等を通じて連携を強化する
- ・災害時に自衛隊・消防等の広域応援を受け入れる場所を確保する

| 主な事業       | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|------------|-----------|----|----|-----|
| 受援・応援計画の策定 |           |    | ○  | 総務課 |
| 広域防災拠点の整備  |           |    | ○  | 総務課 |

## 2 住民被災が著しく地域の共助力をもつての救助・救援活動がほとんどできない事態 (A・B)

### ■住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】

### ■公的住宅の長寿命化(B-3)【再掲】

### ■住宅建築物等の防火対策(B-5)【再掲】

### ■地域防災力の強化(A-4)【再掲】

### ■要配慮者支援(A-6)【再掲】

### ■防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)【再掲】

## 3 被災地での食料・飲料水・電気・燃料等の供給が長期に途絶える事態の発生 (A・D)

### ■食料・飲料水の備蓄の推進(A-9)

- ・家庭内における3日分の食料等の備蓄及び定期的な更新を促進するため、啓発活動を行う
- ・町の備蓄について一定量現物備蓄を行い、乳幼児・高齢者等要配慮者に対する備蓄品目の充実を図る
- ・他地域での大災害により町への生活物資の供給が滞らないよう関係機関との協議・協定を予め締結する

| 主な事業       | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|------------|-----------|----|----|-----|
| 防災備蓄品拡充と管理 | ○         | ○  | ○  | 総務課 |

### ■物資・供給体制の整備(D-2)

- ・民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、町・県・国・民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築する

| 主な事業                             | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|----------------------------------|-----------|----|----|-----|
| 町・県・国・民間事業者等との物資調達・供給体制に係る連携体制構築 | ○         |    | ○  | 総務課 |

### ■情報通信機能の確保(D-3)

- ・発災時孤立地区との情報通信を確保する等、災害時の情報収集機能が失われないような環境を構築する
- ・防災行政無線の防災情報の発信と同時にSNS等でも発信する

| 主な事業           | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|----------------|-----------|----|----|-----|
| 災害情報等SNS情報発信事業 | ○         | ○  | ○  | 総務課 |

### ■停電対策・電線の切断予防(D-4)

- ・県・町・電力事業者間で倒木処理・伐採に係る連携体制の構築に関する連携協定を締結することで、停電の原因となる可能性のある道路沿いの樹木の予防伐採を計画的に実施、災害時の停電の原因となっている倒木処理・伐採の迅速な取り組み、停電時での医療機関・福祉



| 施設・避難所等防災拠点施設の停電復旧を優先する等、電力事業者等との連携を確保する<br>・ 主要幹線電線部の地中化を推進する<br>・ 防災拠点等で災害時に自立運転可能な再生可能エネルギー等分散型電源の整備を進める<br>・ 停電時に、電力事業者との情報共有を図ると共に、停電復旧の見通し等を適時防災行政無線等で町民に情報提供する<br>・ 公園等公共施設敷地内の樹木等の維持管理を行う |           |    |    |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|-----|
| 主な事業                                                                                                                                                                                              | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
| 公有財産管理                                                                                                                                                                                            |           |    | ○  | 総務課 |
| 県・町・電力事業者間で災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定締結                                                                                                                                                              | ○         |    | ○  | 総務課 |
| 停電の原因となる可能性のある樹木の計画的予防伐採の実施                                                                                                                                                                       | ○         | ○  | ○  | 総務課 |

| 4 避難所の機能不全等による被災者の生活維持が困難となる事態の発生 (A)                                                                                                                                                                                 |           |    |    |                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|-----------------|
| ■避難所施設整備・管理の適切化(A-7)                                                                                                                                                                                                  |           |    |    |                 |
| ・ 避難所が地域の防災拠点としての役割を果たせるよう地区住民センター等の開口部の暴風対策工事等防災力強化のための改修を実施する<br>・ 避難所の天井等内装を含めた耐震化やバリアフリー化等避難所の環境の充実を行う<br>・ 避難所の停電対策として、非常電源装置又は発電機の設置等の整備を進める<br>・ 避難所の季節に応じた空調設備・機器等の整備を進める<br>・ 避難生活に必要な物資の把握・備蓄・要請・受け入れ態勢を整える |           |    |    |                 |
| 主な事業                                                                                                                                                                                                                  | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課             |
| 社会教育施設管理運営                                                                                                                                                                                                            |           |    | ○  | 教育委員会           |
| 地区住民センター整備事業                                                                                                                                                                                                          | ○         |    | ○  | 総務課             |
| 避難所整備事業                                                                                                                                                                                                               |           |    | ○  | 総務課・福祉事務所・教育委員会 |

| ■避難生活環境の向上(A-8)                                                                                                        |           |    |    |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|-----|
| ・ 住民主体の避難所運営体制を整備する<br>・ 被災者の健康管理を継続的に実施する体制を整備する<br>・ 要配慮者の把握や支援を実施できる体制を整備する<br>・ 避難生活の環境改善のための簡易ベット・パーテーション等の備蓄を進める |           |    |    |     |
| 主な事業                                                                                                                   | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
| 自主防災組織の活動支援                                                                                                            |           | ○  | ○  | 総務課 |
| 避難所空調設備・機器等の整備、簡易ベット・パーテーション等の備蓄                                                                                       |           |    | ○  | 総務課 |

**5 医療・福祉の施設・体制の絶対的不足・被災、エネルギー途絶による医療・福祉機能の麻痺 (A・C・D)**

**■健康増進活動の整備(C-1)**

- ・自助力を高めるため、全町民が健康増進に取り組めるよう健康教育・予防活動を推進する

| 主な事業              | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課      |
|-------------------|-----------|----|----|----------|
| 健康増進事業            | ○         |    | ○  | 健康管理センター |
| ジョギング・ウォーキング大会の実施 | ○         |    | ○  | 健康管理センター |
| 介護予防教室            | ○         |    | ○  | 福祉事務所    |

**■災害時を含めた医療体制の整備(C-2)**

- ・災害時医療の確保のため、県や各医療機関の連携体制を整備し、災害対応訓練を近隣市町や周辺医療機関等との連携で実施する
- ・平常時から、診療所が町民の島外医療機関受診情報を把握する

| 主な事業                      | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|---------------------------|-----------|----|----|-----|
| 広域医療圏の連携・協力体制の強化          |           |    | ○  | 診療所 |
| 緊急医療体制の充実                 |           |    | ○  | 診療所 |
| 医療機関相互間の患者情報の共有システム機関への参画 |           |    | ○  | 診療所 |

**■診療所・社会福祉施設の耐震化(C-3)**

- ・診療所・社会福祉施設の耐震化を図る
- ・新診療所建設について防災拠点診療所としての機能強化を図る

| 主な事業              | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|-------------------|-----------|----|----|-----|
| 小値賀町国民健康保険診療所建設事業 |           |    | ○  | 診療所 |
| 耐震改修促進計画の推進       | ○         |    | ○  | 建設課 |

**■要配慮者支援(A-6)【再掲】**

**■ヘリポートの活用に関する検証・誘導訓練(A-12)**

- ・緊急輸送路が途絶した場合、ヘリコプターを有効運用するため、災害時に使用するヘリポートについて訓練等により検証を行う

| 主な事業                 | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|----------------------|-----------|----|----|-----|
| 災害時ヘリコプター緊急離着陸地点整備事業 |           | ○  | ○  | 総務課 |

**■緊急車両、災害拠点診療所の島に供給する燃料の確保(D-1)【再掲】**

| 6 被災地での疫病・感染症等の大規模発生 (C・F) |           |    |    |     |
|----------------------------|-----------|----|----|-----|
| ■災害廃棄物処理対策の推進(B-6)         |           |    |    |     |
| ・ 災害廃棄物処理計画の運用及び見直しを行う     |           |    |    |     |
| 主な事業                       | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
| 災害廃棄物処理対策の推進               | ○         |    | ○  | 建設課 |
| 廃棄物処理施設における災害廃棄物対策の推進      | ○         |    | ○  | 建設課 |

| ■感染症対策(C-5)                                                                                                    |           |    |    |          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|----------|
| ・ 予防接種に関する周知を図り、定期の予防接種の勧奨に努める<br>・ 避難所等の衛生状況の悪化を防止するため、飲料水の安全性確保、屋内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適切な管理等を実施できる体制を整備する |           |    |    |          |
| 主な事業                                                                                                           | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課      |
| 感染症予防対策関係事業                                                                                                    | ○         |    | ○  | 健康管理センター |
| 予防接種関係事業                                                                                                       | ○         |    | ○  | 診療所      |
| 避難所における感染予防対策マニュアルの検討・作成・訓練                                                                                    | ○         |    | ○  | 健康管理センター |

| ■家畜防疫(C-6)                        |           |    |    |       |
|-----------------------------------|-----------|----|----|-------|
| ・ 家畜伝染病の発生を未然に防ぐため、予防接種や防疫措置を推進する |           |    |    |       |
| 主な事業                              | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
| 畜産振興対策事業                          | ○         |    | ○  | 産業振興課 |

| ■上下水道・排水処理施設の耐震化・長寿命化(F-8)                                 |           |    |    |     |
|------------------------------------------------------------|-----------|----|----|-----|
| ・ 下水道や農業集落排水等の汚水処理施設の耐震化・老朽化対策を行う<br>・ 上水道施設の耐震化・老朽化対策を進める |           |    |    |     |
| 主な事業                                                       | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
| 汚水処理施設の耐震化・老朽化対策事業                                         |           |    | ○  | 建設課 |
| 上水道設備施設の耐震化・老朽化対策事業                                        |           |    | ○  | 建設課 |

## Ⅱ インフラ破損により本町が孤立せず、また本町地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

### Ⅱ-① 必要不可欠な行政機能は確保する

| 1 行政機関の施設・職員、防災拠点施設の被災による行政機能低下 (A・B)                                                                                                                                                                                                                           |           |    |    |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|-----|
| ■行政機能維持に係る取組み(A-1)                                                                                                                                                                                                                                              |           |    |    |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時優先業務の絞り込み、備蓄の推進や電源の確保等、町の業務継続体制の整備を図る</li> <li>・被災・停電等による庁内イントラネットシステムの停止時の代替施設機器の確保、庁内システム早期復旧に係る業務継続計画を作成する</li> <li>・町庁舎の被災による災害対策本部及び行政業務のバックアップ拠点を整備する</li> <li>・業務継続計画の中で民間活力を活用する緊急時の行政機能補完体制を構築する</li> </ul> |           |    |    |     |
| 主な事業                                                                                                                                                                                                                                                            | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
| 業務継続計画(BCP)の策定推進                                                                                                                                                                                                                                                |           |    | ○  | 総務課 |
| 災害対策本部及び行政業務のバックアップ拠点整備事業                                                                                                                                                                                                                                       |           |    | ○  | 総務課 |

■消防・行政等の防災力の強化(A-2)【再掲】

■住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】

■受援・応援計画(A-17)【再掲】

## Ⅱ-② 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

|                                                                                                |              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>1 電力供給停止、海底ケーブルの寸断等による情報通信機能・情報サービスの麻痺・長期の停止</b>                                            | <b>(D)</b>   |
| ■情報通信機能の確保(D-3)【再掲】<br>■停電対策・電線の切断予防(D-4)【再掲】                                                  |              |
| <b>2 町防災行政無線施設の損壊による情報提供機能の停止</b>                                                              | <b>(A)</b>   |
| ■消防・行政等の防災力の強化(A-2)【再掲】<br>■地域防災力の強化(A-4)【再掲】<br>■要配慮者支援(A-6)【再掲】<br>■災害関連情報伝達手段の多様化(A-19)【再掲】 |              |
| <b>3 テレビ・ラジオ放送等の中断による情報伝達不能</b>                                                                | <b>(A・D)</b> |
| ■地域防災力の強化(A-4)【再掲】<br>■要配慮者支援(A-6)【再掲】<br>■災害関連情報伝達手段の多様化(A-19)【再掲】<br>■停電対策・電線の切断予防(D-4)【再掲】  |              |

## Ⅱ-③ 孤立を回避し、孤立しても生活・経済活動を機能不全に陥らせない

### 1 サプライチェーンの寸断等により企業等の生産力低下による競争力の低下 (D・E)

#### ■I初t-供給体制の整備(D-2)【再掲】

#### ■事業者の事業継続計画(BCP)策定の促進(E-1)

- ・中小事業者の事業継続計画(BCP)の策定を促進し、危機管理能力の向上等、事業者の事業継続力を強化する

| 主な事業   | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
|--------|-----------|----|----|-------|
| 企業支援事業 | ○         |    | ○  | 産業振興課 |

#### ■事業者への金融支援(E-3)

- ・災害の規模等に応じて、制度融資の金利や要件等について、柔軟な対応ができる体制を整備する
- ・農水産物、施設等の災害保険加入を指導する

| 主な事業        | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
|-------------|-----------|----|----|-------|
| 制度資金の融資あっせん | ○         |    | ○  | 産業振興課 |

#### ■漁港港湾整備(E-8)

- ・防波堤等漁港施設の耐震化・耐波化・長寿命化を図る

| 主な事業        | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
|-------------|-----------|----|----|-------|
| 漁港機能保全事業    |           |    | ○  | 産業振興課 |
| 漁港機能推進事業    |           |    | ○  | 産業振興課 |
| 水産業生産基盤整備事業 | ○         |    | ○  | 産業振興課 |

### 2 海上等交通ネットワークの機能停止による孤立事態の発生 (F)

#### ■港湾整備(F-10)

- ・防波堤等港湾施設の耐震化・耐波化・長寿命化を図る
- ・主要ターミナルである小値賀漁港が使用不能に陥った時のバックアップ港を整備する

| 主な事業        | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|-------------|-----------|----|----|-----|
| 港湾整備事業      |           |    | ○  | 建設課 |
| バックアップ港整備事業 |           |    | ○  | 建設課 |

| ■防災時交通・物流の確保(F-11)                                                                                                                  |           |    |    |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災時、町が孤立しないよう海路・空路を的確に確保する</li> <li>・ 全国的な大災害時の町民の生活物資の確保について関係機関との協議・協定の締結を進める</li> </ul> |           |    |    |     |
| 主な事業                                                                                                                                | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
| ・ 船舶・航空会社との災害協定の締結                                                                                                                  | ○         |    | ○  | 総務課 |

| 3 孤立世帯・集落の発生 (A・B・F)                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>■救助・救急体制の強化(A-3)【再掲】</b><br><b>■地域防災力の強化(A-4)【再掲】</b><br><b>■住民避難に係る取組み(A-5)【再掲】</b><br><b>■要配慮者支援(A-6)【再掲】</b><br><b>■食料・飲料水の備蓄の推進(A-9)【再掲】</b><br><b>■防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)【再掲】</b><br><b>■ヘリポートの活用に関する検証・誘導訓練(A-12)【再掲】</b><br><b>■住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】</b><br><b>■空家・ブロック塀対策(B-2)【再掲】</b> |

| ■避難路の整備(F-4)                     |           |    |    |     |
|----------------------------------|-----------|----|----|-----|
| ・ 災害時における避難地及び避難所への避難路となる道路を整備する |           |    |    |     |
| 主な事業                             | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
| 避難路整備事業                          |           |    | ○  | 建設課 |
| 社会資本整備総合交付金事業(法面对策)              |           |    | ○  | 建設課 |
| 町道無電柱化事業                         |           |    | ○  | 建設課 |

| ■土砂災害防止(F-5)                         |           |    |    |            |
|--------------------------------------|-----------|----|----|------------|
| ・土砂災害警戒区域等危険区域に指定されている範囲の住民への周知を徹底する |           |    |    |            |
| 主な事業                                 | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課        |
| ハザードマップ等災害予防情報周知                     | ○         | ○  | ○  | 総務課        |
| 定期巡回                                 |           | ○  | ○  | 総務課<br>建設課 |

| 4 食料・水等の安定供給の停滞 (A・E)         |
|-------------------------------|
| <b>■食料・飲料水の備蓄の推進(A-9)【再掲】</b> |

| ■農業生産基盤の整備(E-2)                                                                                                                  |           |    |    |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用水の安定供給を確保するため、適時・適切な保全対策を実施する</li> <li>・施設管理者に対し BCP の必要性・有効性等を周知及び策定を支援する</li> </ul> |           |    |    |       |
| 主な事業                                                                                                                             | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
| 農業生産基盤の整備                                                                                                                        |           |    | ○  | 産業振興課 |
| 農地維持・資源向上の推進                                                                                                                     | ○         |    | ○  | 産業振興課 |
| ため池の維持管理                                                                                                                         |           | ○  | ○  | 産業振興課 |

| ■農水産物の品質向上・ブランド化支援(E-7)                                                          |           |    |    |       |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定性の高い農産物・水産加工品の生産やブランド化を推進する</li> </ul> |           |    |    |       |
| 主な事業                                                                             | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
| 農水産物ブランド推進事業                                                                     | ○         |    | ○  | 産業振興課 |
| 6次産業化推進事業                                                                        | ○         |    | ○  | 産業振興課 |
| 畜産振興対策事業                                                                         | ○         |    | ○  | 産業振興課 |

| 5 異常渇水等により用水供給途絶による生産活動への甚大な影響 (F)                                                                                |           |    |    |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|-------|
| ■貯水池・ため池の老朽化対策・機能強化(F-7)                                                                                          |           |    |    |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ため池が機能低下により決壊し浸水被害が拡大しないよう機能低下したため池の整備・補強及び不要な農業用ため池の廃止を進める</li> </ul> |           |    |    |       |
| 主な事業                                                                                                              | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
| ため池防災事業                                                                                                           |           |    | ○  | 産業振興課 |



## Ⅱ－④ 生活・経済活動に最低限必要なライフラインを確保し、早期復旧を図る

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 1 上下水道の復旧の長期の遅れ、又は濁水による上下水道機能不全 | (F) |
| ■上下水道・排水処理施設の耐震化・長寿命化(F-8)【再掲】  |     |

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 2 電力供給網や石油・LP ガス供給の停止  | (D) |
| ■エネルギー供給体制の整備(D-2)【再掲】 |     |
| ■停電対策・電線の切断予防(D-4)【再掲】 |     |

### Ⅲ 町民財産及び公共施設被害の最小化

#### Ⅲ-① 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

|                                                                                                                                                                                                                                                         |              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>1 住宅地等での大規模火災の発生</b>                                                                                                                                                                                                                                 | <b>(A・B)</b> |
| <b>■救助・救急体制の強化(A-3)【再掲】</b><br><b>■地域防災力の強化(A-4)【再掲】</b><br><b>■住民避難に係る取組み(A-5)【再掲】</b><br><b>■要配慮者支援(A-6)【再掲】</b><br><b>■防災教育・啓蒙に係る取組み(A-11)【再掲】</b><br><b>■住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】</b><br><b>■空家・ブロック塀対策(B-2)【再掲】</b><br><b>■住宅建築物等の防火対策(B-5)【再掲】</b> |              |

|                                                                                              |            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <b>2 地震等発災時の建物倒壊等により道路封鎖による救助復旧活動不能</b>                                                      | <b>(B)</b> |
| <b>■住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】</b><br><b>■空家・ブロック塀対策(B-2)【再掲】</b><br><b>■公的住宅の長寿命化(B-3)【再掲】</b> |            |

|                                     |            |
|-------------------------------------|------------|
| <b>3 ため池等の決壊による水害の発生</b>            | <b>(F)</b> |
| <b>■貯水池・ため池の老朽化対策・機能強化(F-7)【再掲】</b> |            |

|                                  |            |
|----------------------------------|------------|
| <b>4 農地の崩壊等農業基盤の倒壊による農業被害発生</b>  | <b>(E)</b> |
| <b>■耕作放棄地の発生抑制と再生支援(E-4)【再掲】</b> |            |

|                                               |           |    |    |       |       |
|-----------------------------------------------|-----------|----|----|-------|-------|
| 5 風評被害等による町内経済等への甚大な影響                        |           |    |    |       | (A・E) |
| ■風評被害等の防止に向けた正確な情報発信(A-16)                    |           |    |    |       |       |
| ■災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供する体制を整備する |           |    |    |       |       |
| 主な事業                                          | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |       |
| 企業振興事業                                        | ○         |    | ○  | 産業振興課 |       |
| 6 次産業化推進事業                                    | ○         |    | ○  | 産業振興課 |       |
| 地場産業育成                                        | ○         |    | ○  | 産業振興課 |       |

|                                |
|--------------------------------|
| <b>■農水産物の品質向上・ブランド化支援(E-7)</b> |
|--------------------------------|

## IV 迅速な復旧復興

### IV-① 地域社会・経済が迅速かつより強靱に再建・回復できる条件を整備する

| 1 道路等基幹インフラの損壊により復旧・復興に支障 (F)                      |       |    |    |     |
|----------------------------------------------------|-------|----|----|-----|
| ■道路施設の老朽化対策(F-3)                                   |       |    |    |     |
| ・速やかな復旧・復興を実施するため、道路橋梁等の長寿命化修繕計画を策定し、適切な維持管理・更新を行う |       |    |    |     |
| 主な事業                                               | 町民事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
| 道路橋梁等の長寿命化修繕計画                                     |       |    | ○  | 建設課 |

| ■倒木による道路の閉塞予防(F-6)                                |       |    |    |     |
|---------------------------------------------------|-------|----|----|-----|
| ・公有地の樹木の適正管理を行い倒木による道路閉塞を予防し、民有地についても適正管理の指導を実施する |       |    |    |     |
| 主な事業                                              | 町民事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
| 公有財産適正管理                                          |       |    | ○  | 全部署 |
| 民地管理周知                                            | ○     |    | ○  | 建設課 |

| ■漁港港湾整備(E-8)【再掲】 |
|------------------|
|------------------|

| 2 復旧・復興事業用地確保・仮住居等の整備の遅延により被災者の生活再建の大幅な遅滞 (A・B) |  |  |  |  |
|-------------------------------------------------|--|--|--|--|
| ■仮設住宅用地の早期確保(B-8)                               |  |  |  |  |
| ・国土調査法に基づき、地籍調査を推進する<br>・平常時から所有者不明土地発生を抑制する    |  |  |  |  |

| 主な事業    | 町民事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
|---------|-------|----|----|-------|
| 地籍調査事業  |       |    | ○  | 住民課   |
| 遊休農地の解消 | ○     |    | ○  | 農業委員会 |

| ■地籍調査による成果の管理・利活用の推進(A-13)                |       |    |    |     |
|-------------------------------------------|-------|----|----|-----|
| ・土地情報総合システムにより管理を行い、Web 地図閲覧システムの利活用を推進する |       |    |    |     |
| 主な事業                                      | 町民事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
| 地籍調査による成果の管理・利活用事業                        |       |    | ○  | 住民課 |

### ■生活再建支援制度の周知(A-14)

- ・様々な生活再建支援制度を早期に周知・提供できるよう、平常時から情報収集、体制の整備を行う
- ・大規模災害時の島外避難により町の復興が遅滞する事態を避けるため、島内での生活再建が迅速に行えるよう、復旧復興資源を計画的に整える

| 主な事業      | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|-----------|-----------|----|----|-----|
| 勤労者等金融対策  | ○         |    | ○  | 住民課 |
| 土地利用計画の策定 |           |    | ○  | 総務課 |

### ■空家・ブロック塀対策(B-2)

### ■被災住宅の迅速な復旧(B-9)

- ・事業者の防災・復旧に係る建設資材等の備蓄を指導・支援する

| 主な事業         | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|--------------|-----------|----|----|-----|
| 災害復旧資材備蓄協定締結 | ○         |    | ○  | 建設課 |

## 3 大量発生 of 災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅滞

(B)

### ■住宅・建築物の耐震化率の向上(B-1)【再掲】

### ■空家・ブロック塀対策(B-2)【再掲】

### ■災害廃棄物処理対策の推進(B-6)【再掲】

### ■分別リサイクルの推進

- ・平常時から適正な分別とリサイクル及び事業系廃棄物の適正な処理を進める

| 主な事業         | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|--------------|-----------|----|----|-----|
| 分別リサイクル運動の実施 | ○         | ○  | ○  | 建設課 |
| 環境調査事業       |           |    | ○  | 建設課 |

#### 4 人材不足による復旧・復興の大幅な遅滞

(A・B・E)

##### ■受援・応援計画(A-17)【再掲】

##### ■復旧復興人材の確保(A-18)

- ・町内事業者の育成、町外事業者の誘致促進を図る
- ・防災活動への女性や子供等の参加を促進する
- ・被災後迅速な復旧の為、大工等の職人人材を平時から確保できるよう、計画的公共発注等により育成支援を行う

| 主な事業        | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
|-------------|-----------|----|----|-----|
| 男女共同参画推進事業  | ○         | ○  | ○  | 総務課 |
| 公共施設建設・修繕事業 | ○         |    | ○  | 建設課 |

##### ■被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備(B-4)【再掲】

##### ■地域コミュニティ機能の維持・強化(E-5)

- ・移住者用住宅の分散立地等各地区への若者定住を促進する
- ・農業者・漁業者を主体とする地域の活動組織の活動を支援する

| 主な事業          | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
|---------------|-----------|----|----|-------|
| 移住者用住宅建設事業    |           |    | ○  | 建設課   |
| 農地維持・資源向上の推進  | ○         | ○  | ○  | 産業振興課 |
| 担い手育成支援事業     | ○         |    | ○  | 産業振興課 |
| 新規就農者・就漁者支援事業 | ○         | ○  | ○  | 産業振興課 |
| 農業漁業後継者支援     | ○         |    | ○  | 産業振興課 |

##### ■農業漁業の担い手の確保(E-6)

- ・農業・漁業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者・漁業者等に対する支援を行い、人材育成を行う
- ・新規就農者・漁業者の発掘や独立当初の収入が不安定な就労者に対して支援を行うことで担い手を確保する

| 主な事業          | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
|---------------|-----------|----|----|-------|
| 担い手育成支援事業     | ○         |    | ○  | 産業振興課 |
| 新規就農者・就漁者支援事業 | ○         | ○  | ○  | 産業振興課 |
| 農業漁業後継者支援     | ○         |    | ○  | 産業振興課 |

|                                                                   |       |
|-------------------------------------------------------------------|-------|
| <b>5 人口減少・少子高齢化の進行により地域力の低下・地域コミュニティの崩壊等による<br/>復旧・復興の大幅な遅滞</b>   | (A・E) |
| <b>■地域コミュニティ機能の維持・発揮(E-5)【再掲】</b><br><b>■農業漁業の担い手の確保(E-6)【再掲】</b> |       |

|                                                |           |    |    |     |
|------------------------------------------------|-----------|----|----|-----|
| <b>■復興資金の確保(A-15)</b>                          |           |    |    |     |
| ・復興に必要な資金について、ふるさと納税をはじめとする、様々な方法で確保できる体制を整備する |           |    |    |     |
| 主な事業                                           | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
| ふるさと納税の推進                                      |           |    | ○  | 総務課 |

## 第2節 施策分野毎の施策プログラム

第4章第5節の最悪の事態回避に向けた現状分析と評価の結果を踏まえ、第1節で起きてはならない最悪の事態－リスクシナリオ－毎に施策を検討・整理したものについて、施策分野毎に下記一覧で整理した。

施策分野別の施策項目は、32の各リスクシナリオのそれぞれと関係する下記の項目を入れ込むと共に、後述の第6章第2節重点指標の一覧の番号は下記の施策項目別の番号を記載している。

### ●施策分野・横断的分野の施策項目一覧

| A 行政/警察/消防 |                     |
|------------|---------------------|
| A-1        | 行政機能維持に係る取組み        |
| A-2        | 消防行政等の防災力の強化        |
| A-3        | 救助救急体制の強化           |
| A-4        | 地域防災力の強化            |
| A-5        | 住民避難に係る取組み          |
| A-6        | 要配慮者支援              |
| A-7        | 避難所施設整備管理の適切化       |
| A-8        | 避難生活環境の向上           |
| A-9        | 食料飲料水の備蓄の推進         |
| A-10       | 教育施設の安全に係る取組み       |
| A-11       | 防災教育啓蒙に係る取組み        |
| A-12       | ヘリポートの活用に関する検証誘導訓練  |
| A-13       | 地籍調査による成果の管理利活用の推進  |
| A-14       | 生活再建支援制度の周知         |
| A-15       | 復興資金の確保             |
| A-16       | 風評被害等の防止に向けた正確な情報発信 |
| A-17       | 受援応援計画              |
| A-18       | 復旧復興人材の確保           |
| A-19       | 災害関連情報伝達手段の多様化      |

| B 住宅/地域/環境 |                       |
|------------|-----------------------|
| B-1        | 住宅・建築物の耐震化率の向上        |
| B-2        | 空家・ブロック塀対策            |
| B-3        | 公的住宅の長寿命化             |
| B-4        | 被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備 |
| B-5        | 住宅建築物等の防火対策           |
| B-6        | 災害廃棄物処理対策の推進          |
| B-7        | 分別リサイクルの推進            |
| B-8        | 仮設住宅用地の早期確保           |
| B-9        | 被災住宅の迅速な復旧            |

| C 保健医療・福祉分野 |                |
|-------------|----------------|
| C-1         | 健康増進活動の整備      |
| C-2         | 災害時を含めた医療体制の整備 |
| C-3         | 診療所・社会福祉施設の耐震化 |
| C-4         | 災害拠点診療所の体制強化   |
| C-5         | 感染症対策          |
| C-6         | 家畜防疫           |

| D エネルギー・情報通信分野 |                        |
|----------------|------------------------|
| D-1            | 緊急車両、災害拠点診療所に供給する燃料の確保 |
| D-2            | エネルギー供給体制の整備           |
| D-3            | 情報通信機能の確保              |
| D-4            | 停電対策・電線の切断予防           |

| E 農林水産・産業分野 |                      |
|-------------|----------------------|
| E-1         | 事業者の事業継続計画(BCP)策定の促進 |
| E-2         | 農業生産基盤の整備            |
| E-3         | 事業者への金融支援            |
| E-4         | 耕作放棄地の発生抑制と再生支援      |
| E-5         | 地域コミュニティ機能の維持・発揮     |
| E-6         | 農業漁業の担い手の確保          |
| E-7         | 農水産物の品質向上・ブランド化支援    |
| E-8         | 漁港港湾整備               |

| F 町土保全分野 |                      |
|----------|----------------------|
| F-1      | 海岸保全施設・治水施設の整備・機能保全  |
| F-2      | 治水施設の老朽化対策           |
| F-3      | 道路施設の老朽化対策           |
| F-4      | 避難路の整備               |
| F-5      | 土砂災害防止               |
| F-6      | 倒木による道路の閉塞予防         |
| F-7      | 貯水池・ため池の老朽化対策・機能強化   |
| F-8      | 上下水道・排水処理施設の耐震化・長寿命化 |
| F-9      | 暴風対策                 |
| F-10     | 港湾整備                 |
| F-11     | 発災時交通・物流の確保          |

| G 地域振興 |           |
|--------|-----------|
| G-1    | 地域活性化活動   |
| G-2    | 移住促進      |
| G-3    | 地域文化振興    |
| G-4    | 地域産業振興    |
| G-5    | 観光振興      |
| G-6    | 起業支援・企業誘致 |

### 第3節 横断的分野の施策プログラム

第4章第5節の最悪の事態回避に向けた現状分析と評価の結果を踏まえ、横断的分野－地域振興－について下記検討・整理した。横断的分野は、全ての部署の施策が関係するが、下記では特に関係する部署を記載した。

| ■地域活性化活動(G-1)                                                                                          |       |    |    |              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|----|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土強靱化と地域活性化は、地域の豊かさを維持・向上させる点で同じであり、それらを担う人材資源を確保する</li> </ul> |       |    |    |              |
| 主な事業                                                                                                   | 町民事業者 | 地域 | 行政 | 担当課          |
| 住民、民間事業者を対象として、実践的な行動力を習得した指導者、リーダー育成事業                                                                | ○     | ○  | ○  | 総務課<br>教育委員会 |

| ■移住促進(G-2)                                                                                                                                                              |       |    |    |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|----|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住者の定住を促進するための住宅の整備・空家情報の適正な活用を行う</li> <li>・若者定住のために安全安心の居住地・宅地を整備する</li> <li>・若者定住やU・Iターン者等の受け入れを促進するための情報提供を積極的に行う</li> </ul> |       |    |    |     |
| 主な事業                                                                                                                                                                    | 町民事業者 | 地域 | 行政 | 担当課 |
| 移住者用住宅建設事業                                                                                                                                                              |       |    | ○  | 建設課 |
| 空家情報管理事業                                                                                                                                                                | ○     | ○  | ○  | 総務課 |
| 空家改修補助事業                                                                                                                                                                | ○     |    | ○  | 建設課 |

| ■地域文化振興(G-3)                                                                                                                                          |       |    |    |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|----|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・有形無形の文化の衰退・喪失は地域コミュニティの崩壊等を更に進めることに繋がることから有形無形の文化の調査・保護を推進し、地域文化振興に努める</li> <li>・有形・無形文化の保護や普及を進める</li> </ul> |       |    |    |       |
| 主な事業                                                                                                                                                  | 町民事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
| 史跡名勝記念物整備計画の策定                                                                                                                                        |       |    | ○  | 教育委員会 |
| 文化財修復事業                                                                                                                                               | ○     |    | ○  | 教育委員会 |
| 重要伝承芸能・民俗事業の文化財指定                                                                                                                                     | ○     | ○  | ○  | 教育委員会 |

| ■地域産業振興(G-4)                                                                                               |  |  |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の人材確保を支援し、雇用安定を図る</li> <li>・新たな農水産加工食品の開発によるブランド化を図る</li> </ul> |  |  |  |  |



| ・ 自給率を高め地産地消の考え方を定着させていく |           |    |    |       |
|--------------------------|-----------|----|----|-------|
| 主な事業                     | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
| 6 次産業化推進事業               | ○         | ○  | ○  | 産業振興課 |

| ■観光振興(G-5)                                                                                                                                 |           |    |    |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島内自然・文化・風俗等の観光資源に配慮した観光回遊性ルートの確立を進める</li> <li>・ 町内に点在する寺社等文化的観光資源を観光客等の非常時の避難場所として活用する</li> </ul> |           |    |    |       |
| 主な事業                                                                                                                                       | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
| 観光基本計画策定                                                                                                                                   |           |    | ○  | 産業振興課 |
| 観光事業者育成事業                                                                                                                                  | ○         |    | ○  | 産業振興課 |
| 地域 PR 等観光振興事業                                                                                                                              | ○         | ○  | ○  | 産業振興課 |

| ■起業支援・企業誘致(G-6)            |           |    |    |       |
|----------------------------|-----------|----|----|-------|
| ・ 町内事業者の育成、町外からの事業者の誘致を進める |           |    |    |       |
| 主な事業                       | 町民<br>事業者 | 地域 | 行政 | 担当課   |
| 起業塾の開催                     | ○         |    | ○  | 産業振興課 |
| 企業誘致対策                     | ○         |    | ○  | 産業振興課 |
| 企業支援事業                     | ○         |    | ○  | 産業振興課 |

## 第6章 計画の着実な推進に向けて

### 第1節 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

本計画に位置付ける個別の施策について、町の役割が強いもの、町で想定される災害の特性と、町民アンケート調査結果や小値賀町国土強靱化地域計画策定委員会での意見を踏まえ、影響の大きさと緊急度、国・県との調和等の観点から勘案し、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)単位で、重点的に取り組む施策を13設定した。

施策の重点化については、毎年度の計画の進捗管理を踏まえ、適宜見直しを実施する。

| 事前に備えるべき目標                          | 脆弱性一起きてはならない最悪の事態 |                                                 |
|-------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------|
| ① 直接死を最大限防ぐ                         | 1 地震              | 地震等により住宅・建築物等の倒壊による多数の死傷者の発生                    |
|                                     | 2 津波              | 大規模津波等による多数の死傷者の発生                              |
|                                     | 3 暴風雨             | 超大型台風等により家屋の損壊浸水又は土砂災害により多数の死傷者の発生              |
|                                     | 4 避難              | 的確な情報伝達・避難指示の不備等での避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生           |
| ② 救助・救急、医療活動、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 1 救助              | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足              |
|                                     | 2 避難所             | 避難所の機能不全等による被災者の生活維持が困難となる事態の発生                 |
|                                     | 3 医療福祉体制          | 医療・福祉の施設・体制の絶対的不足・被災、エネルギー途絶による医療・福祉機能の麻痺       |
| ③ 必要不可欠な行政機能は確保する                   | 1 行政              | 行政機関・職員、防災拠点施設の被災による行政機能低下                      |
| ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する          | 1 情報通信            | 電力供給停止、海底ケーブルの寸断等による情報通信機能・情報サービスの麻痺・長期の停止      |
| ⑤ 孤立を回避し、孤立しても生活・経済活動を機能不全に陥らせない    | 1 交通・物流           | 海上等交通ネットワークの機能停止による孤立事態の発生                      |
|                                     | 2 孤立地区            | 孤立世帯・集落の発生                                      |
| ⑥ 生活・経済活動に最低限必要なライフラインを確保し、早期復旧を図る  | 1 電力・燃料等          | 電力供給網や石油・LPガス供給の停止                              |
| ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない             |                   |                                                 |
| ⑧ 地域社会・経済が迅速かつより強靱に再建・回復できる条件を整備する  | 1 地域力低下           | 人口減少・少子高齢化進行により地域力低下・地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅滞 |

## 第2節 重点指標

重点指標については、毎年度の計画の進捗管理を踏まえ、適宜見直しを実施するとともに、ここに具体的に定めていないものについては、今後の個別計画策定時に設定するものとする。  
(番号の A-G は、施策分野、横断的分野を示している。)

| ① 直接死を最大限防ぐ |                     |                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                             |                                     |
|-------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 番号          | 主な施策                | 主な事業                                                                                                                                 | 重要指標 (短期実現指標-短 中期実現指標-中)                                                                                                                                                                                                                    | 担当課                                 |
| A-3         | 救助・救急体制の強化          | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種防災訓練の実施</li> <li>防災体制強化の各種取組</li> <li>地域防災力充実・強化の取組</li> <li>各分団等、消防資機材の整備</li> </ul>       |                                                                                                                                                                                                                                             | 総務課<br>佐世保市消防局西消防署小値賀出張所            |
| A-5         | 住民避難に係る取組み          | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所、避難場所標識の設置</li> <li>避難行動要配慮者の避難・見守り支援</li> <li>避難指示等の発令体制の整備</li> <li>避難誘導体制の整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所・指定緊急避難所等の耐震化率 100%(令和3年)-短</li> <li>津波避難計画 策定(令和3年)-短</li> <li>津波ハザードマップ 策定(令和3年)-短</li> <li>総合防災訓練 1回/年</li> <li>指定緊急避難所指定箇所 10箇所(令和3年)-短</li> <li>防災行政無線バックアップ設備整備(令和5年)-中</li> </ul>        | 総務課<br>住民課<br>福祉事務所                 |
| A-6         | 要配慮者支援              | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要配慮者名簿の整備</li> <li>放課後児童健全育成活動</li> </ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要配慮者名簿 更新(令和2年)-短</li> </ul>                                                                                                                                                                     | 福祉事務所                               |
| A-10        | 教育施設の安全に係る取組み       | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育施設等改修事業</li> </ul>                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>こども園・小中学校の耐震化率 100%</li> </ul>                                                                                                                                                                       | 教育委員会<br>福祉事務所                      |
| A-11        | 防災教育・啓蒙に係る取組み       | <ul style="list-style-type: none"> <li>防災教育推進</li> <li>防災広報・教育・訓練の充実</li> </ul>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校生徒児童の土砂災害に関する防災教育の実施1回/年</li> <li>小中学校と地域が連携した防災訓練の実施 1回/年</li> </ul>                                                                                                                            | 教育委員会<br>福祉事務所                      |
| B-1         | 住宅・建築物の耐震化率の向上      | <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内家具固定アドバイザー派遣事業</li> <li>耐震診断助成</li> <li>耐震改修助成事業</li> <li>公共施設耐震改修事業</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>家具類固定等アドバイザー派遣件数(100件/年)-短</li> <li>家具類固定等住宅内地震対策割合R2(4%) 目標50%(令和7年)-中</li> <li>民間住宅耐震化率平成20年25.9% 目標約70%(令和7年)</li> <li>町有施設公共建築物の耐震化率 90%(令和7年)-中</li> <li>避難所の天井落下防止工事済率 100%(令和7年)-中</li> </ul> | 総務課<br>総務課<br>福祉事務所<br>建設課<br>教育委員会 |
| B-2         | 空家・ブロック塀対策          | <ul style="list-style-type: none"> <li>危険ブロック塀除去促進事業</li> <li>空家対策補助事業</li> <li>空家バンク事業</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>危険ブロック塀除去件数 30件(令和5年)-短</li> <li>危険空家指導件数 30件(令和7年)-中</li> <li>登録件数 現在延べ15件 目標延べ30件(R5)-中</li> </ul>                                                                                                 | 総務課<br>建設課                          |
| B-3         | 公的住宅の長寿命化           | <ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅ストック総合改善事業</li> <li>町営住宅管理(計画的修繕・改修等)</li> </ul>                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>公的住宅耐震化率現状約72% 目標約92%(令和5年)-中</li> <li>公的住宅改修・建替 (R5 19戸)</li> </ul>                                                                                                                                 | 建設課                                 |
| B-5         | 住宅建築物等の防火対策         | <ul style="list-style-type: none"> <li>査察体制の強化</li> </ul>                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                             | 佐世保市消防局西消防署小値賀出張所                   |
| F-1         | 海岸保全施設・治水施設の整備・機能保全 | <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設・排水路等の整備維持管理</li> </ul>                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                             | 建設課                                 |
| F-2         | 治水施設の老朽化対策          | <ul style="list-style-type: none"> <li>排水路・雨水きよ等、排水施設の整備・改修、維持管理</li> </ul>                                                          |                                                                                                                                                                                                                                             | 建設課                                 |
| F-9         | 暴風対策                | <ul style="list-style-type: none"> <li>防風林整備事業</li> <li>海岸防風林対策事業</li> </ul>                                                         |                                                                                                                                                                                                                                             | 総務課<br>産業振興課<br>建設課                 |

## ② 救助・救急、医療活動、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

| 番号   | 主な施策                     | 主な事業                                                                                                                                                                 | 重要指標（短期実現指標－短 中期実現指標－中）                                                                                                                                                                                        | 担当課               |
|------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|      | 地域防災力の強化                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区会長等各種地域組織の会議の開催</li> <li>・地区への活動助成金</li> <li>・特徴ある地区活動への助成金</li> <li>・自主防災組織活動支援</li> <li>・広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織組織率100％(令和7年)－中</li> <li>・消防団員の確保率100％(令和7年)－中</li> <li>・耐震性貯水槽の整備率100％(令和7年)</li> <li>・消防団用防災資機材の整備 100％(令和7年)－中</li> <li>・土砂災害警戒区域対象住民の防災訓練の実施 1回/年</li> </ul> | 総務課               |
| A-4  |                          |                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                |                   |
| A-7  | 避難所施設整備・管理の適切化           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育施設管理運営</li> <li>・地区住民センター整備事業</li> <li>・地区公民館改修事業</li> </ul>                                                             |                                                                                                                                                                                                                | 教育委員会<br>福祉事務所    |
| A-8  | 避難生活環境の向上                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の活動支援</li> <li>・空調設備・機器等の整備、簡易ベット・パーテーション等の備蓄</li> </ul>                                                               |                                                                                                                                                                                                                | 総務課<br>福祉事務所      |
| A-9  | 食料・飲料水の備蓄の推進             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災備蓄品拡充と管理</li> </ul>                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料品の備蓄数500食(令和7年)－中</li> <li>・住民の食料等備蓄率 50％ (令和7年)－中</li> </ul>                                                                                                        | 総務課               |
| A-12 | へりポートの活用に関する校            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時へりコブター緊急離着陸地点整備事業</li> </ul>                                                                                              | ・防災への臨時離着陸場の指定数11箇所(令和3年)－短                                                                                                                                                                                    | 総務課               |
| C-1  | 健康増進活動の整備                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進事業</li> <li>・ジョギング・ウォーキング大会の実施</li> <li>・介護予防教室</li> </ul>                                                               |                                                                                                                                                                                                                | 福祉事務所<br>健康管理センター |
| C-2  | 災害時を含めた医療体制の整備           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域医療圏の連携・協体制の強化</li> <li>・緊急医療体制の充実</li> <li>・医療機関相互間の患者情報の共有システム機関への参画</li> </ul>                                           | ・診療所の防災対応マニュアル 策定（新診療所の開設に合わせて令和4年）                                                                                                                                                                            | 診療所               |
| C-3  | 診療所・社会福祉施設の耐震化           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小値賀町国民健康保険診療所建設事業</li> <li>・耐震改修促進計画の推進</li> </ul>                                                                           | ・小値賀町立国民健康保険診療所建設(令和4年)                                                                                                                                                                                        | 診療所<br>建設課        |
| C-4  | 感染症対策                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症予防対策関係事業</li> <li>・予防接種関係事業</li> <li>・避難所における感染予防対策マニュアルの検討・作成</li> </ul>                                                 |                                                                                                                                                                                                                | 診療所<br>健康管理センター   |
| C-5  | 家畜防疫                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産振興対策事業</li> </ul>                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                | 産業振興課             |
| D-1  | 緊急車両、災害拠点診療所の島に供給する燃料の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の燃料確保</li> </ul>                                                                                                          | ・燃料供給協定締結団体数 2団体(令和3年)－短                                                                                                                                                                                       | 総務課               |
| F-4  | 避難路の整備                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難路整備事業</li> <li>・社会資本整備総合交付金事業(法面对策)</li> <li>・町道無電柱化事業</li> </ul>                                                          |                                                                                                                                                                                                                | 建設課               |
| F-5  | 土砂災害防止                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等災害予防情報周知</li> </ul>                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域指定率 100％(令和1年)</li> <li>・土砂災害特別警戒区域指定率 100％(令和1年)</li> </ul>                                                                                                   | 総務課               |

| ③ 必要不可欠な行政機能は確保する          |                      |                                                                              |                                                                              |           |              |
|----------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------|
| 番号                         | 主な施策                 | 主な事業                                                                         | 重要指標（短期実現指標－短                                                                | 中期実現指標－中） | 担当課          |
| A-1                        | 行政機能維持に係る取組み         | ・業務継続計画(BCP)の策定推進<br>・災害対策本部及び行政業務のバックアップ拠点整備事業                              | ・業務継続計画の策定 策定(令和3年)－短                                                        |           | 総務課          |
| A-2                        | 消防・行政等の防災力の強化        | ・佐世保消防署小値賀出張所移転改築事業<br>・庁舎等防災拠点施設の耐震化推進<br>・各地区消火ホースの更新<br>・老朽化消防団詰所改築事業     | ・災害対策本部の代替え機能の確保整備(令和7年)－中<br>・老朽化消防団詰所の改築3件(令和7年)－中                         |           | 総務課<br>建設課   |
| A-17                       | 受援・応援計画              | ・受援・応援計画の策定<br>・広域防災拠点の整備                                                    |                                                                              |           | 総務課<br>教育委員会 |
| ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する |                      |                                                                              |                                                                              |           |              |
| 番号                         | 主な施策                 | 主な事業                                                                         | 重要指標（短期実現指標－短                                                                | 中期実現指標－中） | 担当課          |
| A-19                       | 災害関連情報伝達手段の多様化       | ・防災無線のバックアップ施設整備<br>・災害情報等SNS情報発信事業<br>・あらゆる状況を想定した情報伝達訓練を実施し、各システムの検証・住民の周知 |                                                                              |           | 総務課          |
| D-3                        | 情報通信機能の確保            | ・停電対策として家庭用発電機設置促進のために助成制度を設ける                                               |                                                                              |           | 総務課          |
| F-3                        | 道路施設の老朽化対策           | ・道路橋梁等の長寿命化修繕計画                                                              |                                                                              |           | 建設課          |
| ⑤ 孤立せず経済活動を機能不全に陥らせない      |                      |                                                                              |                                                                              |           |              |
| 番号                         | 主な施策                 | 主な事業                                                                         | 重要指標（短期実現指標－短                                                                | 中期実現指標－中） | 担当課          |
| D-2                        | エネルギー供給体制の整備         |                                                                              |                                                                              |           | 総務課          |
| E-1                        | 事業者の事業継続計画(BCP)策定の促進 | ・企業支援事業                                                                      |                                                                              |           | 産業振興課        |
| E-2                        | 農業生産基盤の整備            | ・農業生産基盤の整備<br>・農地維持・資源向上の推進<br>・ため池の維持管理                                     | ・ため池点検実施数 55(令和2予定)－短<br>・防災重点溜池 数 6箇所<br>・浸水想定区域図作成数 6箇所<br>・ハザードマップ作成数 2箇所 |           | 産業振興課        |
| E-3                        | 事業者への金融支援            | ・制度資金の融資あっせん                                                                 |                                                                              |           | 産業振興課        |
| F-10                       | 港湾整備                 | ・港湾整備事業<br>・バックアップ港整備事業                                                      | ・耐震化岸壁の整備済(令和2年)                                                             |           | 建設課          |
| F-11                       | 防災時交通・物流の確保          | ・船舶・航空会社との災害協定の締結                                                            |                                                                              |           | 総務課<br>産業振興課 |

| ⑥ 生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧を図る |                      |                                                     |               |           |       |
|------------------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------|---------------|-----------|-------|
| 番号                                 | 主な施策                 | 主な事業                                                | 重要指標（短期実現指標－短 | 中期実現指標－中） | 担当課   |
| F-8                                | 上下水道・排水処理施設の耐震化・長寿命化 | ・ 汚水処理施設の耐震化<br>・ 老朽化対策事業                           |               |           | 建設課   |
| ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない            |                      |                                                     |               |           |       |
| 番号                                 | 主な施策                 | 主な事業                                                | 重要指標（短期実現指標－短 | 中期実現指標－中） | 担当課   |
| A-16                               | 風評被害等の防止に向けた正確な情報発信  | ・ 企業振興事業<br>・ 6次産業化推進事業<br>・ 地場産業育成                 |               |           | 産業振興課 |
| E-4                                | 耕作放棄地の発生抑制と再生支援      | ・ 耕作放棄地再生活動推進事業<br>・ 農用地の利用集積と集団化<br>・ 遊休農地の発生防止・解消 |               |           | 産業振興課 |
| E-7                                | 農産物の品質向上・ブランド化支援     | ・ 6次産業化推進<br>・ 畜産振興対策事業                             |               |           | 産業振興課 |

| ⑧ 地域社会・経済が迅速かつより強靱に再建・回復できる条件を整備する |                       |                                                        |                    |           |                     |
|------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------|--------------------|-----------|---------------------|
| 番号                                 | 主な施策                  | 主な事業                                                   | 重要指標（短期実現指標－短      | 中期実現指標－中） | 担当課                 |
| A-13                               | 地籍調査による成果の管理・利活用の推進   | ・地籍調査による成果の管理・利活用事業                                    |                    |           | 住民課<br>建設課          |
| A-14                               | 生活再建支援制度の周知           | ・勤労者等金融対策                                              |                    |           | 産業振興課               |
| A-15                               | 復興資金の確保               | ・ふるさと納税                                                |                    |           | 総務課                 |
| A-18                               | 復旧復興人材の確保             | ・男女共同参画を推進する                                           |                    |           | 総務課<br>産業振興課<br>建設課 |
| B-4                                | 被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備 | ・判定士体制の整備<br>・判定資機材の備蓄                                 | ・被災建築物危険度判定士資格取得者数 | 6人(令和5人)  | 建設課                 |
| B-7                                | 分別リサイクルの推進            | ・環境調査事業                                                |                    |           | 建設課                 |
| B-8                                | 仮設住宅用地の早期確保           | ・地籍調査事業<br>・遊休農地の解消                                    | ・地籍調査事業済(平成18年)    |           | 住民課<br>農業委員会        |
| B-9                                | 被災住宅の迅速な復旧            |                                                        |                    |           | 建設課<br>産業振興課        |
| E-5                                | 地域コミュニティ機能の維持・発揮      | ・農地維持・資源向上の推進<br>・担い手育成支援事業<br>・新規就農者支援事業<br>・農業後継者支援  |                    |           | 産業振興課               |
| E-6                                | 農漁業の担い手の確保            | ・担い手育成支援事業<br>・新規就農・漁業者支援事業<br>・農業・漁業後継者の支援            |                    |           | 産業振興課               |
| E-9                                | 漁港港湾整備                | ・港湾整備事業<br>・バックアップ港整備事業<br>・漁港機能保全・推進事業<br>・水産生産基盤整備事業 | ・耐震化岸壁の整備済(令和2年)－短 |           | 産業振興課<br>建設課        |
| F-6                                | 倒木による道路の閉塞予防          | ・公有財産適正管理<br>・民地管理周知                                   |                    |           | 全部署                 |

## ■横断的分野－地域振興

| 番号  | 主な施策      | 主な事業                                              | 重要指標（短期実現指標－短                                  | 中期実現指標－中） | 担当課   |
|-----|-----------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------|-------|
| G-1 | 地域活性化活動   | ・住民、民間事業者を対象として、実践的な行動力を習得した指導者、リーダー育成事業          |                                                |           | 総務課   |
| G-2 | 移住促進      | ・定住促進住宅建設事業<br>・空家情報管理事業<br>・移住者用既存空家改修供給事業       | ・定住促進住宅建設戸数（令和3年 10戸）－短<br>・<br>・改修戸数（令和1年 9戸） |           | 総務課   |
| G-3 | 地域文化振興    | ・史跡名勝記念物整備計画の策定<br>・文化財修復事業<br>・重要伝承芸能・民俗事業の文化財指定 |                                                |           | 教育委員会 |
| G-4 | 地域産業振興    | ・6次産業化推進事業                                        |                                                |           | 産業振興課 |
| G-5 | 観光振興      | ・観光振興事業                                           | ・観光客入込数<br>(平成30年度46,966人)→(令和5年度 70,000人)     |           | 産業振興課 |
| G-6 | 起業支援・企業誘致 | ・起業塾の開催<br>・企業誘致対策<br>・企業支援事業                     |                                                |           | 産業振興課 |



### 第3節 PDCA サイクルによる計画推進

小値賀町の強靱化に向けては、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、そのためには、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が必要である。

このため、本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、重点化の見直しなども含む計画の推進方策を毎年度策定し、予算編成や国への政策提案に結びつけ、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルを構築する。

こうしたPDCAサイクルを通じ、小値賀町の地域強靱化のスパイラルアップを目指していく。

### 第4節 推進体制及び進捗管理

計画の推進に当たっては、町内に設置している「小値賀町国土強靱化地域計画策定幹事会」を中心とした全庁の横断的な体制に加え、国・県の関係組織や関係団体等と連携・協力し、計画に掲げる施策の進捗管理を効果的に実施する。

### 第5節 計画の見直し

本計画は、小値賀町の強靱化に関する他の計画の指針として位置づけられるものであることから、小値賀町地域防災計画をはじめとする国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。



# 町民アンケート結果

# アンケート分析

## 問 1 回答者属性

### ① 世帯主(回答者)年齢

・**回答率**－アンケート配布は、地区ごとに役員が配布、回収は郵送の方法によった。小値賀町全世帯、(1245 世帯中、町外居住世帯・届上世帯分離世帯を一世帯として取り扱い、1225 世帯にアンケート実施)を対象として配布、回答数は、748、回答率は 61.06%、アンケート期間は、9 月 14 日配布、回収期日を 9 月 24 日としたが、最終回収日は、10 月 2 日となった。

・**年齢構成**－小値賀町の世帯主年令別階層構成は、人口高齢化率 50.2%を反映し、60 歳以上世帯主世帯比率は、74%。全国は 45%。

・**回答者中 60 歳以上率**－回答者は、76%。

・**年齢別回答率**－年齢別回答率は、20 歳代は、約 35%、30、40、80 歳以上は 40%代であるが、50、60、70 歳代は約 70%の回答率であった。

80 歳以上町民の回答率が低いのは、高齢によるものとの理解できるが、20 歳代から 40 歳代の回答率が低い理由は不明である。

| 年齢層 | 小値賀町世帯  |            |         |           |        | 全国世帯     |        |
|-----|---------|------------|---------|-----------|--------|----------|--------|
|     | 世帯数     | 町世帯主年齢構成比率 | アンケート回答 |           |        | 世帯数      | 全国世帯比率 |
|     |         |            | 回答者数    | 回答者年齢階層比率 | 年齢別回答率 |          |        |
| 10  | 1       | 0.08       | 1       | 0.13      | 100.00 | 397057   | 0.75   |
| 20  | 23      | 1.85       | 8       | 1.08      | 34.78  | 4207544  | 7.95   |
| 30  | 87      | 6.99       | 43      | 5.79      | 49.43  | 6965100  | 13.17  |
| 40  | 103     | 8.27       | 47      | 6.33      | 45.63  | 9282077  | 17.55  |
| 50  | 109     | 8.76       | 81      | 10.90     | 74.31  | 8407243  | 15.89  |
| 60  | 310     | 24.90      | 227     | 30.55     | 73.23  | 10265158 | 19.40  |
| 70  | 293     | 23.53      | 203     | 27.32     | 69.28  | 8330414  | 15.75  |
| 80  | 319     | 25.62      | 133     | 17.90     | 41.69  | 5049152  | 9.54   |
| 計   | 注1 1245 | 100.00     | 注2 743  | 100.00    | 59.68  | 52903745 | 100.00 |

注1－町外居住世帯・届上世帯分離世帯を一世帯として取り扱い、1225世帯にアンケート実施

注2－年齢に回答していない世帯を除く

### ② 性別

・**回答率**－男女比率は、若干男性比率が高いのは、夫婦世帯では男性が世帯主となる場合が多いことによる。

### ③ 職業

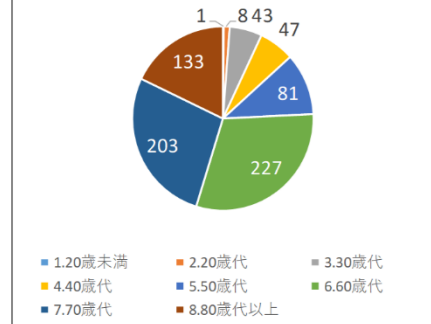
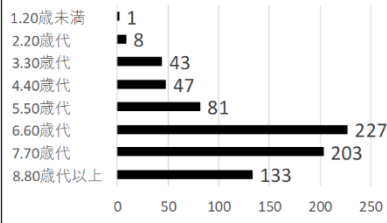
・**回答比率**－60 歳以上の比率が、74%あるが、職業で無職と回答した比率が、31%にとどまっているのは、高齢者であっても、自営業・農漁業・パートアルバイト等、何らかの収入を得ている世帯が多いことによると解釈できる。

### ④ 居住地

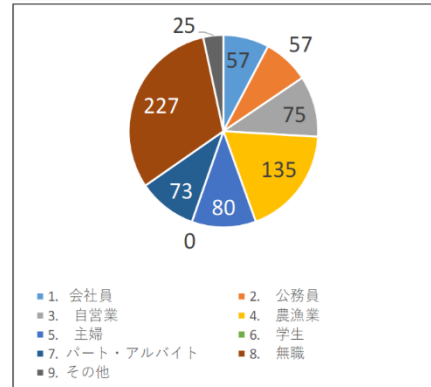
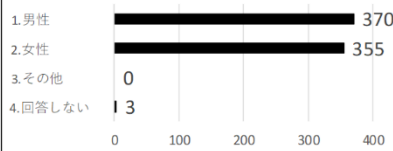
・**回答比率**－約 53%が笛吹地区と回答している。

問1. あなたの年齢、性別、職業、居住地区の該当番号1つに○をつけて下さい。

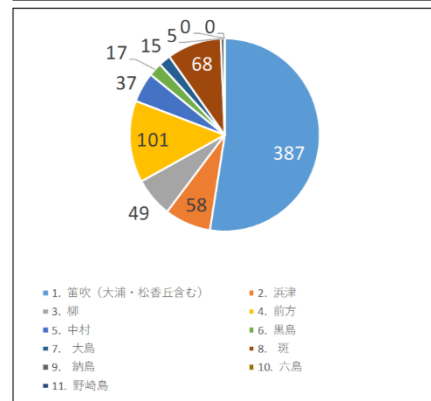
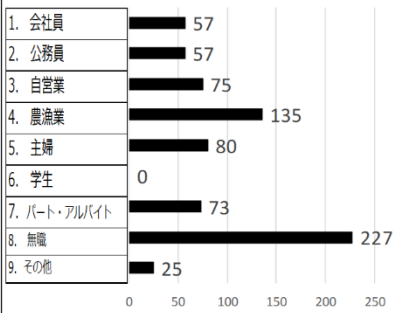
|    |           |     |       |
|----|-----------|-----|-------|
| 年齢 | 1. 20歳未満  | 1   | 0.13  |
|    | 2. 20歳代   | 8   | 1.08  |
|    | 3. 30歳代   | 43  | 5.79  |
|    | 4. 40歳代   | 47  | 6.33  |
|    | 5. 50歳代   | 81  | 10.90 |
|    | 6. 60歳代   | 227 | 30.55 |
|    | 7. 70歳代   | 203 | 27.32 |
|    | 8. 80歳代以上 | 133 | 17.90 |



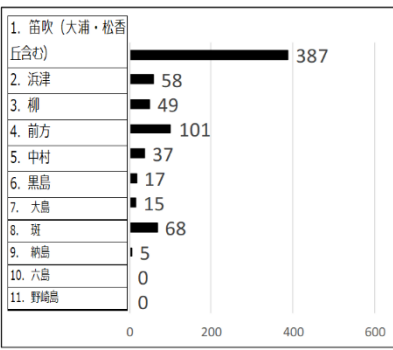
|    |          |     |       |
|----|----------|-----|-------|
| 性別 | 1. 男性    | 370 | 50.82 |
|    | 2. 女性    | 355 | 48.76 |
|    | 3. その他   | 0   | 0.00  |
|    | 4. 回答しない | 3   | 0.41  |



|    |              |     |       |
|----|--------------|-----|-------|
| 職業 | 1. 会社員       | 57  | 7.82  |
|    | 2. 公務員       | 57  | 7.82  |
|    | 3. 自営業       | 75  | 10.29 |
|    | 4. 農漁業       | 135 | 18.52 |
|    | 5. 主婦        | 80  | 10.97 |
|    | 6. 学生        | 0   | 0.00  |
|    | 7. パート・アルバイト | 73  | 10.01 |
|    | 8. 無職        | 227 | 31.14 |
|    | 9. その他       | 25  | 3.43  |



|      |                 |     |       |
|------|-----------------|-----|-------|
| 居住地区 | 1. 笛吹（大浦・松香丘含む） | 387 | 52.51 |
|      | 2. 浜津           | 58  | 7.87  |
|      | 3. 柳            | 49  | 6.65  |
|      | 4. 前方           | 101 | 13.70 |
|      | 5. 中村           | 37  | 5.02  |
|      | 6. 黒島           | 17  | 2.31  |
|      | 7. 大島           | 15  | 2.04  |
|      | 8. 斑            | 68  | 9.23  |
|      | 9. 納島           | 5   | 0.68  |
|      | 10. 六島          | 0   | 0.00  |
|      | 11. 野崎島         | 0   | 0.00  |



## 問 2 国土強靱化計画認知度

63%が、3.知らなかったと回答。地域計画自体は町民の認知度が低いのは、当然と思われるが、逆に 1.知っていた、2.聞いたことはあった、を合わせて、約 37%が回答している。今回、アンケート直前に、台風 9 号、10 号が立て続けに襲来したこともありアンケート回収率が 61%になり、自由意見に多くの記載を頂き、町民の防災に関する関心度が高い事が確認でき、またアンケートの際にパンフレットを配布したことで地域計画の柱である自助共助力の強化に向け、十分な教育効果が図られたと思われる。

## 問 3 今後脅威と思われる大規模自然災害

一位が 1.台風 52.14%、二位が豪雨災害 18.04%、三位が津波災害 13.77%、四位が直下地震 8.78%と回答している。離島自治体であることから、津波を脅威と一定数回答しているが、地震に対しての意識が他の自治体と比べても、相当低く、台風・豪雨災害を脅威との回答が 70%を超えているのは、アンケート調査の時期が、大きな被害をもたらした台風 9 号、10 号の直後であったことも影響があったと推測される。

## 問 4 脅威経験の有無

約 51%が過去に被災しており、被災していないが脅威を感じたと 33.74%が回答している。

脅威の具体的内容については、266 の回答があり、昭和 62 年 8 月 31 日の台風 12 号、今回の台風 9 号 10 号に関する記載が多くを占めたが、阪神淡路・東日本・福岡県西方沖地震についての記載等もあった。

## 問 5 指定避難所認知度

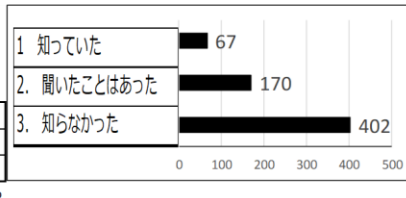
約 86%が知っていると回答。町内の 6 ケ所の避難所に島民の約 25%が避難する事態となった 9 月初旬の台風 10 号時の経験もあり、かなり高い割合での回答となったものと思われる。

## 問 6 大規模自然災害の備えの重点度

一位が 1.人命保護が最大限図られること 42%、二位が 2.救助・救急、医療活動等が迅速に行われること 21.78%、三位が 6.必要最低限のライフラインが確保されること 16.15%、四位が 8.被災後の迅速な復旧・復興が実現できる体制を確保すること 10.22%と回答している。

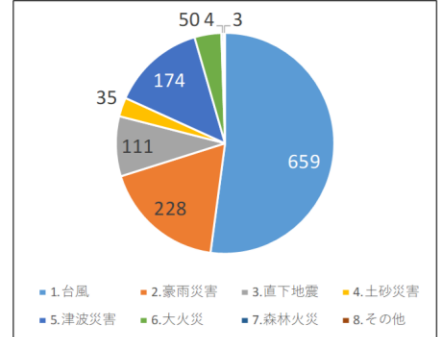
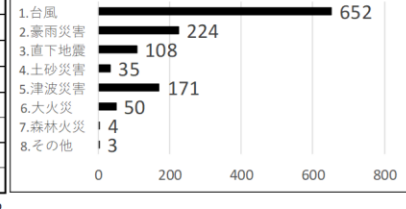
問2. 国土強靱化地域計画のことを知っていましたか。

|      |              |     |       |
|------|--------------|-----|-------|
| 計画認知 | 1 知っていた      | 67  | 10.49 |
|      | 2. 聞いたことはあった | 170 | 26.60 |
|      | 3. 知らなかった    | 402 | 62.91 |



問3. 小値賀町で、今後起こると脅威だと感じる大規模自然災害はどれですか。2つまでお選びください

|            |         |     |       |
|------------|---------|-----|-------|
| 脅威<br>自然災害 | 1. 台風   | 659 | 52.14 |
|            | 2. 豪雨災害 | 228 | 18.04 |
|            | 3. 直下地震 | 111 | 8.78  |
|            | 4. 土砂災害 | 35  | 2.77  |
|            | 5. 津波災害 | 174 | 13.77 |
|            | 6. 大火災  | 50  | 3.96  |
|            | 7. 森林火災 | 4   | 0.32  |
|            | 8. その他  | 3   | 0.24  |



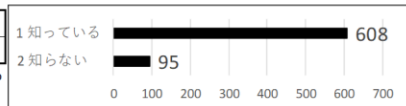
問4. お住いの地域で、過去超大型台風等自然災害の脅威を感じたことはありましたか。

|              |                         |     |       |
|--------------|-------------------------|-----|-------|
| 過去脅威<br>自然災害 | 1過去に実際に災害にあったことがある      | 666 | 50.96 |
|              | 2被災したことはないが、脅威を感じたことはある | 441 | 33.74 |
|              | 3脅威を感じたことはない            | 200 | 15.30 |



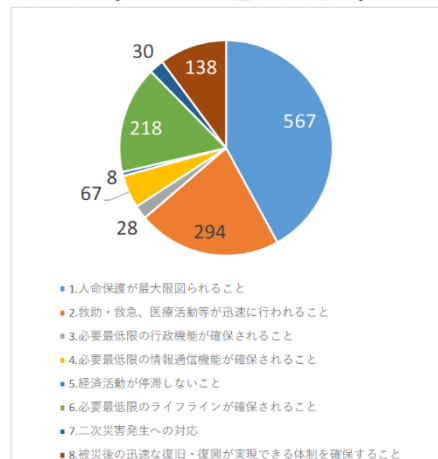
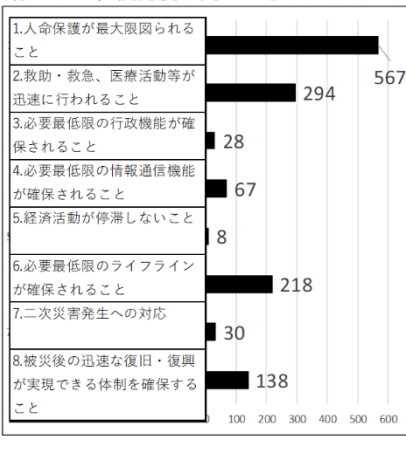
問5. 町が指定している避難場所や避難所を知っていますか。

|            |         |     |       |
|------------|---------|-----|-------|
| 避難所<br>認知率 | 1 知っている | 608 | 86.49 |
|            | 2 知らない  | 95  | 13.51 |



問6. 大規模自然災害に事前に備えるべき目標として、優先度が高いと思われるものはどれですか。2つまでお選びください。

|                    |                                |     |       |
|--------------------|--------------------------------|-----|-------|
| 高優先度<br>事前整備<br>目標 | 1. 人命保護が最大限図られること              | 567 | 42.00 |
|                    | 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること       | 294 | 21.78 |
|                    | 3. 必要最低限の行政機能が確保されること          | 28  | 2.07  |
|                    | 4. 必要最低限の情報通信機能が確保されること        | 67  | 4.96  |
|                    | 5. 経済活動が停滞しないこと                | 8   | 0.59  |
|                    | 6. 必要最低限のライフラインが確保されること        | 218 | 16.15 |
|                    | 7. 二次災害発生への対応                  | 30  | 2.22  |
|                    | 8. 被災後の迅速な復旧・復興が実現できる体制を確保すること | 138 | 10.22 |



## 問 7 発災時ライフラインの影響度

一位が 2.電気 45.43%、二位が 1.上水道 37.80%、と三位 5.携帯電話 6.05%、四位 7.下水道 5.40%に比して圧倒的に多くの回答があった。

## 問 8 超大型台風襲来時の心配事項

一位が 1.強風で住宅等が損壊すること 39.90%、二位が 4.電気・水道等ライフラインや及びトイレが使えなくなること 29.19%、三位が 3.住まいが超大型台風に耐えられず避難しなければならないこと 7.28%、四位が 7.診療所等が被災することにより救急医療機能が麻痺すること 6.92%と回答している。

その他記載欄には、農作物の被害、家族や自分の命、大事な時に防災無線が入らず役に立たない、大工左官が足りず中々修理ができない等の記載があった。

## 問 9 地震・津波発災時の心配事項

一位が 1.地震津波により多くの住宅等が損壊したり、多数の死傷者が発生すること 35.2%、二位が 8.電気・水道等ライフライン、及びトイレが使えなくなること 22.84%、三位が 3.避難所等での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期間停止すること 16.16%、四位が 4.診療所等が被災することにより医療機能が麻痺すること 9.03%と回答している。

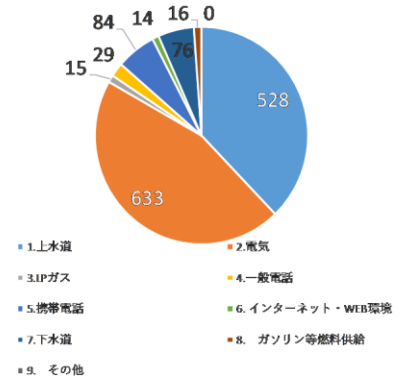
その他記載欄には、小値賀では地震津波は発生しないという記載があるほか、漁船の被害の記載があった。



問7. 各ライフライン等の内、大規模自然災害により機能不全となった場合、最も影響が大きいと思われるものはどれですか。2つまでお選びください。

|                |                 |     |       |
|----------------|-----------------|-----|-------|
| 最大影響<br>ライフライン | 1.上水道           | 528 | 37.85 |
|                | 2.電気            | 633 | 45.38 |
|                | 3.LPGガス         | 15  | 1.08  |
|                | 4.一般電話          | 29  | 2.08  |
|                | 5.携帯電話          | 84  | 6.02  |
|                | 6.インターネット・WEB環境 | 14  | 1.00  |
|                | 7.下水道           | 76  | 5.45  |
|                | 8. ガソリン等燃料供給    | 16  | 1.15  |
|                | 9. その他          | 0   | 0.00  |

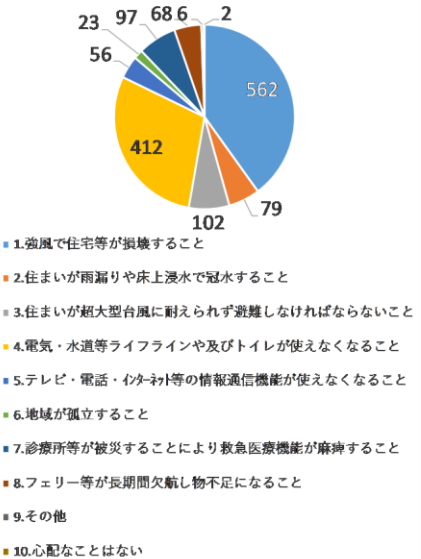
%



問8. 超大型台風が襲来したときに、なにが心配ですが。2つまでお選びください。

|                 |                                 |     |       |
|-----------------|---------------------------------|-----|-------|
| 心配事項<br>(超大型台風) | 1.強風で住宅等が損壊すること                 | 562 | 39.94 |
|                 | 2.住まいが雨漏りや床上浸水で冠水すること           | 79  | 5.61  |
|                 | 3.住まいが超大型台風にも耐えられず避難しなければならないこと | 102 | 7.25  |
|                 | 4.電気・水道等ライフライン及びトイレが使えなくなる      | 412 | 29.28 |
|                 | 5.テレビ・電話・インターネット等の情報通信機能が使えなくなる | 56  | 3.98  |
|                 | 6.地域が孤立すること                     | 23  | 1.63  |
|                 | 7.診療所等が被災することにより救急医療機能が麻痺すること   | 97  | 6.89  |
|                 | 8.フェリー等が長期間欠航し物不足になること          | 68  | 4.83  |
|                 | 9.その他                           | 6   | 0.43  |
|                 | 10.心配なことはない                     | 2   | 0.14  |

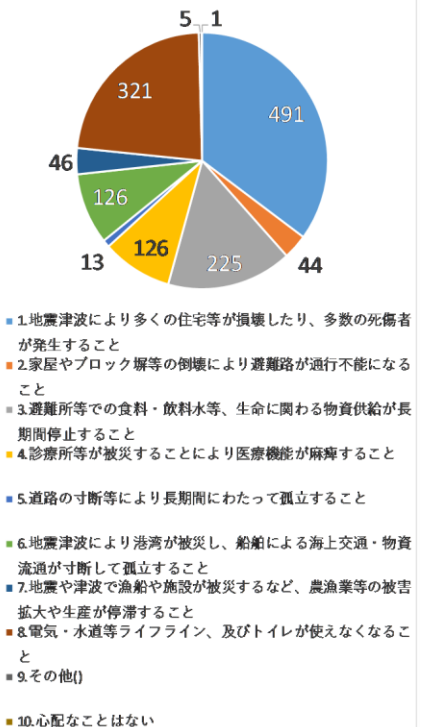
%



問9. 巨大地震や津波が発生したときに、なにが心配ですか。2つまでお選びください。

|                 |                                           |     |       |
|-----------------|-------------------------------------------|-----|-------|
| 心配事項<br>(超大型台風) | 1.地震津波により多くの住宅等が損壊したり、多数の死傷者が発生すること       | 491 | 35.12 |
|                 | 2.家屋やブロック塀等の倒壊により避難路が通行不能になること            | 44  | 3.15  |
|                 | 3.避難所等での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期間停止すること      | 225 | 16.09 |
|                 | 4.診療所等が被災することにより医療機能が麻痺すること               | 126 | 9.01  |
|                 | 5.道路の寸断等により長期間にわたって孤立すること                 | 13  | 0.93  |
|                 | 6.地震津波により港湾が被災し、船舶による海上交通・物資流通が寸断して孤立すること | 126 | 9.01  |
|                 | 7.地震や津波で漁船や施設が被災するなど、農漁業等の被害拡大や生産が停滞すること  | 46  | 3.29  |
|                 | 8.電気・水道等ライフライン、及びトイレが使えなくなる               | 321 | 22.96 |
|                 | 9.その他()                                   | 5   | 0.36  |
|                 | 10.心配なことはない                               | 1   | 0.07  |

%



## 問 10 住まいの耐震性

一位に 2.耐震性が不十分 59.28%と 6 割近くが回答しており、わからないも含めると約 9 割が住まいの耐震性について不十分或いはわからない(自信を持っていない)と回答している。

経済的な負担が大きい住まいの改修は、平均所得水準の低い(2020 年全国 1741 市区町村中 1588 位)小値賀町の世帯にとっては厳しく、住まいの経年劣化が相当進んでいる世帯が多くあることが推測できる。

## 問 11 住まいの耐震診断・改修予定

一位に 4 実施する予定はない 58.29%と 6 割近くが回答しており、わからないも含めると約 8 割以上が住まいの耐震改善をする意思を持っていないと回答している。

東石地業等耐震改修ができない構造的な問題を抱えている家屋が多いこと、高齢者が多く、跡取りが島内におらず当面住めればいいという感覚の住民が多くいること等、まさに構造的な問題を抱えていると想定される。

## 問 12 住まいの耐震対策

一位に 3. 固定はしておらず、今後も実施する予定はない 69.42%と 7 割近くが回答しており、単に経済的問題だけではなく、地震に対する意識そのものが非常に低いと評価できる。

## 問 13 発災時の災害情報取得手段

一位が 1. テレビ・ラジオ 40.75%、二位が 2.町の防災行政無線 36.55%、三位が 3.インターネット(県、町、気象庁等のホームページ)12.21%、四位が 5. 友人・知人からの電話 5.09%と回答している。停電になった場合、1 テレビ・ラジオ、3 インターネットが使用できないことから、防災行政無線の有効活用が求められる。

## 問 14 発災時の必要情報

一位が 1. 家族や親せき等の安否確認 32.46%、二位が 4. 上水道や下水道の被災の状況や今後の復旧の見通し 18.82%、三位が 2. 大規模災害による被災状況 17.09%、四位が 5. 電気やガソリン等のエネルギーの現在の供給状況や今後の復旧の見通し 14.99%と回答している。

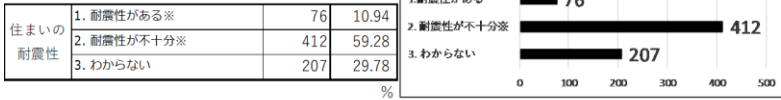
## 問 15 家庭内備蓄等実施状況

一位が 5. ライフライン途絶時の備え(携帯ラジオ、懐中電灯、携帯電話、スマホ、予備電池等)27.27%、二位が 4. コロナ対策(マスク・体温計・消毒液等)17.41%、三位が 3. 毎日飲む薬の予備 16.02%、四位が 1. 非常食(家族 3 日分以上の食料、飲料水)13.63%と回答している。

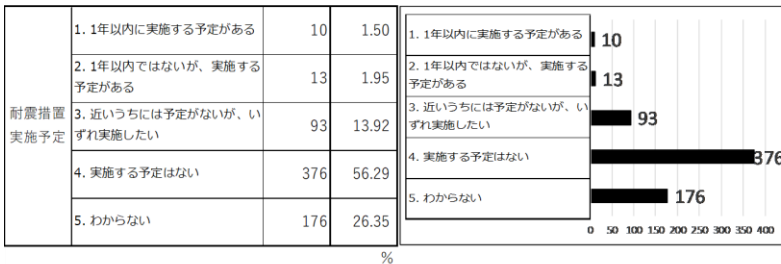
非常食備蓄が低い状況にある。

その他記載欄には、助けを呼ぶためのホイッスルを準備予定等との記載があった

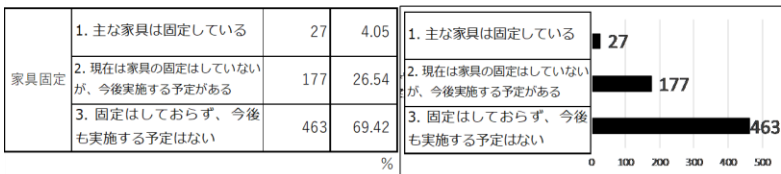
問10. お住いの耐震性を高める改修は、超大型台風にも耐えられる、安心安全な住まいづくりでもあります。いまのお住まいは、十分な耐震性がありますか。



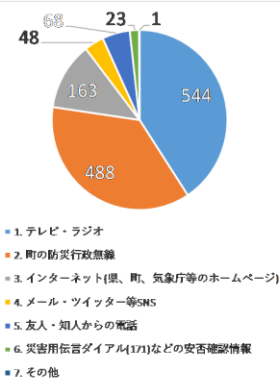
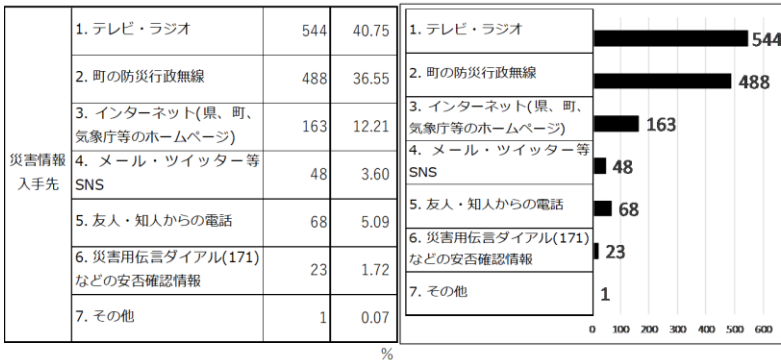
問11. 現在のお住まいについて耐震診断や耐震補強工事を実施する予定がありますか。



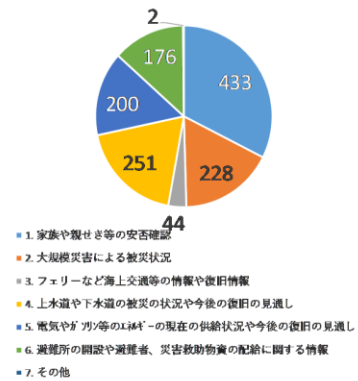
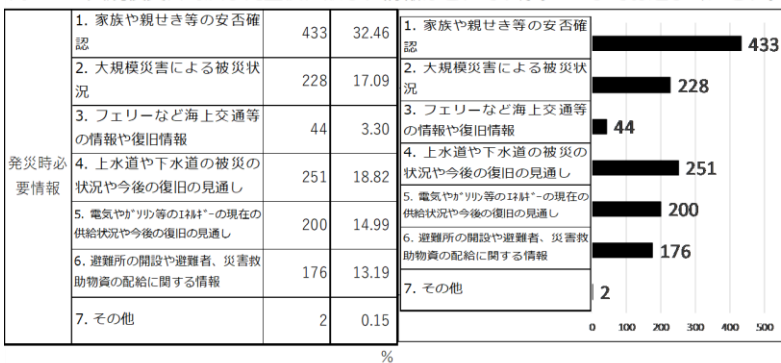
問12. 現在のお住まいについて地震対策のために家具の固定はしていますか。



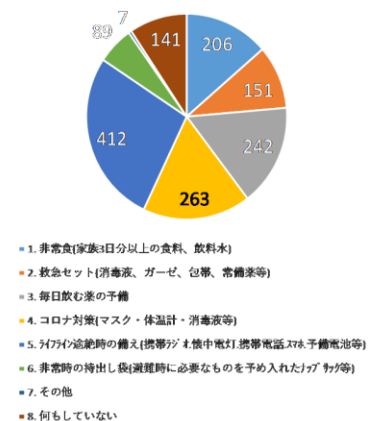
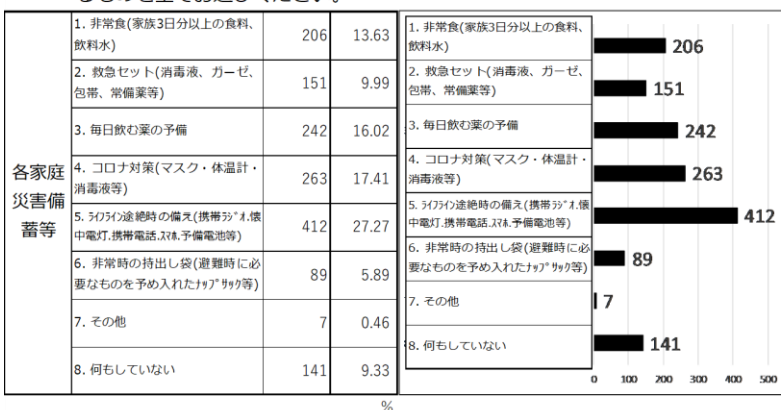
問13. 大規模災害時に活用可能な災害情報の入手先と考えているのはどれですか。2つまでお選びください。



問14. 大規模災害時及び発生後に欲しい情報はどれですか。2つまでお選びください。



問15. 災害に対する備蓄として各家庭で行っていることはどれですか。当てはまるものを全てお選びください。



## 問 16 自助力強化の取組

一位が 3.食料、飲料水等を家庭内で備蓄を進める 23.30%、二位が 7.避難の際に持出しする非常持出袋を用意しておく 18.75%、三位が 6.避難所・避難経路を平時に確認しておく 16.17%、四位が 1.耐震改修など、安心安全な自宅に改修し、家具を固定する 12.52%と回答している。

非常食備蓄が大事であり、また住まいの改修も大事であるとの認識がある結果の回答となっている。

その他記載欄には、他地域での被災に学ぶ、避難所は感染リスクがあり住宅耐震改修補助、瓦以外の耐震屋根素材改修補助等の記載があった。

## 問 17 共助力強化の取組

一位が 2.普段より地域での見守りや住民同士の交流を行い孤立者が出ないようにする 37.57%、二位が 3.地域の危険箇所を点検し、地域全体で情報共有する 26.23%、三位が 4.地域内に、指定避難所以外の一時避難所を確保する 20.16%、四位が 1.地区毎に防災訓練を行い、自主防災組織活動を活性化する 11.58%と回答している。

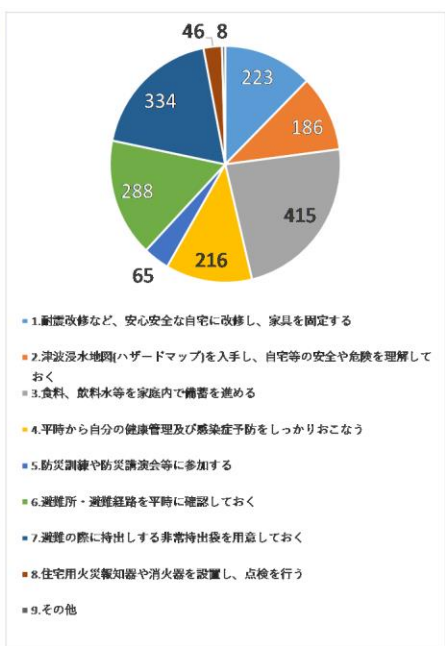
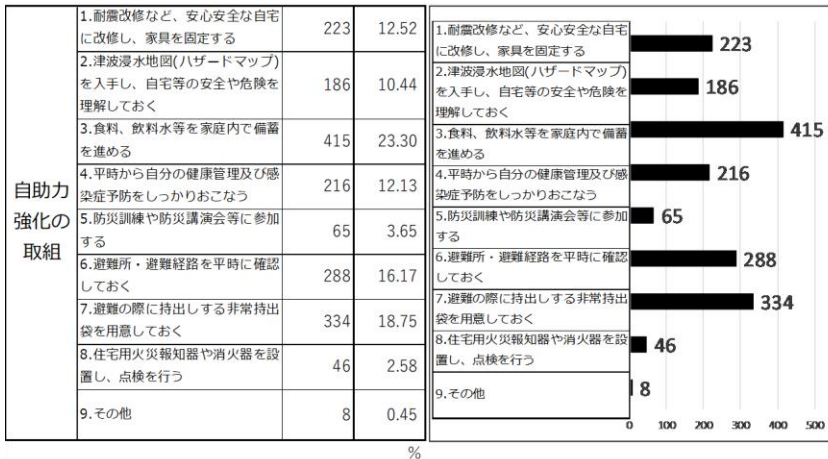
その他記載欄には、地域の防災リーダーを決める、高齢になり足手まといにならないようにする等の記載があった。

## 問 18 公助力強化の取組

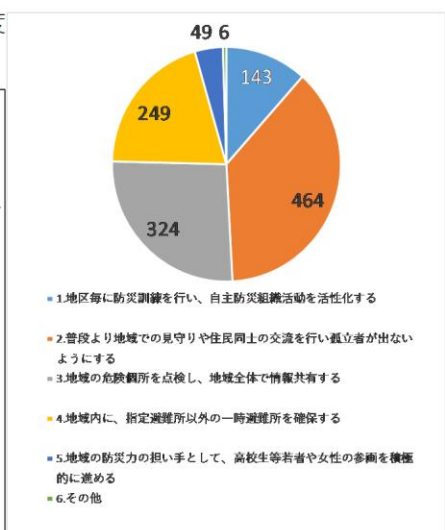
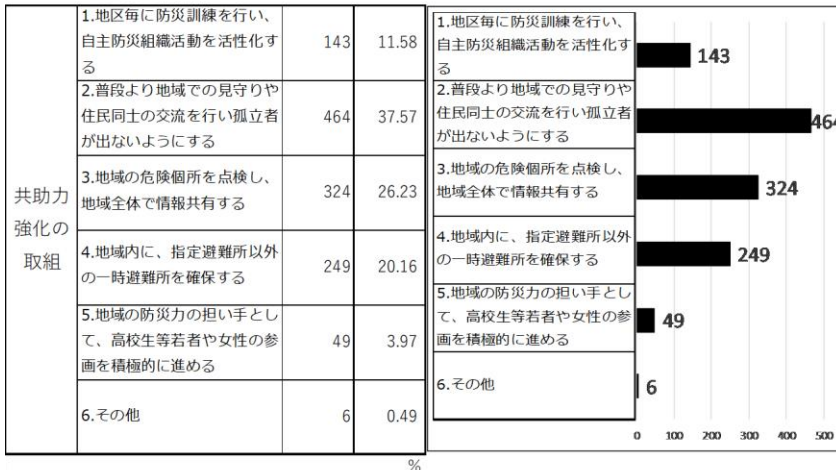
一位が 3.避難所に、非常食や飲料水その他の災害対策物資の備蓄を行う 23.63%、二位が 1.防災拠点となる役場の防災機能を強化する 23.09%、三位が 2.緊急避難のための避難路、避難場所を整備する 16.74%、四位が 5.町立診療所を災害拠点医療機関として整備する 14.72%と回答している。

その他記載欄には、大規模災害時の医師確保、他自治体との連携支援体制確立、支援物資の確保、自衛隊派遣、防災行政無線での随時情報提供、避難所建築物の防災対策の強化等の記載があった。

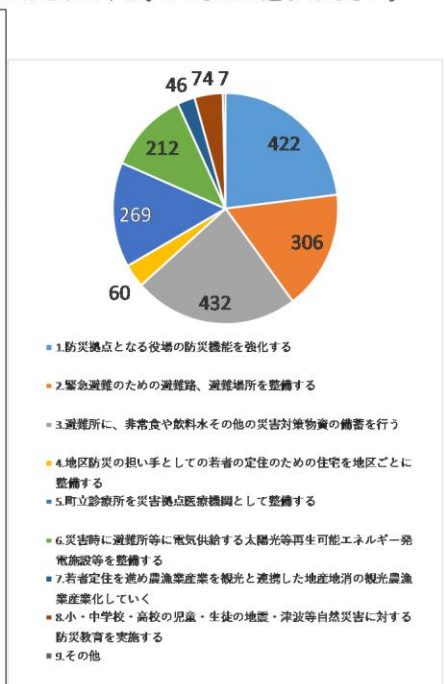
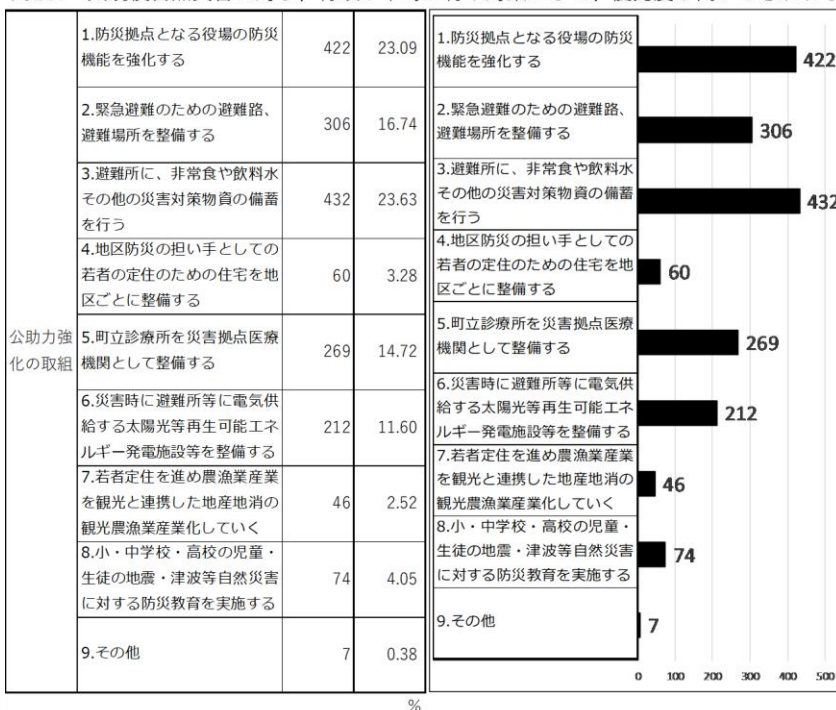
問16. 自助、共助、公助の内、災害時に自分の命を守るために、自助力を高める普段の取組みとして、優先度が高いと思われるのはどれですか。3つまでお選びください。



問17. 災害時に、地域で助け合う共助力を高める普段の取組みとして、優先度が高いと思われるのはどれですか。2つまでお選びください。



問18. 大規模自然災害に対し、行政が平時に行う対策として、優先度が高いと思われるのはどれですか。3つまでお選びください。





## 問 19 災害時の知恵・「言い伝え」

災害時に役立つ知恵や、災害に関する昔からの「言い伝え」などに関する記載は、44 あった。

内容は、「言い伝え」については、

- ・ 蜂が低い場所に巣を作ると台風が多い
- ・ 柿の実が多くなる年は大風が吹く
- ・ 災害は忘れたことにやってくる
- ・ 立春から 210 日、220 日 – 台風が多く襲来する時期
- ・ 昔から大風にかげなし、と伝えられていた。
- ・ 地震や自然災害時は古い神社に逃げろと教わってきた。
- ・ 大潮の時来る台風がひどいと昔から聞いています

災害時に役に立つ知恵については下記の記載があった。

- ・ ①雨戸に釘とロープで補強②雨漏り対策のシート準備③コンパネを多めに補充④瓦も予備準備
- ・ ①大型台風に備え全ての屋根に網を張る②窓ガラスに養生テープはる
- ・ ①台風前に食事を準備②通帳をまとめて持ち出しできるようにリュックに入れる③台風時ひどくなってから外に出ない。
- ・ ①寝室に使用しない靴・ヘルメットおいている②冷凍庫に 2ℓ のペットボトルを凍らせている。台風前や熱中症対策などにもなるし、停電時に冷蔵庫の保冷用に使用する
- ・ ①子供の背丈より大きい家具は家の中におかない、倒れて下敷きになっても「痛い」だけで済むレベルの重さしか置かない。②ガラス製品は極力おかない。花瓶などは使わない時はしまう。③靴をすぐとれるところに、服は着て寝る、ライフジャケットもすぐとれるところに。④ライフラインがとまってしまうことを想定し、一か月などキャンプみたいに過ごせるような準備をする。
- ・ 昔から、台風や北風対策として防風林の松を大切にしてきた、今後もよろしく頼みます
- ・ 自宅周りの木を切ったり、大木が倒れないように枝切。水が浸入・水で浸水被害をしないため、水のはけ口の整備をしている。
- ・ 地震・津波が発生した場合は、足腰の悪い親戚の高齢者を車に乗せて高台に避難する
- ・ 窓側から離れること（ガラスから守る）
- ・ ○風呂の水は、とっておく、洗たくは、その日にする
- ・ 独居老人への声かけ、手伝い
- ・ 台風接近時に気圧計をみながら風の向をみながらどこまで接近したか通過したかをみている
- ・ キャンプ道具をそろえておく、そのまま災害時に利用できる・キャンプサイトを常時整備しておく災害時に避難場所になる
- ・ ①コンパネの備蓄②南海トラフなど島外での大規模災害の発生後の不安。小値賀に物資は運ばれるのか？日頃から、生活用品（紙ペーパー・おむつ類）などはもちろん、食料品も備蓄を日頃から行う。

- ・①医療機関が充実していない地域に限って、応急手当の知識がない。心停止して、5分で生存率、社会復帰は半減する。
- ・①停電しても薪風呂なので、水さえ出たらお風呂は可能。②想定されないかもしれないが、長期間物流がストップしてしまったとき、プロパンガスが不足しても、木炭のストックをしているので、調理など可能。
- ・キャンプでの知恵や道具は避難時にとても役に立つので、みんなで防災訓練と称してキャンプをしてみても？ ライフラインが整ったキャンプ場を各園地に整備してみてもよいと思います。

## 問 20 意見・提言等

67 の記載があり、貴重な意見が多かった。主な内容は下記の通り。

- ・今日まで平坦な小値賀の島を数百年にわたり防風林（松）が、家や家屋や農地を守ってきた。しかし松枯れが深刻となった小値賀にきた台風 9・10 号によって思い知らされた気がします。20 年・30 年後のために暴風対策を考えていく必要がある
- ・町民が誰も孤立の状況にならないため防災の面でも相互に助け合える街づくりをしてほしいし、強化してほしい
- ・①地区ごとに防災係をきめ、行政と地域をつなぐ役割をしてほしい。②地区会長をはじめ、婦人会・消防団と各役割を決めてほしい。自分の事ばかりで何も役に立てていない③台風前や非難前など、スーパーから食品、飲料の不足が目立っていた。④情報が多すぎて混乱があった。⑤木材（コンパネ）切れ・大工の人手不足を感じた。今回は続けて大型の台風が来たので、修繕が間に合わず二次災害も考えられる。⑥避難所の開設から道掃除まで、役場の職員に負担がかかりすぎている、職員にも家族がいるので、町民全体で考えてほしい。
- ・笛吹在に住んでる。台風 10 号では、笛吹在の公民館に避難する方が多かった。一人暮らしの高齢者が多く、みんなで夜を過ごせて心強かったです。各地区にある公民館など補修・補強して、避難場所として活用してほしいと思った。
- ・台風 9.10 号で瓦の飛ぶ被害が多かった。被害の援助などよろしく
- ・①まず避難所が安心・安全であること②避難所が停電しないようにする。夏場など熱中症が心配されるので、エアコンなど、避難所は快適であってほしい。③避難所までの送迎バスを役場が出してほしい。④災害の時、自己防衛も大切だが、それぞれ町民が助け合いの心をもってほしい。⑤最悪な事態において、人命が失われるほどの非常事態の時は、強制的にでも町民を避難所に移動させるべき。
- ・停電早期復旧よろしくお願いします
- ・①役場を拠点とした地区と役場の連絡網の整備と作成。②災害後の復旧 n ための「かけつけ隊」等の構築。③建設業者との重機支援体制。④役場の整備、ダンプ・チェーンソー類の整備と管理

- ・ ①この町内において最大の問題は高齢化、大工・舎監・電気屋の不足し、災害前後の対策が大きな課題になっている。現状が加速する中、後継者づくりの対策が行政でできないか？
- ・ 近年毎年というほど大型の台風が発生している。小値賀島も各避難所を確保しているが、乳幼児、ペット類を抱えている家族もある。避難したくても人に迷惑をかけるという思いから、避難をためらう事がある。プライベートの関係から間仕切り段ボールの設置をお願いしたい。
- ・ 台風 9.10 号を受けて感じたことは、一人世帯で（老人）家に板を打ち付けようにも、出来ない。窓がサッシで雨戸がなく、ガムテープをするのがやっとでした。町内や役場で台風の対策をしてもらえないか？
- ・ 台風 10 号の時は、これまでになかった避難所の開設があり各家庭安心感がありました。これまで各家庭で不安な夜を過ごしていたお年寄りや一人暮らしの人にとっては避難所は安心して災害を乗り越える場所で、これからも開設してほしいとあります。また、災害時に停電などが長く続くと苦痛です。停電しても早く復旧できるように備えてほしいです（水道も！）
- ・ 大型台風の時一番心配なことは、周りに我が家を囲むように空き家があり、台風の時瓦など飛んできて困っている。どうにかならないものか。あと片付けも大変です。
- ・ ①電線にかかる木や竹などは、停電しないように台風前に切る。②土砂崩れがおきる危険のある場所は早めの補強。
- ・ ①災害の日常的に多い地域から情報を事前に得ておく。②移住者の視点から、島の方々は地震などの災害を想定しなさすぎ。高齢者ほとんどの世帯で、家の中のものが多く、ガラスが多く背の高い家具が多い。心配になる。
- ・ 斑は橋でつながっており孤立の可能性があるため、斑独自の避難所が必要である。個人宅を非常時の避難所に使用できるよう、丈夫な家を指定する。または、公民館を補修し強化し避難所とする。
- ・ 災害時の医療体制を強化してほしい
- ・ 小値賀は台風が多いところですよ。情報はＴＶやラジオで入手。台風 9.10 号に関しては、情報も早くから出ていたので、行政もっと早くたいおうをしてほしかった。町民を不安にさせないためにも、台風で情報がなく不安な方々のためにも、小さい町だからできると思う。よろしく。
- ・ 町営住宅に雨戸が欲しい
- ・ 大工が少ない。修理が進まない
- ・ ①斑地区は空き家が多く、特に家の瓦が飛ぶ恐れがある②災害がなくても風が吹いてきたらいろんなものが飛んでくる恐れがある
- ・ ある程度の被害があることは、災害の規模により仕方ない部分もありますが、水・電気・ガス・等ライフラインが長期にわたって断絶されることがないようにお願いしたい。現在の小値賀町は的確に対応してくださっていると思います。
- ・ 地域にある班ごとに、非常時の連絡する係を決めるとよいのでは？
- ・ 9/2 から 3 日にかけて発生した台風 9 号による町内のブロック塀が数か所にわたり倒壊。幸い深夜の暴風であったため第三者への被害はなかったが、たまたまだと思うべきであろう。日本



各地にこのようなブロック塀が多く存在してる。平成 30 年大阪府北部の地震により、高槻小学校のプールのブロック塀が倒壊し登校中の女子児童が亡くなった痛ましい事故がある。学校という公共の場（児童の命を預かっている場所）で起こった事故は、学校は当然安全な場所だと思っていた小学生にも大きなショックを与えた。まして私有地にある財産、脆弱ブロック塀は、自治体には手も足もでず野放し状態。事故が起こってからでは遅すぎる命にならぬよう知恵を集結し、条例・除去費に係る補助事業で撤去を促すなど提案する。脆弱なブロック塀を野放しにしてきた国の責任は重い。机上だけの「強靱」のキャッチフレーズで終わらないように願いたい。所有者には財産権と管理者責任の重責があります。

- ・古い家は譲らない。解くのに大変お金がかかります。困っています。
- ・日頃から近所付き合いを密にして、孤立する老人などの無いようにしてほしい。老人は声をかけられるだけで元気をもらえるのです。
- ・①台風 9.10 号の後片づけで行政の方や業者の方々が素早く動いてくれて助かりました。感謝です。手の及ばぬところを地域が担いますが、その範囲分担を明確にさせていただきたいと思います。「この道路は公的に片づけます。ここは地域でおねがいします。」とか。②台風接近の準備（コンパネ張りなど）を、一人暮らしの高齢者には難しいので「お助けレンジャー部隊」みたいなチームがあると安心です。③業者の材料が品切れで困りました。備蓄はできないのでしょうか？
- ・町で最も恐ろしい災害は、地震・津波による災害です。多くの建物の老朽化が進み、大地震には耐えられない。耐震化ができる人口も限られる。大規模災害の発生時は時間帯にもよりますが、人的被害が甚大なものとなる可能性がある。現在の医療体制では、医療崩壊を招きかねない気がしますので、災害派遣医療チーム・自衛隊との連携確認を確保しておいたほうが良いのではないのでしょうか。また、南海トラフ巨大地震のように広範囲に災害が起きる場合、直接町が被害を受けずとも被災地への物資輸送が優先され、離島への物資の輸送が滞るかもしれないという心配がある。そういった事態へ対応するため備蓄などは進めるべきだと思う。
- ・少子高齢化等で大規模災害が発生しても地域を守るのは困難だと思う。そのような事を考え、避難しなくて済むような街づくりが必要。子ども・年寄りなど弱者は特に普段より安全な場所で生活ができるようにする。公民館などを、鉄筋コンクリートなど、強靱なものにする。
- ・当町は、高齢化が県内 1 位。独居の高齢者も多く「自助・共助・公助」関係を詳細に検討する必要がある
- ・台風 10 号で、諸学校に避難しました。その時の役場の職員の対応がよくありがたかったです。
- ・日頃から町民に防災の大切さを伝える努力を！
- ・避難所の環境整備をお願いしたい
- ・小値賀のひどい台風は 10 年に一度くらいできているようです。前の台風は平成 24 年と思います。でも今年は続けてきましたから用心することですね
- ・今回の台風の災害で 1 人暮らしの一軒屋のきびしさをおもいました。常日頃から個人々に出来るボランティアの組織を作ってはどうか。草取り、松葉かき、子供の学習指導、農作業

の手伝い、互いに想いやり協力し合う気持ちでボランティアが出来ればと思います。

- ・島内に管理不在者の空き家・ブロック壁等の処理を予め済ませておくことで、被災後の速やかな復旧作業の妨げとなる要因を減らせると思います。
- ・大きな台風の直後に全世帯を対象としたこのようなアンケートの実施は今後の町づくりに大変有功だと感じます。今回は台風というあらかじめ予測できる災害であった為、避難所使用の申込受付や避難所開設準備ができたと思いますが、地震や津波などの突発的な災害発生時の対策については不十分のように思いました。避難所として使用する可能性がある各施設には、平時から最低限の必要物資（特に救急箱・AED 等）を備えいつでも誰でも災害時に使用できる準備が必要だと感じます。物品があってもそれを使用できるように町民や職員を対象に消防や赤十字の AED 講習の開催等も防災意識向上に繋がると思います。医療職や消防職員数も少ない為、被災時に自助・共助でできることを増やすしくみができれば、と思います。また防災無線で流す情報を SNS でも行ったり、移住者が小値賀町の地域防災（町の特性・地形や地質、被害想定）について学ぶ DIG（災害図上演習）を行う等新たな取組ができれば参加しながら家庭での防災意識向上に繋がっていきたいと思います。
- ・アンケートの趣旨と少しちがうとは思いますが、大工さん、左官さんの職人さんが少ないのが不安です。今度の 9 号、10 号の台風で家が破損して、すぐにみてもらいたくても、何日もかかります。素人では、できない事があります。
- ・これまで台風以外の自然災害については漠然とした恐怖しかありませんでしたが、今回のアンケートを書くことで、「有りうる事」としてとらえなければとおもいました。高齢で足の悪い親がいますので緊急避難の時、如何に迅速に車に乗せるかが一番の課題です。ありがとうございました。
- ・東日本大震災を経験した身として、水、食料、紙、携帯電話（通信機器）この 4 つが欠落した場合に生命の危機及び生活の困窮を実感しました。離島では更に申告な状況になり得るかと思います。平時に備え、緊急時には物資、資源等を行政主体でコントロールし、調整、分配できる環境が望ましいかと思っております。治安維持にも繋がります。
- ・10 号台風で避難した時、感じたこと。役場職員の方至れり尽くせりの犠牲的な働きを目のあたりにし、日頃からプロ級の訓練を受けておられると感じました。行政の真剣な取り組みに感謝しています。
- ・たて続けに、9 号、10 号と台風が来ました。避難は、しませんでした。9 号では、トイレが雨もり、10 号で座しきが雨もりしました。避難と言いますが、雨もりするから、出来ないです。今度の台風は恐かったそして、つかれました。真剣に考えなければと思います。瓦が数十枚われました。
- ・計画は絶対作り上げていただきたいと思いますが現在の県道・町道が車の及び人の通行がセンターラインはみ出し等見苦しさもあります。早めの対策をお願いしたい！
- ・この度の台風 9 号にて瓦の被害があった。雨どいがこわれた為、下の方の瓦がずれ落ちたり、上の方の屋根が下に落ちて割れたり、自分で出来る範囲でブルーシートをはったり、割れた

処は、手の届く範囲でナイロン袋で補修したりしてるが、瓦がずれたりしていて、このままだと下の板がくさって、屋根替え全部しなければならないと思う。男でのあるところは良いけど、一人者とか年寄りには困っていると思う。多数被害が出ているので、大工、左官に言ってもいそがしい旨言われる。一応見積りだけでも思ってるが、その予約さえままならない。私だけではないと思うが、どうにかならないか今一番の悩みです。台風だけではなく雨の日が落ちつかないです。

- ・防災力、被災復旧への地域の係り（高齢化）
- ・自己被災で、他人への援助が出来るか？
- ・組織構築が重要
- ・やっていくべき事が全て記されていますが、停電になると、通信関係（IT、ラジオ、スマホ等）やトイレ、フロがだめになると、長びけば水道も、ALL 電化の人は大変、従って停電対策が重要かと思います。
- ・年ごとに気温が高くなってきていて、今9月中旬であるがカエルが鳴いている。道路・庭等はコンクリートで固められて気温が下がらない。すべてのインフラは電気で動いている。電気がなければ上下水道は使用不可となる。行政としては発電機の準備があるのだろうか。今回の状況を見てみると中国は我が物顔で内部侵入している。福江島は山を買い占めていると聞いている。小値賀町は外国人からの土地の取得の申請があれば拒否してください。自由が制限されるから。
- ・電線の地下埋設により停電を防ぐ
- ・小値賀町の災害時の備蓄が何がどれだけあるか知りたい。・逆に強化されている建物を知りたい。(個人宅以外)・小値賀町の災害時マップ、避難所・浸水地区など危険地区などの明記。AED設置箇所もあったら助かります。自家発電箇所もあったら助かります。
- ・これからも松の木を守り、又防風林として小値賀の島全体を囲みこの美しい島を子々孫々まで守り引き継いでいけるよう対策をお願いしたいです。自給自足、できるように田畑の整備利用促進をお願いしたいです。
- ・人命の保護が最重要だと思われます。今回の台風の避難場所であった体育館では住民より暑かった等の声も聞かれました。感染症対策を含めたハード面の整備も今後は必要と思います。
- ・大規模災害が増えている。今まで経験したことのないようなことが起こっている。日避難訓練など行いとなり近所の人に声をかけ合う等、訓練をし身につけたほうがいい。急に起きたらパニックになり何もできない。助け委が大事だと思う。高齢者が多いので。
- ・恒例により自力避難が困難な人の対策を具体化　・アンケートの内容回答がなぜか2つまで？等アンケートを実施しなくとも行政が考える中身だったのでは？
- ・今日もよそから来た人にどこか食べるところはないかと聞かれる。お昼ごろ街を歩いていてよく聞かれる。ふるさとが弁当専門になって、もう年だからやめたいと言っているみたいだし、音家は休みが多く営業時間を早く締めたりしているようだし、すずらんはわかりにくいし、丸田屋はメニューに魅力がないし。昼食を食べれるところが本当はない。よそから来ている人

は小値賀の美味しいものを食べようと思ってきているのに昼ごはんさえ食べれない。このネットの時代小値賀じゃご飯も食べれないと日本全国に広まってしまう。これでいいのか?? どうしたら将来のことを考えもっと真剣に考えるべきと思う。補助金はいいのだけれどももっと審査をきびしくし法等にやる気があるのか、やり続けられるのかよく吟味してからやった方がいい。町が積極的に介入すべきと思う。船の中で小値賀でインスタントラーメンしか食べられなかったと話している人を二回聞いた。お店は大変だと思いが将来小値賀が生き残っていくにはもっとお互いに切磋琢磨してやっていかなくては。小値賀の未来のために。

- ・ 今回のアンケートで準備をしようと思いました
- ・ ①台風前など、高齢や一人暮らしの方、台風の怖さを知らない移住者へ、コンパネ張りや、台風対策を、「消防団とかお助け隊」がやる。台風後も協力してほしい。②台風後、高潮後、掃除作業など、役場の人でなく、住民も一緒になってやれる。町内の海岸清掃の時と同じように。
- ・ 台風で心配することは沢山あるが何を書いてよいかわからない
- ・ 行政の立場から作るのではなく、民間や町民の立場に立った計画を作してほしい。「実行不可能」「困難」な計画では、机上の空論では時間の無駄です。
- ・ 高齢者が多いので、突然大災害が発生したときに、迅速に対応できるのか心配。日頃から緊急時に持ち出すもの等リストアップしておき自分だけでなく高齢者、障害者の方にも自覚していただいて、一緒に避難する（地区の班別等）
- ・ 防災無線、電話などが使用不可能になった時、行政からの伝達がスムーズにできる連絡網の構築が必要。日頃より、隣近所の絆を協力にしておくことが一番大事な。
- ・ 昨日の台風 9/10 号でわかりますように、前方方面とまだ防風林が残っている浜津方面とでは被害の程度が違うように思われます。畑総事業で松野防風林が植えられていますが、今枯れようとしています。薬剤注入で助かるのであれば感覚を広く開けてでも、薬剤注入をお願いしたいと思います。先人たちが 100 年後、200 年後を見据えて作った防風林も同じです。ただ単にむ人口の構造物をつくる事だけが国土強靱化につながると思えません。
- ・ しなやかな柔軟性も欲しいです。町内放送だけの情報共有は弱すぎる。ツイッターや Web を活用すべき。
- ・ 段ボールベット町はタオルケット、タオル、ティッシュ・トイレトペーパーの備えをと思います。
- ・ この島の住民は役場職員を除きとても所得が低いです。後継ぎとして島に残った人のこと、親を見ながら働いても所得が少ないので古くなった家を改修、建て直しをするお金もありません。耐震性が不足しようがこの家に住むしかありません。なので親が亡くなれば便利な島外に出ていくつもりです。医療もそうです。誤診ばかりの診療所にお金かけて通院する気にもなりません。島外の病院に行くにもフェリー代、病院代と余分な出費がかかります。国土強靱化計画？まずは、島民の生活の安定がなければ、何もできないのでは？ 島民が住んでいるボロボロの家をよーく見てください！自力でできないくらいお金持っていないのですよ
- ・ 今回の台風 9.10 号で、上下水道、電気が止まった時、バックアップがどの程度整えられてい

るか重要だと感じた。昔ながらの井戸水の再利用、太陽光熱、バイオトイレなどインフラが止まっても利用できるシステムを多少なりとも持つておく必要があると感じた。また、もちろん耐震も重要ですが、本町においては、台風対策として、屋根の更新最重要に思いました。何か町として事業化できるとよいのですが……。今後は空き家の危険性が高まると予想されます。瓦が飛散するなど、上手に空き家を減らしていく工夫も必要になりそうです。

- ・①避難所家屋などの強靱化に加え、小値賀町の主産業である農海業の強靱化も重要で、特に施設園芸部門の農業については毎年超大型台風が来ると作物被害をうけやる気をなくしてしまい、離農・転出者が増加してしまう可能性が高くなると考えています。そのような農業・漁業者への支援、保険加入促進、台風に強い農作物への転換等を「農漁業者・農協・漁協・行政」一体となって、進めていく必要があると考えています。②各地区ごとに避難所があるがあるほうが避難前後の移動の手間や被災リスクを小さくすることができ、空調の管理なども体育館のような大きな施設より管理しやすくなるため避難所としては適当と考えています（共助）。そのために、公民館・町営住宅の強化が必要。

## □ アンケート用紙

### ～強くて、しなやかな小値賀町のまちづくりのために～ 小値賀町 国土強靱化地域計画 策定に関するアンケート

日頃から小値賀町政の推進に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、大規模自然災害に対して強くてしなやかな小値賀町を実現するため、町民の皆様のご意見をお聴きし「小値賀町国土強靱化地域計画」を策定することとしております。

つきましては、別紙の「強靱な小値賀町をつくりましょう」をご一読いただき、アンケートにご協力いただきますようお願い申し上げます。

#### 【アンケートの記入にあたって】

1. 回答者は、世帯主の方でなくても、同一世帯のご家族の方で結構です。
2. 回答は、あてはまる番号に○印をつけるか、下線部にご意見等をご記入ください。
3. アンケート回答に要すると思われる所要時間は、約 10 分～15 分です。
4. 回答は、同封の返信用封筒で、令和 2 年 9 月 23 日(水)までにご投函ください。
5. アンケート結果は、統計的に処理し、他の目的に利用することはありません。

#### 【本調査に関するお問い合わせ先】

- ・アンケートの内容や記載方法がわからない場合、ご質問などは、下記にお気軽にお問い合わせください。

小値賀町総務課総務交通班 黒崎 近藤 坂井 太田  
〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376 番地 1  
TEL 0959-56-3111 FAX 0959-56-4185

#### 問1. あなたの年齢、性別、職業、居住地区の該当番号 1 つに○をつけて下さい。

|      |                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年齢   | 1. 20 歳未満   2. 20 歳代   3. 30 歳代   4. 40 歳代   5. 50 歳代<br>6. 60 歳代   7. 70 歳代   8. 80 歳代以上                  |
| 性別   | 1. 男性   2. 女性   3. その他   4. 回答しない                                                                          |
| 職業   | 1. 会社員   2. 公務員   3. 自営業   4. 農漁業   5. 主婦   6. 学生<br>7. パート・アルバイト   8. 無職   9. その他(                      ) |
| 居住地区 | 1. 笛吹(大浦・松香丘含む)   2. 浜津   3. 柳   4. 前方   5. 中村<br>6. 黒島   7. 大島   8. 斑   9. 納島   10. 六島   11. 野崎島          |

#### 問2. 国土強靱化地域計画のことを知っていましたか。

1. 知っていた      2. 聞いたことはあった      3. 知らなかった

問 3. 小値賀町で、今後起こると脅威だと感じる大規模自然災害はどれですか。  
2 つまでお選びください

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1. 台風   | 5. 津波災害   |
| 2. 豪雨災害 | 6. 大火災    |
| 3. 直下地震 | 7. 森林火災   |
| 4. 土砂災害 | 8. その他( ) |

問 4. お住いの地域で、過去超大型台風等自然災害の脅威を感じたことはありましたか。

1. 過去に実際に災害にあったことがある -----
2. 被災したことはないが、脅威を感じたことはある -----  
(具体的に )
3. 脅威を感じたことはない

問 5. 町が指定している避難場所や避難所を知っていますか。

1. 知っている
2. 知らない

問 6. 大規模自然災害に事前に備えるべき目標として、優先度が高いと思われるものはどれですか。2 つまでお選びください。

1. 人命保護が最大限図られること
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
3. 必要最低限の行政機能が確保されること
4. 必要最低限の情報通信機能が確保されること
5. 経済活動が停滞しないこと
6. 必要最低限のライフラインが確保されること
7. 二次災害発生への対応
8. 被災後の迅速な復旧・復興が実現できる体制を確保すること

問 7. 各ライフライン等の内、大規模自然災害により機能不全となった場合、最も影響が大きいと思われるものはどれですか。2 つまでお選びください。

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| 1. 上水道   | 6. インターネット・WEB 環境 |
| 2. 電気    | 7. 下水道            |
| 3. LP ガス | 8. ガソリン等燃料供給      |
| 4. 一般電話  | 9. その他( )         |
| 5. 携帯電話  |                   |

問 8. 超大型台風が襲来したときに、なにが心配ですが。2 つまでお選びください。

1. 強風で住宅等が損壊すること
2. 住まいが雨漏りや床上浸水で冠水すること
3. 住まいが超大型台風には耐えられず避難しなければならないこと
4. 電気・水道等ライフラインや及びトイレが使えなくなること
5. テレビ・電話・インターネット等の情報通信機能が使えなくなること
6. 地域が孤立すること
7. 診療所等が被災することにより救急医療機能が麻痺すること
8. フェリー等が長期間欠航し物不足になること
9. その他( )
10. 心配なことはない

問 9. 巨大地震や津波が発生したときに、なにが心配ですか。2 つまでお選びください。

1. 地震津波により多くの住宅等が損壊したり、多数の死傷者が発生すること
2. 家屋やブロック塀等の倒壊により避難路が通行不能になること
3. 避難所等での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期間停止すること
4. 診療所等が被災することにより医療機能が麻痺すること
5. 道路の寸断等により長期間にわたって孤立すること
6. 地震津波により港湾が被災し、船舶による海上交通・物資流通が寸断して孤立すること
7. 地震や津波で漁船や施設が被災するなど、農漁業等の被害拡大や生産が停滞すること
8. 電気・水道等ライフライン、及びトイレが使えなくなること
9. その他( )
11. 心配なことはない

問 10. お住いの耐震性を高める改修は、超大型台風にも耐えられる、安心安全な住まいづくりでもあります。いまのお住まいは、十分な耐震性がありますか。

1. 耐震性がある※
2. 耐震性が不十分※
3. わからない

※木造は平成 12 年、非木造は昭和 56 年以前の建物が一般的に耐震性が不十分です。

【問 10.で、2.と 3.に回答した方のみお答えください。】

問 11. 現在のお住まいについて耐震診断や耐震補強工事を実施する予定がありますか。

1. 1 年以内に実施する予定がある
2. 1 年以内ではないが、実施する予定がある
3. 近いうちには予定がないが、いずれ実施したい
4. 実施する予定はない
5. わからない



問 12. 現在のお住いについて地震対策のために家具の固定はしていますか。

1. 主な家具は固定している
2. 現在は家具の固定はしていないが、今後実施する予定がある
3. 固定はしておらず、今後も実施する予定はない

問 13. 大規模災害時に活用可能な災害情報の入手先と考えているのはどれですか。  
2 つまでお選びください。

1. テレビ・ラジオ
2. 町の防災行政無線
3. インターネット(県、町、気象庁等のホームページ)
4. メール・ツイッター等 SNS
5. 友人・知人からの電話
6. 災害用伝言ダイヤル(171)などの安否確認情報
7. その他( )

問 14. 大規模災害時及び発生後に欲しい情報はどれですか。2 つまでお選びください。

1. 家族や親せき等の安否確認
2. 大規模災害による被災状況
3. フェリーなど海上交通等の情報や復旧情報
4. 上水道や下水道の被災の状況や今後の復旧の見通し
5. 電気やガソリン等のエネルギーの現在の供給状況や今後の復旧の見通し
6. 避難所の開設や避難者、災害救助物資の配給に関する情報
7. その他( )

問 15. 災害に対する備蓄として各家庭で行っていることはどれですか。  
当てはまるものを全てお選びください。

1. 非常食(家族 3 日分以上の食料、飲料水)
2. 救急セット(消毒液、ガーゼ、包帯、常備薬等)
3. 毎日飲む薬の予備
4. コロナ対策(マスク・体温計・消毒液等)
5. ライフライン途絶時の備え(携帯ラジオ、懐中電灯、携帯電話、スマホ、予備電池等)
6. 非常時の持出し袋(避難の際に必要なものをあらかじめ入れたナップサック等)
7. その他( )
8. 何もしていない

問 16. 自助、共助、公助の内、災害時に自分の命を守るために、自助力を高める普段の取組みとして、優先度が高いと思われるのはどれですか。3 つまでお選びください。

1. 耐震改修など、安心安全な自宅に改修し、家具を固定する
2. 津波浸水地図(ハザードマップ)を入手し、自宅等の安全や危険を理解しておく
3. 食料、飲料水等を家庭内で備蓄を進める
4. 平時から自分の健康管理及び感染症予防をしっかりおこなう
5. 防災訓練や防災講演会等に参加する
6. 避難所・避難経路を平時に確認しておく
7. 避難の際に持出しする非常持出袋を用意しておく
8. 住宅用火災報知器や消火器を設置し、点検を行う
9. その他( )

問 17. 災害時に、地域で助け合う共助力を高める普段の取組みとして、優先度が高いと思われるのはどれですか。2 つまでお選びください。

1. 地区毎に防災訓練を行い、自主防災組織活動を活性化する
2. 普段より地域での見守りや住民同士の交流を行い孤立者が出ないようにする
3. 地域の危険個所を点検し、地域全体で情報共有する
4. 地域内に、指定避難所以外の一時避難所を確保する
5. 地域の防災力の担い手として、高校生等若者や女性の参画を積極的に進める
6. その他( )

問 18. 大規模自然災害に対し、行政が平時に行う対策として、優先度が高いと思われるのはどれですか。3 つまでお選びください。

1. 防災拠点となる役場の防災機能を強化する
2. 緊急避難のための避難路、避難場所を整備する
3. 避難所に、非常食や飲料水その他の災害対策物資の備蓄を行う
4. 地区防災の担い手としての若者の定住のための住宅を地区ごとに整備する
5. 町立診療所を災害拠点医療機関として整備する
6. 災害時に避難所等に電気供給する太陽光等再生可能エネルギー発電施設等を整備する
7. 若者定住を進め農漁業産業を観光と連携した地産地消の観光農漁業産業化していく
8. 小・中学校・高校の児童・生徒の地震・津波等自然災害に対する防災教育を実施する
9. その他( )

問 19. 皆さんが日ごろから行っていることで、災害時に役立つ知恵や、災害に関する昔からの「言い伝え」などありましたらご記入ください。

問 20. 国土強靱化地域計画は、どんなことが起きようとも最悪な事態に陥ること避ける為に、平時から「強靱」な地域社会・経済や行政機能を、町民・行政一体となって作り上げていく計画です。意見・提言がありましたらご記入ください。

アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

本用紙は、同封した返信用封筒に入れて、9月15日(火)までにポストに投函ください。